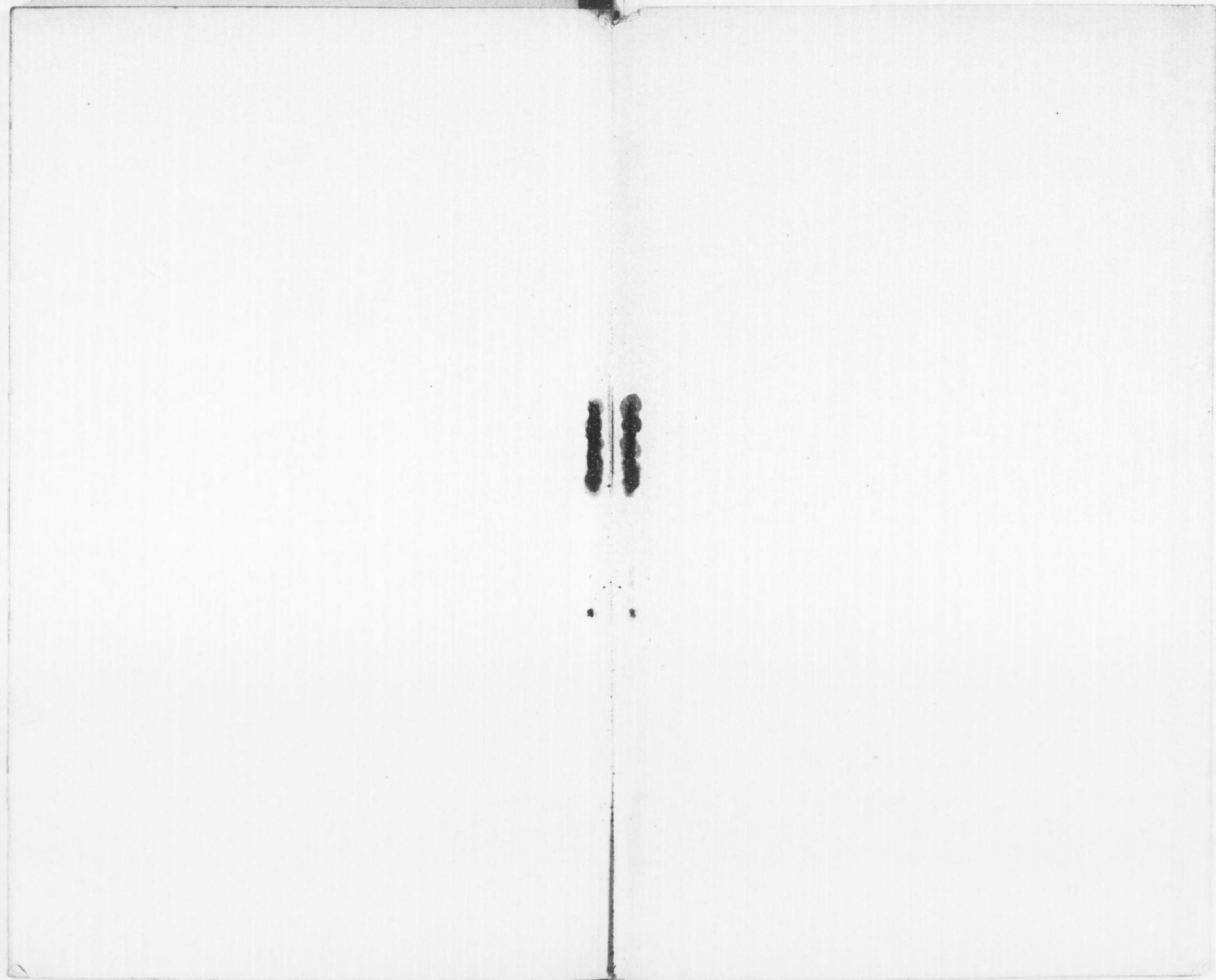


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





子 116
317



豊岡町勢一斑

埼玉縣豊岡町



自
治



大正癸丑秋日源達孝



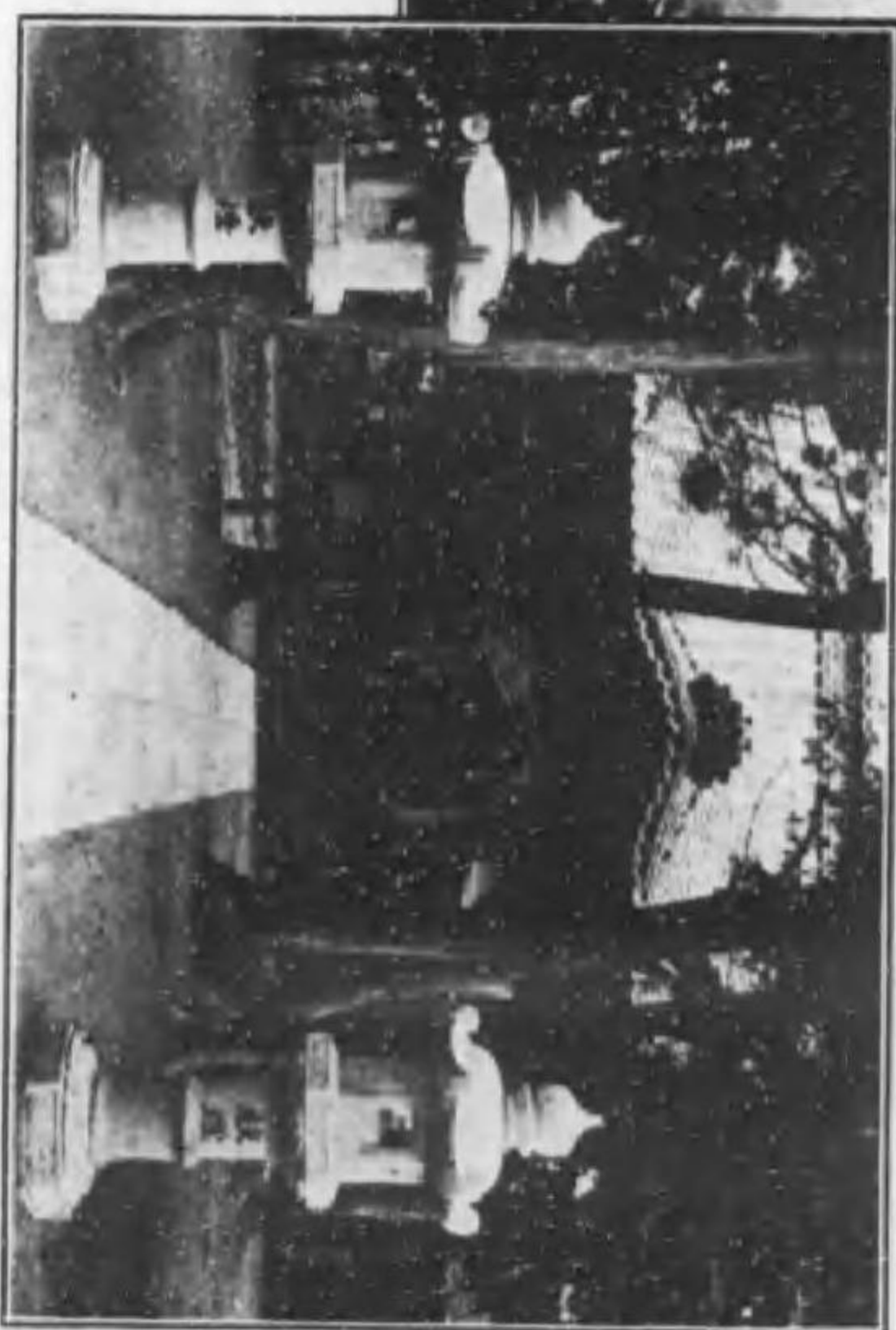
白
強

二大田

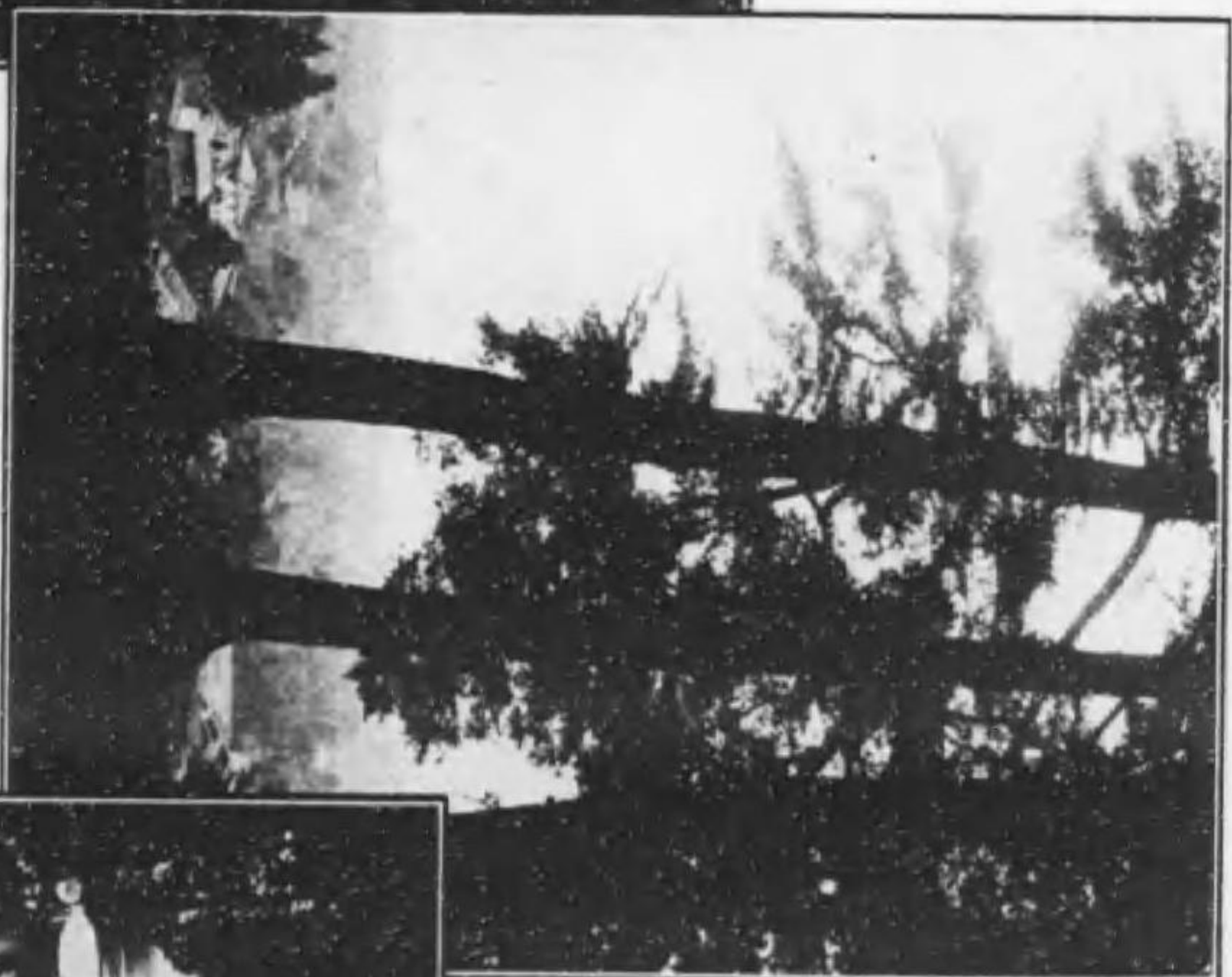
庚午五月
 蒼海題



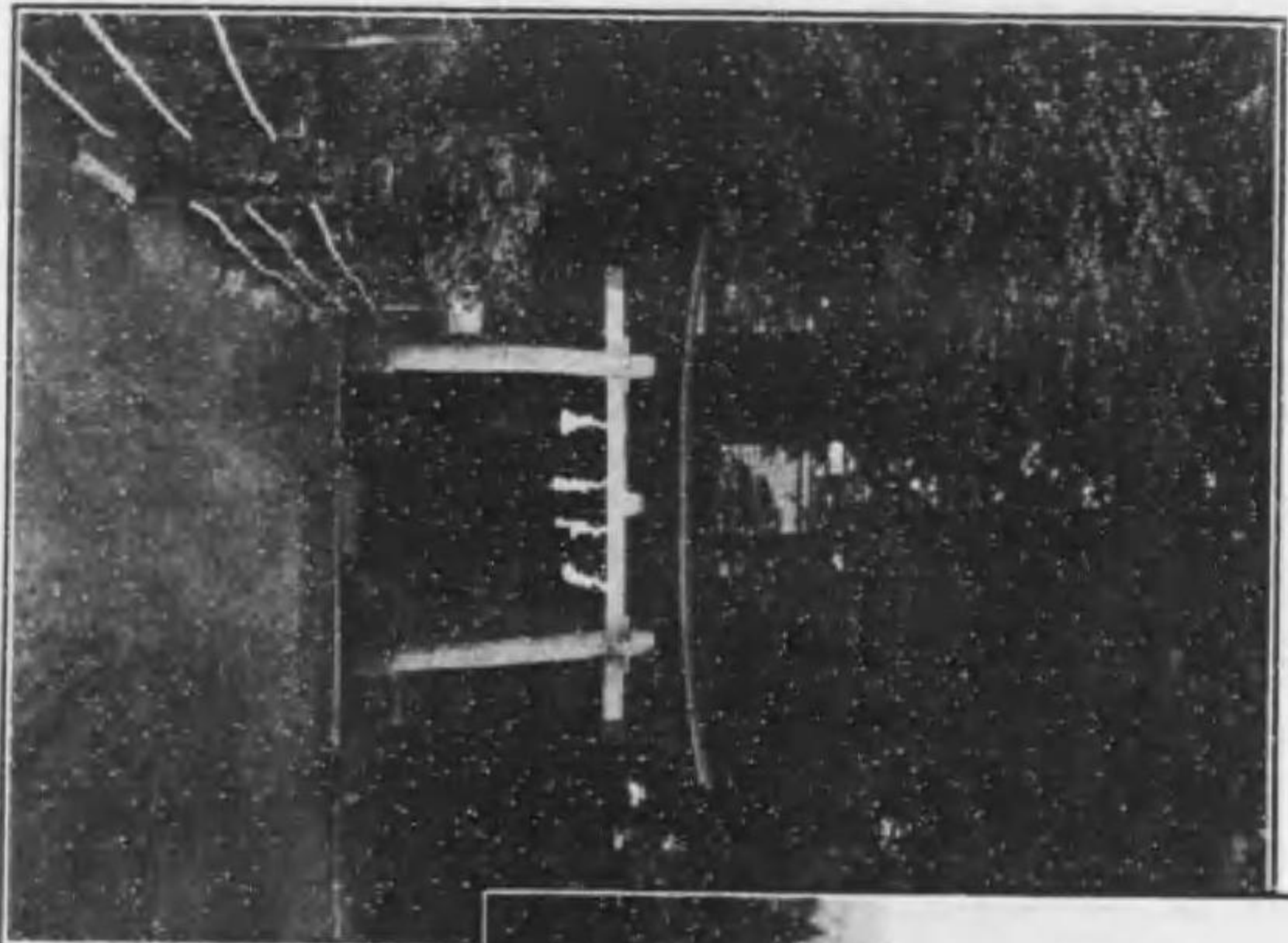
大正二年九月社殿の改築を竣せり



(須賀) 社神日春

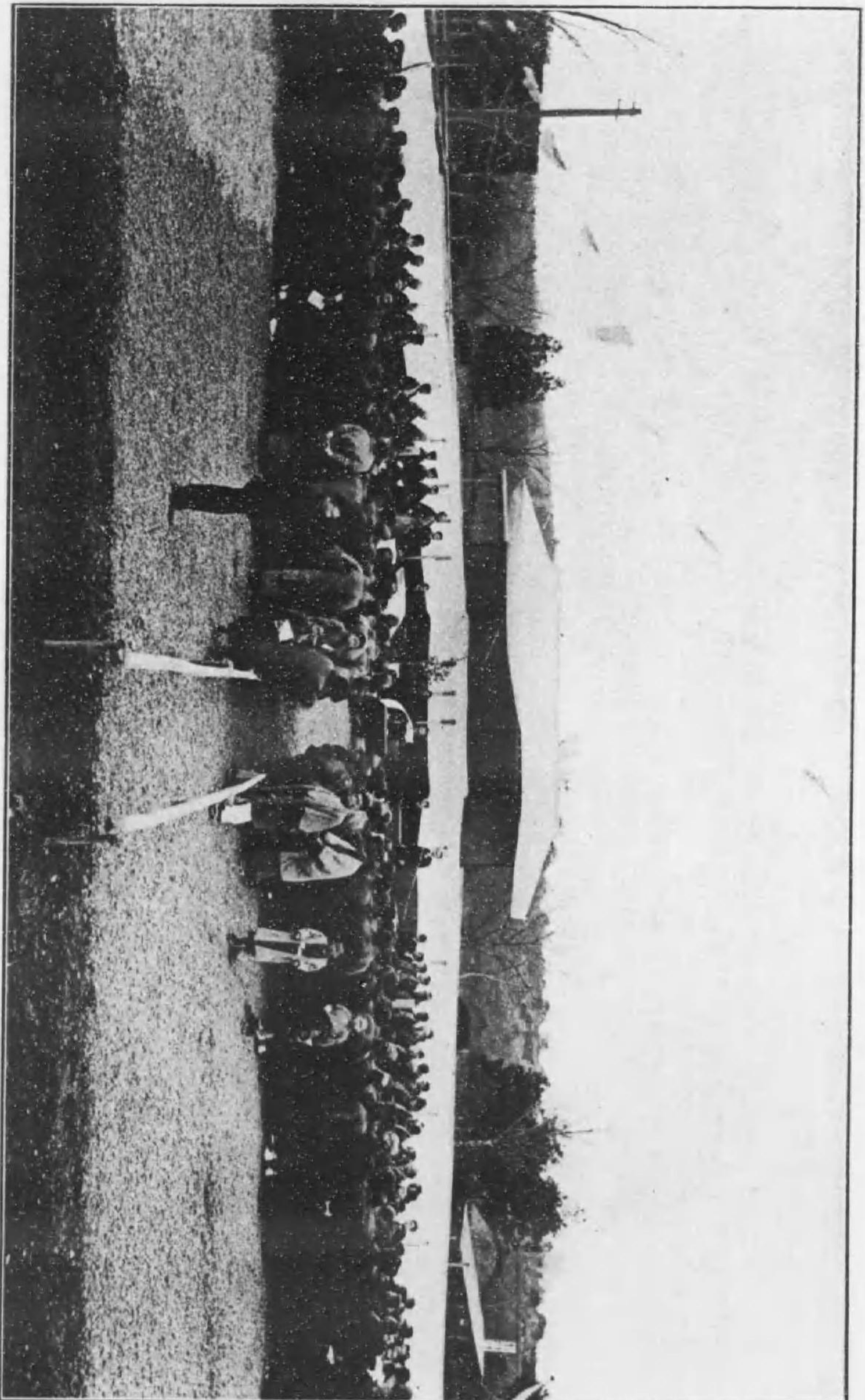


跡所立野御皇天治明
 (山間淺倉高)



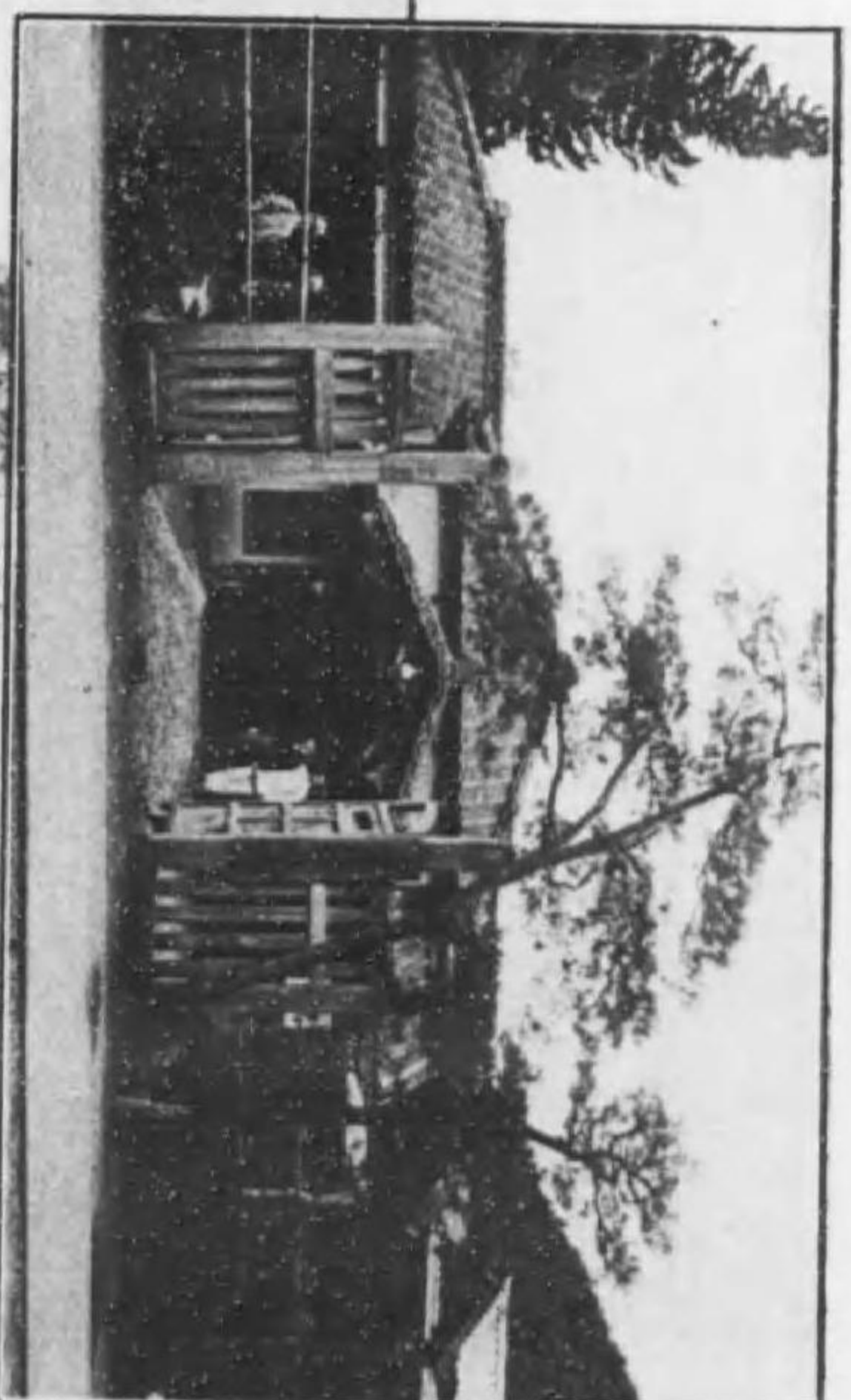
(浜町扇) 社神岩愛

嘉慶(足利の世)年代に植ゑられたりと傳ふる神木は此境内に在り

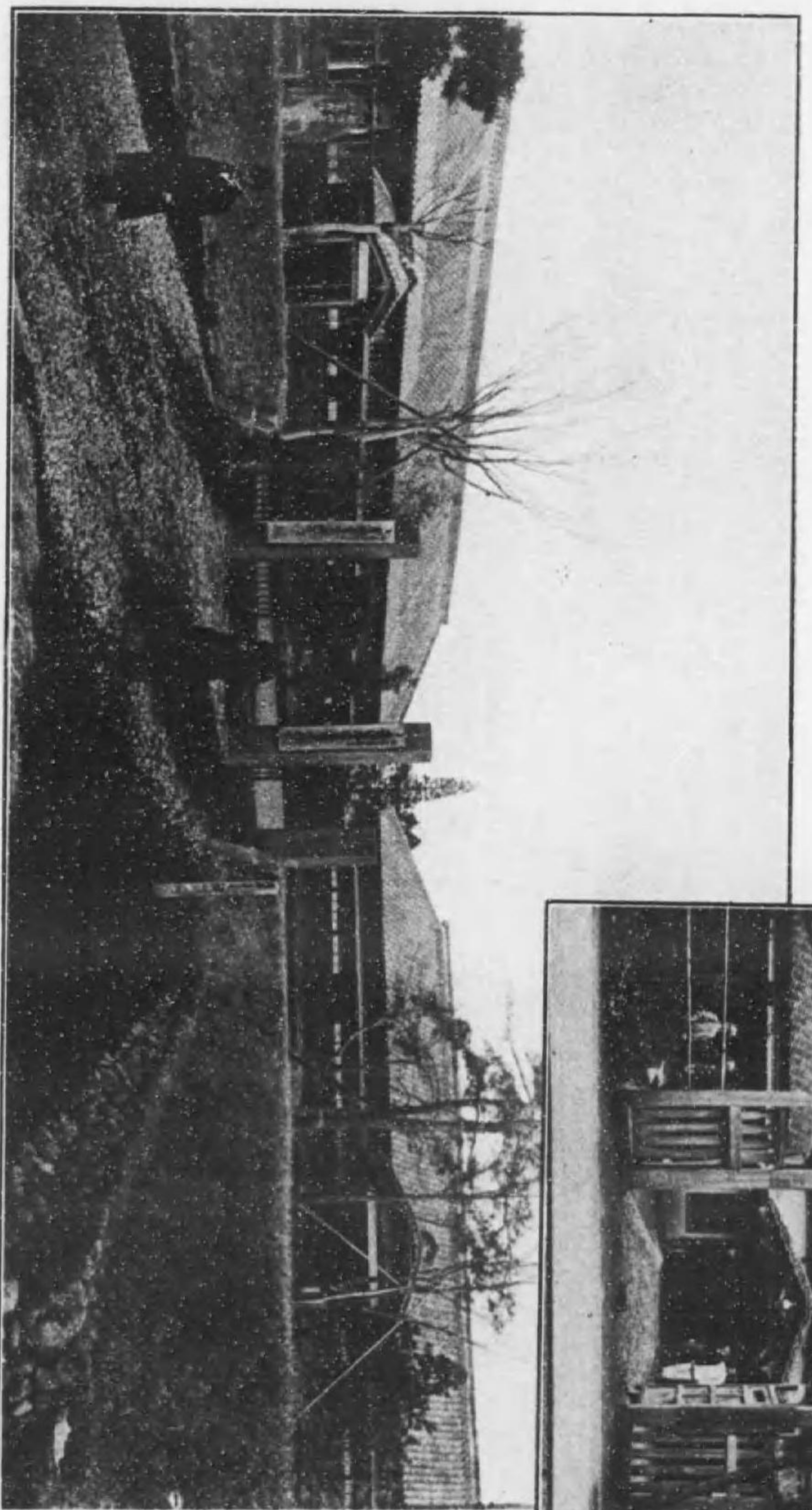


明治四十二年十二月五日島根縣知事
參列市川郡長祝詞を朗讀するの光景

會念紀年週廿立創町岡豊



豊岡町役場



豊岡常高小學校

氏衛兵伊田横 長町期初



るの兼か員議會町てしに士議代
氏三義谷粕



現町長 繁田武平氏



長校學小等常尋岡豊
氏次源田桑



長町目代二
氏三近田平

緒言

飛行機に其の名も高き所澤町、薩摩芋の譽も廣き川越町、絹織物で聞えたる飯能町、此の三都會の間に介在して、一小市街をなせるのは、豊岡町である。山や水や、秀麗といふべきでない、田や畠や、敢へて肥沃といふべきでない。然し自治の制が布かれてから、町運日に進み月に開け、内には諸般の實績舉り、外には治化の譽高く、呼んで模範町と稱せられるのは、徒爾か偶然か、抑々又當然の理由原因があるであらうか。余輩の淺見短識なる、之を洞觀するの明を持たぬ。唯此の町の一民として、此の土に生れ、此の土に養はれ居る者、過去現在の狀況を知ること、他郷の人士より多かるべき筈である。依つて茲に秃筆を呵して、此の町の事蹟に關し、目に觸れ耳に接する事共を、掻いつまんで記さうと思ふ。若し世の有識達眼の

士が、資りて以て自治教導經營等に關する研究の一助ともならば、望外の幸福である。

凡例

- 一、章を別から、目を配するに當り、其の何れに組入るべきか、判定に苦しみたるものもなきにあらず。かゝるものは、只私意によつて之を定めたり。
- 一、現行の町條例及び町規は、一括して附録となせり。
- 一、規約會則等のものにして、参考ともならんかと思惟したるものは、記事の次に添へたり。されど省略に付したるもの少からず。或は省くべくして載せ、載すべくして省きたるもあるべし。そは我が意の到らざるなり。
- 一、町勢一覽の數字は、皆大正元年十二月末の調査に係る。其の然らざるものは、調査の時を註したる等なり。
- 一、蕪詞拙文、意徒に閱して筆到らず。唯大方の判讀を乞ふ。
- 一、此の書の出づるに當り、徳川伯爵市川入間郡長の題字を得たるは、編者の光榮とする處なり。又豊岡町役場吏員は有益なる材料を與へられ、且つ統計表の作成を助けられたるは、多謝する所、特に繁田町長は校閲の勞をとられ、平田近三氏及び桑田源次氏も、資料と助言とを與へられたるは、感謝に堪へざるなり。尙一心舎は、早急なる印刷を引き受け、能く其の期日を守られたり。茲に記して其の厚意を謝す。



豊岡町勢一斑目次

正三位勳四等伯爵徳川達孝君題字
入間郡長從七位勳六等市川春太郎君題字

口繪

- 一、明治天皇御野立所跡、春日神社、愛宕神社
- 二、豊岡町創立二十週年紀念會
- 三、豊岡町役場、豊岡尋常高等小學校
- 四、粕谷義三氏、横田伊兵衛氏、繁田武平氏、平田近三氏、桑田源次氏
- 五、繁田武平氏茶園より製茶場及び本邸を望む、石川組製絲場第一工場

緒言

第一章 地誌

位置及び境界 一
面積及び廣袤 一
道路及び交通 一

第二章 沿革

昔の夢 三
新町組織 三
役場及學校の位置 三

目次

町吏員選定雜則 新年祝賀會

第三章 町政

町治の機關

吏員、吏員の勤務

(町吏員の心得、執務の方針、日々の心得)

町是

(町村是 町長の文)

基本財産

一、町基本財産

二、罹災救助資金

三、學校基本財産

(イ) 桐樹栽培

×(桐樹培養保護規定、同寄附願)

(ロ) 戦役紀念學校基本財産

(ハ) 一錢貯金

(家庭への通知書・一錢貯金基本財産蓄積規程)

(ニ) 蓄積會

(基本財産誓約書及答申書)

一 部落有財産の統一

稅務

(納稅組合規約)

土木

勸業

豊岡勸業會及び品評會 町農會

(町農會會則)

試作場

豊岡蠶業講習所

(蠶業講習所規程)

一

目次

優旗 (商工會會則) 豊岡商工会

警備

衛生

隔離病舎 火葬場 飲料水検査

(衛生組合規約)

兵事

帝國在郷豊岡町分會

軍人會

(同會規約)

公民會

(優良町村視察土産)

豊岡時間

教育

校舎 勸語の取扱

(取扱要項摘採)

児童訓

(校訓、級訓、季節訓)

朝禮

敬神崇祖の精神養成

教授法研究

復習

風紀衛門

善行表彰

児童文庫

直観物施設

貯金

一坪農業

職員児童の弔慰

教材研究

補足教材

廊下の利用

學校家庭の連絡

児童出席獎勵

揭示教育

學校元標

社會教育

全日二部教授

實業補習學校

第四章 矯風指導

日本弘道會黑須支會

(同規約)

豊岡町教育會

黒須節儉組合

(教育會規約)

大日本蠶絲會埼玉支會豊岡婦人部

(同規約)

母姊會

豊岡青年會 (元黒須矯風會元扇町屋青年同志會)

(元高倉義勇俱樂部元善藏新田青年同志會)

(同規約)

豊岡學友會

(同窓會會則)

豊岡處女會

(同會則)

豊岡同窓會

第五章 共同事業

黒須勸業會 (元黒須勸業談話會)

共同購入の諸組合

(黒須購買販賣組合、扇町屋肥料共同購入組合)

(善藏新田肥料共同購入組合、高倉購買組合)

(黒須購買販賣組合規約)

豊岡家屋改造組合

(同規約)

黒須相助組合

(黒須相助組合相助法及同積立金規定)

相互救済の美風

扇町屋積立金組合共同組合

市街

勸業會

七八

二十年會

(勸業會以下の諸規則)

不動貯金

第六章 通信及び交通機關

豊岡郵便局 九七

中武馬車鐵道 特設電話 附電燈

武藏野鐵道

第七章 金融機關

株式會社扇町屋銀行 九九

株式會社黒須銀行

第八章 産業

長谷部製絲場 瀧澤製絲場

石川製絲場 繁田茶舗及び製茶場

第九章 町勢一覽

一、土地 一〇三

二、民有地第一種の細別

三、所有段別表

四、財産

五、戸口

六、議會

七、町吏員

八、兵員

九、褒賞受領者

一〇、功勳位

一一、年金受領者

一二、團體

一三、學校設備

一四、學齡兒童

一五、大正元年度卒業者

一六、學校經費

一七、重要農産物

一八、製茶

一九、桑畑

二〇、養蠶

二一、收購

二二、蠶絲

二三、醸造

二四、機械業

二五、手工

二六、主要林産物

二七、主要畜禽

二八、生産物總價格

二九、工場

三〇、會社

目次

目次

附録 町條例並に町規

三二、道路

三三、社寺及び教會

三四、衛生

三五、國稅

三六、縣稅

三七、町稅

三八、納稅負擔

三九、町稅戶數割賦課

四〇、町費

四一、國稅納額累年表

四二、町稅累年表

四三、新町組織當時と現在との資力對照

第十章 町の花 一二五

賞勳局内閣各省又は大臣よりの受賞者

學校・農會・町・青年會に對する縣以上の行賞

戰役行賞に預りたる軍人

本町よりの表彰者

第十一章 町歌 一三七

第十二章 町史要覽 一三八

尾言

豊岡町勢一斑

第一章 地誌

地を離れて人なしとか。先づ豊岡町の自然地理につき、大要を述べることにする。

位置及び境界

我が豊岡町は、埼玉縣入間郡に屬し、川越町の南西約三里、所澤町の西北二里半に在りて、東京へ十二里、浦和の埼玉縣廳へ八里二十七町の距離を保つ。東より南にかけては、入間川入間藤澤の兩村に接し、西は東金子村に隣し、北は入間川を隔て、水富村に界して居る。

區分及び地勢

町内に四つの大字がある。曰はく扇町屋、曰はく黒須、曰はく高倉、曰はく善藏新田。此の四部落は、自然的に地勢を異にし、高倉は丘陵の上に位して高く、黒須は其の丘下に在るを以つて低い。故に高倉の水は黒須に注ぎ、黒須の煤烟は時に高倉の空を冒すのである。扇町屋と善藏新田とは、概して平坦なる地位を占め、黒須より高く爽かである。

霞川は町の中部を貫流する小河で、冬期は水涸れて、落葉を浮ぶる力もないが、夏秋の交には、折々野水が集注して、氾濫の害毒を流し、其の名の優しいのにも似もやらぬ禍をなすことがある。

扇町屋と黒須との間に坂路がある。今は四間幅の縣道、三十分の一の勾配で、跛鼈も易々として上ることを得るが、新町組織以前は、老人や小供は往復に困難を感じ、車力や荷馬などには玉の汗を流させたものである。此の崎嶇たる坂路は、扇黒兩村の感情協和に、一大障壁を築いた觀があつた。去れば新町組織當時、此の坂路改修の一事を以て、町村名及び役場學校の位置と共に、三大要件として協定せられたのである。今や此の坦々なる道路は、兩大字の平和を語り、兼ねて圓滿なる前途を示すもの、様であ

る。

面積及び廣袤 面積は六百九十五町一段九畝一步で、之を戸數七百〇三戸に割り當てると、九段九畝足らずになる。東西の長さは一里、南北二十八町、其の最も狭い所て二十四町、最も長きは一里一町。概して廣狹の差違が少い地である。

山野及び地質 山林は三百三町四段餘で、全面積の四分三厘餘、畑は二百七十八町五段餘で、全面積の四分許、田は十四町八段餘で、全面積の二厘一毛餘に當る。されば茶蠶其の他の收入を以つて米を購はねばならぬ状態である。本町全體の地質は、第四紀古層の輕鬆な堆積土で、透水力に富み、従つて排水は宜しいが、吸收力や保水力に乏しい。而して全町の四分の三は、輕鬆なる堆積土で、残りは礫質粘土と見てよい。地味は肥沃とは稱せられぬもの、瘠薄地とも云ふべきでない。大麥小麥粟大根等の作物に適し、或一部に於ては、茶の生育が非常に宜しいのである。

道路及び交通 大宮東京道・松山八王子道・川越青梅道・豊岡入曾道・入間川成木道の五縣道が通じ、且つ青梅入間川間を往復する中武馬車鐵道の通路に當つて居る故、交通は便利であるが、今日まで文明の利器たる汽車の便に遠ざかつて居るのは、實に遺憾千萬である。併し武藏野鐵道は、當町停車場の位置も定まり、近々工事に着手すべき氣運に際して居るから、近き將來に於いて、我が町に、汽笛の響を聞き、二條の鐵路に、長蛇の走るを見るであらう。

名蹟及神社 淺間山は高倉の東端にあつて、東北の眺望頗る廣く、入間川の流域一帯、稻田の穂波を湛へ、かしの村落、此處の市街、皆雙眸の中に落ちる。此の山は、明治十六年近衛師團機動演習の行はれた時、長くも 明治天皇の御登臨、六師を御統監あらせられた地で、老松長へに天籟を奏しつゝあるのである。

愛宕神社 扇町屋字神明窪の地、老杉古松蒼鬱として靈境をなして居る。銅葺の社殿宏莊にして、神威

の尊嚴を示す。これ即ち愛宕神社である。今の社殿は、明治十七年改築の工を起し、巨大の資金を投じて、同二十二年の春全く落成したのである。祭神は天照大神・別雷神・新田左兵衛佐義興公である。社の前に松杉の二神木、天を摩し雲を宿すを見る。初め新田義興が、矢口の渡で誘殺された時、敵將足利基氏は、扇町屋に陣し、其の首級を檢し、之を天照大御神の社側に埋め、塚を築いて之に松杉二樹を植て標とした。其の樹は現存の神木である。後電火屢々足利の營を焚き、又惡疫が流行した。里人は恐怖して社を建て、新田公を祀り以て神靈を慰めようと願つた。基氏は乃ち執權畠山道誓に命じ、義興甲冑して馬上にあるの木像を造らせ、是れに義興所用の軍扇を併せ、社を首塚の上に建て、祭つたといふ。今拜殿に揚げたる岩愛山の文字は、勝海舟の筆である。因に記す、軍扇は五本骨の白扇で、表には日章、裏には別雷命が描かれてある。扇町屋の名は、或は此の扇より來つたのではなからうかの説もあるのである。

春日神社 黒須鎮守春日神社は、同所字久保田にある。由緒は詳でないが、元仁元年甲子八月、大和國春日神社を分祀したとは、古老の傳説である。社はもと字西山にあつたが、維新の際現在の地に移したのである。明治四十四年、社殿改築の議を決し、本社拜殿はもとより、社務所額堂水屋石の華表等に至るまで、全部竣工を告げ、今秋大祭を、木の香新しき神庭に於て舉行する筈である。

第二章 沿革

茲に町の成立より、本日に至るまでの、事蹟の大要を述べやうと思ふが、も少し遡つて、其の以前の片影を語らう。

昔の夢 扇町屋は、四大字の中最も早く開けて、舊幕時代より、米麥の集散地として繁盛を極め、山村・麻徳・穀藤・淺田等の大問屋があつて、三八の市日には、坂戸・入西・勝呂・高坂・唐子等の産地より、俵を負

うた馬が、頭尾相接して来り、小供等は往來に出されぬ位。其の集つた米は、青梅・五日市・八王子等の大商人の手に渡るのである。彼の廣き街路は、四側に店が張られ、人と馬とて埋められて、其の盛況は、今日想像の及ばぬものであつた。この繁華も、川越線の開通と共に、交通上に激變を生じ、米麥の集散地として、其の地位を保つ能はざることゝなつたのも、時運の然らしむる所、如何ともすべからざるこゝとである。

黒須も亦、扇町屋と同じ運命を有するものであつた。明治十三年頃は、狭い土地に似合はず、錢まはりがよく、「江戸か黒須か下大谷澤か」と俚俗に呼ばれて、遊蕩兒唯一の娯樂場であつた。吾妻屋・湊屋・某々等の料理店（其時分ち茶屋と呼ぶ）は、紅燈綠酒の間、財布の底を叩かせ、黒須は金の落ちる所、落ちて消える所であつた。されば村内の者は、金の有難味を知らない。人情は輕佻浮薄、勤儉の風は地を掃つて、或は酒量の大を誇り、或は宵越の錢なきを自慢するに至つた。此の不自然的の繁華は、黄梁一炊の間で、お茶屋は戸を締め、蕩兒は影を没した。斯く三味の音が絶ゆると共に、衰微と寂寞とを切に感じたのである。加ふるに、米價騰貴の聲は、不景氣の風と共に響き渡り、身に迫る生活難は、何か働かねばならぬ羽目となつた。今日各事業が發達するに至つたのも、此の衰頹に對する反動であらうと思はれるのである。

吳越の間 扇町屋及び善藏新田は、もと江川太郎左衛門の支配、黒須は稻富久兵衛の知行所、高倉は川越藩の領地であつた。既に斯く異つた歴史がある。之に加へて、扇町屋は宿場育ち、黒須は前掛もかければ、時には草鞋にも親み、高倉及び善藏新田は、農家の生れとも稱すべきものであるから、何れも一座敷に、長居は出来ぬ間柄である。但し稀には奇なる現象がないのでもない。高倉に、淺間山といふ高い地があつて、黒須を眼下に見下し、眺望のよい所である。此處に毎年祇園祭があつた。（今日では神社併合のため、この祭典は高倉の氷川神社境内で行はれる。）此の祭禮には、山車をひくやら、屋臺を出すや

ら、高倉の者が擧つて、祭事に奔走するが、地位は黒須に接して居る故、祭禮に付いての賑は、却つて黒須にあつて、黒須の商家は旨き汁をすゝり、高倉の住民は草臥儲の姿であつた。併し黒須側でも、自家の祭禮と同様に、祭燈を掲げて其の景氣を添へ、兩村共通の祭禮として、「高倉天皇黒須まち」といふ語は、誰いふとなく傳へられて居つた。又扇町屋と善藏新田とは、密接な關係があつた。扇町屋に粕谷善藏といふ人（今の粕谷代議士の上代）があつた。同家の分家なる粕谷重兵衛と謀り、享保の頃、地を拓きて一つの新田を起した。其の新田が漸次に開けて、今の一大字となつたので、善藏新田といふ名は、開拓者の名をとつたものである。粕谷家は、豪家にして慈善を好み、施米して新田の民を賑はした。かゝる關係上、粕谷家と新田とは、主従に等しき間柄で、又扇町屋と善藏新田との關係も密接であつた。獨り、黒須と扇町屋とに至つては、犬猿も音ならぬ間柄であつた。嘗つて扇町屋は、大寄せ場と稱へて、近郷五十八箇村の司職が、集まる場處であつたが、大小區の制になつてからは、戸長の集合は黒須に開かれ、警察署も同じく黒須に置かれた。（後間もなく扇町屋に移ることゝなつた）此等は、扇町屋の人士に喜ばれやう筈がない。又黒須でも、以前他と爭論の起つた折、扇町屋に在つた白洲で、敗訴した時は、怨を扇町屋に移して、反目した事もあつた。斯る關係上、個人としては和合しても、扇黒兩村の間は、始終脊中合せてあつた。

新町組織難 町村制が施行さるゝに當り、明治二十一年八月十七日、官廳より左の令達があつた。

新町村名	舊村名	役場位置
黒谷村	黒須村	黒須
	高倉村	
	小谷田村	
	新久村	

扇町屋村

善藏	新田
上藤	澤村
下藤	澤村

扇町屋

扇町屋と黒須とを分けて、別々の村を組織し、僅か數町の距離に、役場二箇所を置くといふは、全く黒須と扇町屋との間に蟠まる、悪感情に顧慮し、官廳も己むを得ず、斯様な所置に出たものである。然るに農村が商業地と、同一の組織に加はるは不利といふ理由の下に、小谷田新久兩村は黒須に、上下藤澤は扇町屋に合するを忌み、扇町屋と黒須とは、何れも除け物とされてしまつた。當時の黒須村聯合戸長平田近三氏及び扇町屋聯合戸長中島仁平氏は、痛く之を憂慮し、如何にしてこの難局に處せんかと、少からず頭を悩ました。一日郡衙に於いて、兩戸長及び黒須村聯合役場筆生諸井清吉氏の三人が相會し、端なくも、兩村併合して、一の町村を組織しては如何の議が出た。是實に、窮餘の一策であつた。歸つて之を村内の有志に諮つたが、或は賛し或は反對したが、熟議數回の後、各字の代表委員は皆之を是認するに至つた。よつて之が許可を官廳に請うたが、從來の歴史を思ひ、前途の睽離を慮つて、允許には躊躇する所であつた。之を傳聞するものは、或は喫驚の目を張り、或は嘲笑の舌を吐いて、評する言葉は皆一致した。犬猿の同盟、明日もはかられぬ。分離の種時、後患を残すなど、異口は同音であつた。此の嘲笑、此の侮辱が、刺戟となり、反抗心となり、戒飾となり、愛町心となつて、浮き脂の如き組織が、一朝にして、鐵の如く堅固なる團結となつたのである。

町名の選定 新町村は漸く生れた。非常なる困難を経て、呱呱の聲を擧げた。是の嬰兒に如何なる命名を下さうか。前途の平和を保全するため、又健全なる發達を祝福するためには、是亦考慮を要せねばならぬ。或は扇須といひ、或は打ち返して須扇となすがよいといひ、又或は霞川が至當だと稱して、歸着する處がない。中に故諸井與八氏の書きて出した者に、豊岡と富岡と二つ記された。其の豊岡こそ何れ

にも偏せず、且つこの生兒の將來をも卜すべき、ふさはしい名である、衆議が一決したのである。

役場及び學校の位置 町の圓滿を謀るには、役場と學校との位置を、町の中心に定めねばならぬとて、各代表委員立合の上、地圖を取り寄せ、尺度に當りて中心點を求め、針をうつて印とした。其の針路は、扇町屋字金堀澤の地、即ち今の豊岡町役場の所在地で、明治二十二年四月九日、役場新築の設計に着手し、同年八月廿九日竣工を告げた。又學校は、役場に隣れる、今の農事試作場所在の地點と定められたが、役場と異り、廣大なる地域を要することとて、後決議の上、縣道の東、今の校地に變更されたのである。

不文の憲法 明治二十二年四月十日 新町第一回の町會議員選舉期日は告示された。若し此の際、各大字で權勢の扶殖を謀り、無益な競争でもなさうか、折角固めた此の自治團は、手もなく土崩瓦解するであらう。町の有志は、公平なる見地より、議員の數を各大字に割當て、扇町屋は五名、黒須は四名、高倉二名、善藏新田は一名と定められた。爾來二十有餘年に亘るが、此の配當數は、今尙本町不文の憲法として行はれて居るのである。此の協定をなした當日、豊岡町有志大懇親會を開き、獻酬歡を罄し、豊岡町萬歳を三唱して散會した。其の萬歳の聲は、長く豊岡の天地に轟いて居るのである。

町吏員選定難 片成に成つた新町、之を統一して善治をなすことは至難の業である。况して、難治と衆目に視られた我が町は、いふまでもないことである。

茲に衆望を負うて當選したのは、左の諸氏である。

- | | | | |
|-----|----|-----|-----------|
| 町長 | 横田 | 菊三郎 | (後伊兵衛と改む) |
| 助役 | 平田 | 近三 | |
| | 中島 | 仁平 | |
| 收入役 | 諸井 | 清吉 | |

當時横田氏は、未だ家督を續がない折で、公民権なき故、町長を名譽職とすることが出来ず、餘儀なく有給制となした。後平田氏が町長であつた時、同氏が年來の志望たる、名譽町長の制に改め、町内第一流の名望家を擧げて、町長に戴くこととし、遂に現町長繁田武平氏が出て、町治に執掌するゝこととなつた。其の由來は遠いものというて可い。

新年祝賀會 明治三十三年一月一日、午前九時を期し、町長以下の吏員・町會議員・常設委員・學務委員さては區長・衛生組長等、あらゆる町の職員が、役場に會して改曆の祝詞を交換し、以つて個々の廻禮に換へ、町長は前年の事務報告、及び本年度の豫告をなし、一升の清酒、一箱の蜜柑に、祝杯を獻酬し、萬歳三唱の後相携へて學校の祝賀式に列した。爾後何十年、これを以つて一貫の例として居る。又他には益々町内の圓滿を謀り、明治二十三年以來、一月五日を卜し、全町有志の新年宴會を開いて、祝杯を擧げ、酒間の演説更に親交を深くし、和氣霽々の中に散會するを定例とした。この會は、恰も木輪が、年々其の數を加ふると共に、木質の緻密を致すが如く、各字の親睦は、年と共に厚くなり、三十八年以後は、無用に屬して廢會するまでに、親睦の度を加へたのである。

第三章 町政

町治の機關 豊岡町の中央、縣道に沿うて小官衙がある。豊岡町役場と記された門札は、蒼然として古色を帯び、門冠りの松は、常盤の緑りを誇り顔である。役場は明治二十二年八月に竣工、同月に開廳せられた。町治の機關としては、名譽町長一名、名譽助役一名、有給助役一名、收入役一名、書記四名、(收入役代理は書記の中より任ずる)常設委員四人を置き、勸業・土木・衛生等の事務を分掌せしめて居る。治内を八區に分ち、各區に區長と區長代理者とを置き、區の中に衛生組長及び組長代理者あり、外に納稅世話役がある。町會議員十二名は町政に參議し、かくして自治の制は行はれる。

吏員 町長繁田武平氏は、各種の事業を組織經營して極めて多忙な身でありながら、町治に盡瘁すること茲に十有三年の久しきに及んで居る。豊岡町治の荆棘を芟つて、開拓の蹊を下したものを横田町長とし、之を整理し、之を耕耘し、且つ之に播種した者を、平田町長とすれば、繁田現町長は、實に、或は培ひ、或は水注ぎ、或は害蟲を驅除して、自治の美果を結ばせたものと云ふべきである。明治四十一年十月三十日、島田崎玉縣知事より賜つた功績表彰狀に、資性温良、夙に村政に従ひ、明治三十三年、町長に就職以來、専ら自治の發達と、民福の増進に盡瘁し、明治三十六年、町是を確立し、尙日本弘道會の趣旨を鼓吹して、相助信用購買節約等の諸組合を起し、風俗の矯正・基本財産の造成・教育の普及・衛生の施設等能く其の實績を效す、其勞效洵に顯著なりとす云々と記されてある。氏のいさをしは、町治のみに止まらず、内には家運の隆盛を謀り、兄弟協力して、繁田組を組織し、外には茶業の改良策を講じ、私財を投じて、製茶の傳習所を設置し、或は茶商組合を起して、商業道徳をすゝめ、或は農商務省の委託を受けて、茶樹栽培の研究をなすなど、狭山茶に關する功勞は一方でない。又他の方面には、黒須銀行の常務取締役として、財務を處理するより、町内各種の團體、若しくは共同事業に、顧問となり、監督となり、頭首となつて盡力される。氏は身を持する甚だ正しく、毎朝早起し、子弟を率ゐて扇町屋の愛武館に至り、擊劍數番、歸り來つて必ず鎮守に參詣する。祁寒暑雨といへども廢忘しない。氏の精力は此の間より養はれるのである。自己の督する役場銀行等には、備忘板の片隅に、訓言が記されてある。是は親から守り、又人を律するものである。之を見ても、其の爲人が知られるであらう。月ひとりすむとおもひしむさし野に男鹿なくなり豊岡の里」とは會計検査院長田尻子爵が氏に與へたる歌詠氏は此の歌によりて一層名譽の光を加へたのである。

助役中島仁平氏は、當町の生れ出る時より、今日に及ぶまで、或は産婆となり、或は保姆となつて、町の發達につとめ、三代の町長を助くるに、唯愛町の赤心を以てし、今年耳順を超へて、なほ老來の心

力を注いで、其の職に任じて居る。其の他の吏員としては、小針爲次郎氏は十九年、中野長造氏は拾五年の久しき間、勤績して居るなど、多く得られぬ例である。

吏員の勤務 吏員は其の控室に掲げられたる、「執務の方針」日々の心得（東京逓信管理局長棟居喜九馬氏制定）及び町長の手記する黒板上の訓言を守り、住民よりの諸願届書の類は、手数料を徴せず、各主任に於て代書してやる。何か期間があるもので、町民の忘れて居る様な場合には、小使を走らせて、之に注意を與へる等、凡べて町民本位を取り、兼ねて事務の簡捷を努めて居る。又吏員と町民と、意思の疏通を謀らんため、公民會を開いて、指導と親和につとめて居る。

町吏員の心得

- 一、凡べて時間を空費せず、期限を違へざる事。
- 二、諸事の整頓は、事務敏活の根本たるを忘れざる事。
- 三、何事によらず、親切丁寧に取扱ひ、些事と雖も粗略にせざる事。
- 四、事を辨ずるには、早計に失せず、緩漫に流れず、常に始を慎み、終を全うするの心掛あるべき事。
- 五、速に事を成さんと欲せば、須らく自ら之を處辨すべき事。
- 六、毀譽褒貶に顧慮するなく、自己の所信に依り、始終一貫、以て事に當るべき事。
- 七、事を樂み、業に安んじ、功を人に譲り、勞を己に求むべき事。
- 八、常に法規を遵守し、上司の命令に服従すべき事。
- 九、公事に關しては、私事を犠牲に供するも、敢て辭せざるの覚悟あるべき事。
- 十、他の範を探り、亦能く他の範となり、長短相補ひ、彼此相扶け、修養以て事務に練達して、自治の發展を期すべき事。

執務の方針

- 一、公益並に經濟的活動を主眼として、簡捷懇切、事に従ふべき事。

- 二、時代の要求を看取して、適應の策を講ずる事。
- 三、事業の眞價を發揮するに努むる事。
- 四、紀律を正し、秩序を重んじ、禮節を貴ぶの氣風を涵養すること。
- 五、上下協力、興味を持ち、業務に従事すべく、豁然拘すべき情誼の其間に充實する事。

日々の心得

- 一、(勤勉) 熱心に精出して、眞面目に仕事を爲す事。
 - 二、(忠實) 何事をなすにも、明日を頼むべからず。今日爲すべき事は、必ず今日之を爲すこと。
 - 三、(誠意) 日々のつきあひは、眞心を表はすを第一とし、義理を缺かず、禮儀を失はず、又人の迷惑にならぬ機氣をつける事。
 - 四、(信用) 能く規則に従ひ、時間と約束とは、堅く之を守り、金錢物品の支拂返却等は、期限を違へぬ事。
 - 五、(報恩) 常に報恩の念を忘れず、恩ある人には、訪問文通慕愛等を忘らぬ事。
 - 六、(同情) 人には親切をつくし、人の不幸を思ひやり、病人其他難儀の人などを憐むこと。
 - 七、(節儉) 不如意不自由を常と思ひ、質素儉約を主とし、己れに克ち欲を制し、貯蓄に心懸くる事。
 - 八、(衛生) 命あつての物種なれば、常に衛生に注意し、身體の強健を圖ること。
 - 九、(反省) 獨りを慎しみ、朝晩我身を省みる事。
 - 十、(快活) 時々無邪氣なる樂を爲し、常に氣持よく暮す事。
- 以上の十箇條は、吾人の日常暫くも忽にすべからざる道なれば、御互に之が實踐躬行を怠らざる様、心懸たし。

尙吏員の修養として、毎月一回事務會を開いて、町治の方針、事務の打合せ、法令の研究等を行ふ。會日は二十五日と定め、日曜なれば翌日に繰り下げる。時間は四時よりとさめてある。又吏員は、町民の儀範たるべきを思ひ、一智識を廣め、品行を慎しみ、自己の人格を高めるため、自治改良に關する書物や、

精神修養に資する雑誌及書籍を、共同して購入し閲讀する。更に勤儉の美風を養ふ目的で、共蓄法を定め、毎月所定の貯金を勵行してをる。

町是 一國に國是があつて、始めて健全なる發達進歩をなすが如く、一町にも亦町是がなければ、到底花も實もある發展は望まれない。眇たる船舶が、萬里の波濤を破つて、能く其の目的地に達する事を得るは、羅針盤があるからである。町治の羅針盤は、即ちこれ町是である。本町は夙に町是制定の必要を認めて、調査に着手せんと企つて居る時、恰もよし、第五回内國勸業博覽會の開設に當り、縣農會より町是を調査して出陳すべく勸誘を受けた。是實に明治三十五年四月一日の事であつた。それより豊岡町是調査會を起し、委員を選定し、同三十六年一月、漸く調査を遂げ、同月十九日小學校に於て、調査の結果を町民に報告し、且つ將來探るべき大方針六條目を擧げて、懇々説示した。曰はく實業教育、曰はく風俗矯正、曰はく節儉組合、曰はく共同購入、曰はく信用組合、曰はく基本財産蓄積、是である。此の町是六條目は、町治に新紀元を開き、爾來各種の有益なる事業が企圖せられ、春風春水一時に到るの概があつた。因に記すべきは、本調査は内國勸業博覽會に出陳し、賞状を授與せられたことである。左に記す一文は、豊岡時報より轉載したものである。

町村是

豊岡町長 繁 田 武 平

我が大日本帝國が、世界萬國の間に介在して、よく今日の發達を成し遂げ得るに至つた原因はと云へば、畢竟するに、皇室を中心として國民が開國進取の國是を奉じ、一意盡瘁努力した結果に外ならぬのである。之と同じく、一町村を發達せしめんとするには、町村民先づ銳意盡力すべきのみならず、町村を中心として萬事を處理し、之が發展進歩を圖る所がなくてはならぬ。然るに、悲い哉、我國にては、明治維新の變革と共に、各地方に於ける從來町村の中心點たりし名庄屋先づ倒れ、尋て町村制發布以來、地方自治の實績を擧げ得ずして反て、從來の數邑聯合して一町村となりし爲、所謂自治の源泉たる町村の中心點を失うて、今日にては萬般の施設が、右支

左吾して殆ど地方の發達を杜絶する傾向になつて居る。之れは實に、遺憾千萬の事と云はねばならぬ。そこで予輩は此際我國の急務として、町村是の確立を唱導して止まないのである。其れには先づ、町村そのもの、實力を調査すべき必要があるに依て、請ふ陳より始めよの筆法で、去三十五年、我が豊岡町を調査したのである。所が、我が豊岡町の全戸數は、其當時六百三十七戸、此總收入一ヶ年六拾二萬四千餘圓、總支出が六拾二萬圓で、差引四千餘圓、之が豊岡町其もの、實力富源とも云ふべきものであつた。一體此調査は、予輩が主唱して風毛違ひなき豊岡町の財産調べをしたものであつたが、當時町民中には、其の趣旨を誤解して、役場で又候増税の下拵へかするのあらう杯と、随分非難やら、防害を加へんとするものもあつたが、漸くにして我が志を達することを得た、然し、志を達した結果が、以上の實力であつたから、予輩も之では如何とも致方ないことであると落膽もし、憤慨もして、此に始めて豊岡町其ものを中心として、活動する所の町是を定むるの端を開き、かくて着々左の四箇條を實行することとなつたのである。

- 一、町有基本財産の蓄積
- 二、實業の發達
- 三、製絲業の發達
- 四、青年の風紀矯正

(一) 町有基本財産の蓄積、我が豊岡町には、個人としては随分何萬圓と云ふ財産家がある。然し豊岡町の財産としては、從來一文もなかつたのである。之は實に心細い次第である。所より此時を期として、基本財産を蓄積することにした。

(二) 實業の發達、實業が發達しなければ、個人としての實力は養ひ難く、個人の實力が乏しければ、從て町村自治の不健全を來すのは、固より觀易き道理である。そこで實業の發達に就て、専ら力を致すに至つたのであるが、實業とても道徳の基礎の上に立たない時には、眞の發達は望めない。即ち兩者の關係に就て注意を拂ひ、幸ひ日本弘道會の支會があつて、専ら國民徳性の涵養を以て任じて居る故に、同會の趣旨に遵つて、不道徳の行爲なきやうにと勉むるに至つたのである。之と同時に、我が豊岡町は、古來の農産地である故に、主として農事の改良進歩に意を注ぎ、農會を設け、勸業會を開きて、斯業の奨励指導に勉め、又農事試験を行ひ、堆積肥料會建築組合を設けて、斯業の實驗便益を進めることに盡力しつゝあるのである。

(三) 製絲業の發達、豊岡町には、製絲場の大なるものがあつて、是亦一の財源となつて居る。其中最も大なるは、千有餘人の職工を使役して居るのであるが、其數は一大字八十六戸の住民と伯仲の間にあること、實に豊岡町の一大勢力なるが故に、即ち其消長は全町に及ぼす影響鮮少なからざるを思ひ、斯くは四箇條中の一に計へたのである。

(四) 青年の風紀矯正一郷青年の勤惰が、町村産業の盛衰に關係を有することは、固より言語を要せぬ所である。殊に一郷風俗の靡亂

は、全町村民をして奢侈に流れ、終に貧窮に陥らしむる基なれば、此點に就て、風に注意を拂ひ、去二十七年、日本弘道會長西村茂樹翁の來遊せられたるを期として、同支會を創設し、爾後着々歩を進めて、今日に及び、殆ど町内全般を風化し、又信用組合起りて一銀行を成し、勤儉貯蓄の美風を養成して居る。此等の風化は、漸次之を豊岡全町に及ぼし、現今豊岡青年會の活動を見て居るのである。

之を要するに、町村是の確立せるものなくば、町村其もの、眞の發達を遂げない日には、一國の富強繁榮は期すべからざることを以て、予輩は先づ町村是を確立して、地方自治の中心點を得しめんとて、斯くは平生之を口にし、同時に之を我が町に實行して怠らないのである。

基本財産 如何なる善謀良策があつても、所謂ない袖は振れぬもので、金力を須たなければ、手を下すに由がない。町村自治の興否は、一に財力の充否に關する。茲に於てか、基本財産蓄積の極めて必要なるを見る。

一、**町基本財産** 本町が基本財産蓄積に手を下したのは、遠い昔のことである。初め役場の新築された時、當時の助役平田近三氏が、構内の空地に桐苗拾本を植付けた。又其の後役場に隣れる荒蕪地を買入れ、梅樹數株を栽培した。爾來春風に花咲き、梅雨に實り、其の果物の賣却代若干が、抑も蓄積の基本となつた。蒔かぬ種は生へぬ。譬へ少額といへども、既に種は蒔れた。それより年度の決算に至つて、剩餘金を生じ、基本財産に編入したことがあつたが、明治三十六年八月、基本財産蓄積條例を設けて、國稅徵集法により收入する交附金や、戶籍法により收入する手数料や、基本財産より生ずる收入を蓄積することにした。其の後一二、條例に改正を加へ、更に大正貳年四月十四日、現行の條例に改め、向四十ヶ年以内に、七萬圓に達する計畫を確立した。

二、**罹災救助資金** 不慮の天災に罹つたときの救助資金に充てるため、五百圓を蓄積する事に定め、明治三十六年四月、之が規程を設けて以來、資金の蓄積を謀つて居る。

三、**學校基本財産**

(イ) **桐樹栽培** 豊岡の地を踏むと、「學校基本財産寄附」と焼印した小札の附せられた桐樹を見るであらう。これには床しい事實が籠つて居る。先に町役場構内に植付けた桐樹が、幾年かの秋を報じ、伐採の時期に達した故、明治三十八年八月、之を賣却して六拾餘圓を得た。繁田町長は日露戰役を紀念し、一は以て學校の基本財産を得んがため、此の得たる金の半を投じて、桐苗五百本を買入れ、町内土地所有者に培養を委託した。其の桐樹が即ち木札の附せられた樹である。育て、育て、紀念の桐。汝が梢には、高さ名譽と重き任務が宿つて居るのである。

參考

日露戰爭記念學校基本財産桐樹培養保護規定

- 第一條 日露戰爭ノ雄圖ヲ紀念シ本町ヨリ桐樹ノ交附ヲ受ケ明治三十八年ヨリ同四十七年迄各自所有地ニ植樹培養シ以テ本町學校基本財産ニ寄附スルモノトス
- 第二條 本町ヨリ交附ヲ受ケタル桐苗ハ植樹後相當ノ培養保護ヲナシ之ヲ成木セシムルモノトス
- 第三條 桐樹ノ枯損、風災、蟲害其ノ他天災ノ爲メ成木ノ見込ナキトキハ直ニ代用苗木ノ植樹保護ヲ圖ル事
- 第四條 植樹保護並ニ培養等ニ要スル一切ノ費用夫役ハ各自ノ負擔トス
- 第五條 植樹後ハ凡テ本町長ノ指揮ニ從フモノトス
- 第六條 本町長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第一條ノ年限ヲ伸縮シ處分セラル、事ヲ妨ケス

明治三十八年三月一日

左に掲ぐるは桐樹の栽培をなすに當り町民より致したるものなり

寄附願

日露戰爭ノ雄圖ヲ紀念トシテ、本町ヨリ頭書桐苗ノ交附ヲ受ケ左記規定ニヨリ各自所有地ニ植樹培養シ本町學校基本財産トシテ寄附致度候間御採納相成度此段奉願候也

日露戦争記念學校基本財産桐樹培養保護規定

- 第一條 日露戦争雄圖ヲ紀念シ本町ヨリ桐苗ノ交附ヲ受ケ明治三拾八年ヨリ同四拾七年迄各自所有地ニ植樹培養シ以テ本町學校基本財産ニ寄附スルモノトス
- 第二條 本町ヨリ交附ヲ受ケタル桐苗ハ植樹後相當ノ培養保護ヲナシ之ヲ成木セシムルモノトス
- 第三條 桐樹ノ枯損、風災、虫害其他天災ノ爲メ成木ノ見込ナキトキハ直ニ代用苗木ノ植樹保護ヲ圖ルコト
- 第四條 植樹保護並ニ培養等ニ要スル一切ノ費用夫役ハ各自ノ負擔トス
- 第五條 植樹後ハ凡テ本町長ノ指揮ニ從フモノトス
- 第六條 本町長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第一條ノ年限ヲ伸縮シ處分セラル、コトヲ妨ケス

明治三十八年三月一日

某

印

尙桐樹栽培の外、別に篤志者の寄附金や、縣の學事獎勵規定によつて、交附された金は、別に學校基本財産として貯蓄して居る。

(ロ) 戦役紀念學校基本財産 三十七八年の戦役が、連戦連勝を以て終結した時、小學校長の主唱によつて戦勝を紀念すべく、學校基本財産の蓄積を企て、殊に篤志者の寄附を仰いたものが、即ちこれである。

(ハ) 一錢貯金 これは學校基本財産を作るため、兒童に小遣錢をつましくして、毎月一錢宛を積ませるので、之を實行する際其の保護者に送りたる手紙は左の通り。

拜啓愈御清榮賀し奉り候借當校に於ては從來基本財産蓄積に力を注ぎ來り候處今回左記の方法により實行致し度候間御熟考の上此の趣旨御賛同下され候はゞ御子權方に御實行致させられ度候固より零碎の金には候へとも幸に御賛同下され候て全校兒童の協同蓄積を見れば數十年の後に拾餘萬圓の基本財産を造成し得べく從つて何等町費を仰がざるも學校は獨立して維持し得らるゝ事と相成るべく候果して然る時は未來の町民は諸賢に向つて其の偉大なる功績を感謝すべく又諸賢の芳志は未來の本校兒童に對して永切に相彰はれ候義と存し候まゝ、敢て微衷を載して御協議申上候 敬具

明治四十四年二月

日

保護者

殿

豊岡町長 繁田武平
豊岡高等小學校長 桑田源次

○學校基本財産貯蓄金要領

- 一、兒童は小遣錢の内より毎月壹錢つゝ節約して貯蓄すること
- 二、右貯蓄は保護者の承認を経たるものに限ること
- 三、貯蓄の金員は毎月十四、十五兩日中に學校に差出す事 但休日には其の翌日とす
- 四、貯蓄の金員は元利共退校の際基本財産に寄附すること
- 五、學校は寄附者に對し感謝狀を贈ること
- 六、右金員は取扱者を設けて確實なる帳簿を作り其收入を明にして毎月學務委員の承認を経置くこと
- 七、右金員の預け入れ場所は選信者若くは確實なる銀行とし町長、學校長、學務委員協議の上決定すること
- 八、貯蓄者より請求ある時は何時にても貯金に關する帳簿を閲覧に供すべきこと 尙々町長並に當校職員は聊兒童の模範たらんとの微意にて月々貯金致し居り候

この事業は、兒童をして勤儉貯蓄の思想を養はしむる外に、愛校の心を起させ、且つ小といへども輕んずべからざることを知らする等、甚だ有益にして、思ひ付なる事と思ふ、參考として其の規程を次に掲げよう。

壹錢貯金學校基本財産蓄積規程

第一條 明治四十四年度ヨリ向フ八拾九年ニ本町立小學校基本財産拾五萬圓蓄積ノ目的ヲ以テ保護者ノ承諾ヲ經タル後兒童ニ壹錢貯金
第三章 町政

チナサシム

- 前項ノ貯金ハ兒童各自カ日常ノ心掛小遣錢中ヨリ節約シ得タルモノヲ以ツテ之レニ充ツルモノトス
 - 第二條 壹錢貯金ハ毎月十四、五兩日中ニ學校ニ差出スヘキモノトス但シ休日ニ當ル時ハ其ノ翌日トス
 - 第三條 學校職員中ニ一錢貯金掛二名ヲ置キ其ノ事務ヲ擔任セシムルモノトス
 - 第四條 各學級受持教員ハ兒童壹錢貯金臺帳ヲ調製シ置キ領收ノ都度月日ヲ記入シ捺印シ置クモノトス
 - 第五條 一錢貯金ノ領收ハ各兒童カ所持セル通學ノ便一錢貯金領收欄内ニ受持教師ノ捺印スルヲ以テ其ノ證トス
 - 第六條 各學級ニ於テ其ノ月ノ貯金完納トナリタル時ハ之ヲ貯金掛ニ渡スヘキモノトス
但シ完納トナラサルモ毎月末日ニハ前項ノ手續ヲ了スヘシ
 - 第七條 貯金掛前條ノ貯金ヲ領收シタル時ハ直ニ本町收入役ニ預ケ入レノ手續ヲ了シ學校長ノ承認ヲ經ヘシ
 - 第八條 壹錢貯金ハ毎年度末之ヲ精納シ町長ニ保管ヲ託スヘシ
 - 第九條 前諸條ニヨリ貯金セル兒童退學スル時ハ貯金掛ハ其ノ貯金ヲ通計シ基本財産ニ寄附ノ手續ヲナシ壹錢貯金學校基本財産寄附臺帳ニ登錄ノ上感謝狀ヲ贈ルヘシ
 - 第十條 前條基本財産寄附願ハ貯金掛ニ於テ毎年度末之ヲ取纏メ公定ノ手續ヲナスヘシ
- (二)蓄積會 町民に冠婚葬祭等の儀があつた時、學校を其の招待者の一員と見て、其の膳部だけの金錢を、學校の基本金として寄附する。或は其の費用を節して、幾部を寄附する等のことによつて、蓄積をするのである。

豊岡尋常高等小學校基本財産蓄積會規約

- 第一條 本會ハ豊岡尋常高等小學校基本財産蓄積會ト稱ス
- 第二條 本會ハ義務教育ノ基礎ヲ鞏固ナラシメンカ爲メ基本財産ヲ蓄積スルヲ以ツテ目的トス
- 第三條 本會ノ事務所ハ豊岡尋常高等小學校内ニ設置ス
- 第四條 本會員ハ第二條ノ目的ヲ達センカ爲メ毎年一回若クハ數回ニ應分ノ寄附金ヲ爲スモノトス
- 第五條 前條ノ外左ノ事項アル時ハ其ノ費用ヲ節シ應分ノ寄附ヲナスモノトス

一、婚姻祝、出生祝、誕生祝、初節句祝、組解祝、快氣祝、家督相續祝、分家祝、開業祝、初老祝、還曆祝、耳順祝、八十八賀等ヲ行フ時

二、葬祭法會等ヲ營ム時

三、家宅及倉庫等ノ新築祝ヲ行フ時

四、勳章其他特別ノ榮典ヲ受ケタル時

五、學校若シクハ其ノ器械器具ヲ教育以外ノ事ニ使用シタル時

(以上最多額金五圓最小額金五拾錢)但シ特別ノ有志者ハ此ノ限ニアラス

其他一般篤志者ノ寄附

第六條 前條ノ寄附金ハ毎年未左ノ條件ヲ付シテ豊岡尋常高等小學校基本財産ニ指定寄附スルモノトス

一、通信者若シクハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ其他便宜ノ方法ニヨリ金壹萬圓ニ達スル迄利倍増殖スルコト

第七條 本會ノ經費ハ寄附金ノ利子ヲ以テ支辨スルモノトス

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名 幹事 二名 評議員 名

會長ハ本町長ニ副會長ハ助役ニ評議員ハ町會議員及學務委員ニ依頼シ幹事ハ會長ノ指名トス但シ幹事中ニハ豊岡尋常高等小學校長ヲ

加フヘキモノトス

第九條 會長ハ會務一切ヲ處理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ評議員ハ會長ノ諮詢ニ應ジテ重要ナル事項ヲ評議シ幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ

會務ヲ分掌スルモノトス

第十條 役員會ハ毎年十二月開會スルモノトス

但シ必要ノ場合ニハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第十一條 役員ハ總テ無報酬トス

第十二條 寄附金及本會經費ノ收支決算ハ毎年未之ヲ精算シテ報告スルモノトス

第十三條 本規約ハ會員過半數ノ同意ヲ得ルニ非レハ變更スルコトヲ得ス

附則

第十四條 本規約ハ明治四十年一月ヨリ實施ス

第十五條 本規約ノ目的ヲ達スル迄本會員ハ互ニ協同シテ成ル可ク他ノ寄附金ヲ拒絶シ且祭典等ノ餘興ニ要スル費用及ヒ冠婚葬祭等ノ費用ヲ節約スヘキモノトス

以上述ぶる所は、甚だ煩駁であるが、兎に角大正三年度より、向四十ヶ年以内、町基本財産は七萬圓、學校基本財産は六萬圓、都合十三萬圓の蓄積を全うし得る計畫は、確然として定められたのである。大正二年九月現在の基本財産蓄積額を擧ぐると、

町基本財産	
農工債券	二〇〇〇,〇〇〇
現金	一四三五,五四〇
宅地	五百四十坪
島	八畝一步
山林	二反七畝十八步
池沼	二反步
雜種地	四畝十四步
外に罹災救助資金	
現金	一一四,一五三
公債	一〇〇〇,〇〇〇
學校基本財産	
扇町屋銀行株券	五〇〇,〇〇〇
農工債券	一〇〇〇,〇〇〇
國庫債券	一〇五〇,〇〇〇
現金	一二八,〇〇〇

因に記す繁田滿義翁の寄附せられたる奨學資金壹千圓は、この學校基本財産中に含有す

外に日露戰役紀念學校基本財産

勸業債券	七〇〇,〇〇〇
現金	一八〇,七七〇

基本財産蓄積のことは、町治永遠の大業であるから、町吏員の變動等のために、中止したり懈怠するは甚だ遺憾のことである。ために當町では、吏員と議員と、互に誓約書を交換して、其の事業の大成を期して居る。

誓約書

抑々町村の副利を永遠に期し自治の本分を全くせんと欲せば財政の鞏固を圖らざるべからず財政の鞏固は蓋し基本財産を蓄積するを以て最も緊要の大務となす而して世の進歩に伴ひ施設經營すべきの事業や固より一にして止らず況や時に變あり災ありて又幾多の經費支出を要するの場合なきを保せず而して町民の負擔は年一年に其の重きを加ふるは免るべからず此の時に處して誤らず能く本町の自治を發達せしむるは一に吾等の責任にして今より之が計を樹てざるべからず固より經費の節減は之を圖らざるべからずと雖も一面基本財産を蓄積して其の基礎を鞏固にするは最も急要の事に屬す然るに本町の基本財産は去る明治二十二年役場新築の際構内の空地に桐苗十本を植付けしと明治二十五年年度決算剩餘金六拾九圓參拾壹錢五厘を基礎とし始めて蓄積の端緒を啓きしが尙明治三十六年條例を設けて漸次基本財産の増殖を圖れりと雖も將來是より生ずるの利子を以て町費の全額を支辨せしむるは尙幾十年を期せざるべからず依つて新に學校基本財産蓄積條例を設け又町條例を改めて毎年潤殖する事を誓ひ且日露戰役紀念學校基本財産桐樹培養保護の奨勵を怠らず若し不足を告ぐる場合は臨時寄附を募集し且自費を擲つての覺悟を有す幸ひに既往二十四年間の成績に據れば積累期の蓄積を見たりと雖も將來或は吏員更迭の場合もあるべければ假令一旦其の職を退くと雖も前者は必ず後任者を協賛し以て其の素志を貫徹せんことに努め事成るの曉に至りては獨り本町の幸福のみに止らず自治の局に當るものの本分盡し之れに過ぎず

大正二年三月十日

豊岡町長 繁田武平
豊岡町助役 中島仁平

答申書

町村の經營すべき事業歳々繁を加ふべきは社會の進運に伴ふ自然の趨勢にして又自治の本分を全くせんと欲せば豫め之れに處するの
 法を講ぜざるべからず蓋し基本財産を蓄積するを以て最も緊要の大務となす本町は町村制施行當初より其の端緒を啓き畫策する處不
 と雖も其の目的を達する前途尙遠遠なり殊に貴下就職以來専ら是れが造成に力を致され其の施設經營又宜しきを得て現に壹萬圓に近き
 基本財産を有するに至れり今又學校基本財産蓄積條例並に町基本財産蓄積條例に依り向ふ四十年以内にして金拾壹萬圓を蓄積するの案
 を立て且是れと同時に日露戰爭紀念學校基本財産桐樹培養繼續の議を某等に計らる是れ固より町當局者として最も時期に適したる案
 にして亦一日も忽儲すべからざる者なりと信ず因て本案に對し滿場一致賛成の意を表すると同時に將來相擁護し萬一不足を告ぐる場合
 は臨機の處置を執り以て豫定の年限内に之が完成を期するの覺悟を有す某等假令其の職を退くと雖とも後任者と協翼し以て其の素志を
 貫徹せんことに努めんとす
 右答申候也

大正二年三月二十九日

町會議員

- 横田伊兵衛
- 西澤市松
- 長谷部寛三
- 粕谷房五郎
- 田代卷三郎
- 内村嘉七
- 堤常七
- 諸井清吉

- 淺見清吉
- 石川幾太郎
- 野村平吉
- 粕谷義三

●部落有財産の統一 從來各部落には、夫々多少の共同財産があつた。既に一町を組織して、何事も町の經費より支辨される以上、かゝ
 る財産は恰も一家の各々が私金を持つて居ると同様、差別的區分的の感情が、其の間に行はれないものではない。依つて之を町の基本
 財産とすべきに勝ることはないが、當町では土地人口の最も少い善蔵新田に、共有財産が最も多いといふことは、之を統一して町の基
 本財産に編入する上に於て、一大難關であつた。併し愛町心の深い同郷人士に依つて、圓滿に解決せられ、大正二年三月、各部落の共
 有財産は、之を町に基本財産となすに至つたのである。
 ○稅務 稅務を完全に遂行するには、收入役其人を得なければならぬ。從來有勝な例として、其の人を得ないため、公金私消、町政紊
 亂など、拭ふべからざる汚點を残すものである。然るに信用厚き者は勘定あつて錢たらすの、危き職には遠ざり、自ら薦むる者は事の
 誤り易い。本町では、公金を出納する者の人選については、充分の注意を拂つて居る外、毎月帳簿の検査を勵行し、且役場の金庫には
 現金五拾圓以下を納藏するに止め、夫れ以上は、通帳を以て確實な銀行に預け入れて居る。又住民の納税に關しては、公衆會の折、其
 の義務の重大なる事を説諭した。茲に於て納税組合といふものが組織され、納税世話役に於て、納税命令書の配付や、忘納督促等を掌
 り、且つ毎月納税期日一覽表を配布し、其の期の用意を促して居るのである。
 参考

豊岡町第一區一組納税組合規約

- 第一條 本組合ハ納税ノ圓滑ヲ圖リ納税期内ニ完納スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ豊岡町第一區一組納税組合ト稱ス
- 第三條 本組合内ニ納税義務ヲ有スル者ハ總テ本組合ニ加盟スル義務アル者トス
- 第四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
 世話役一名 伍長若干名

第三章 町政

- 第五條 役員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス但再選ヲ妨ケス
役員ノ選舉ヲ終リタル時ハ世話役ハ區長ヲ伍長ハ世話役ヲ經テ町長ニ届出ルモノトス
- 第六條 伍長ハ所屬納稅義務者氏名ヲ世話役ニ報告シ世話役ハ伍長組毎ニ區別シ運滞ナク町長ニ報告スルモノトス但シ異動ヲ生シタル時ハ其ノ都度報告スルモノトス
- 第七條 納稅告知書若クハ徵稅令書賦課令狀等ハ町役場ヨリ世話役ニ於テ之ヲ受領シ世話役ハ各伍長ニ送付シ伍長ハ運滞ナク各納入ニ送達スルモノトス
- 第八條 納期日ニ至リ納付ヲ怠リタルモノアルトキハ世話役ニ於テ督促シ即時納入セシムルモノトス
- 第九條 世話役ハ組合内ノ狀況ヲ酌量シ常ニ運滞者ナキ様注意シ且少豫納法ヲ設ケル等納稅ノ圓滑ヲ計ルモノトス
- 第十條 本規約ハ組合ノ總會ノ協議ヲ經ルニアラザレバ改正増補スルコトヲ得ス但此ノ場合ニ於テハ町長ノ承認ヲ受クルモノトス
- 右規約ヲ確實ニ遵守スル爲メ茲ニ一同署名捺印ス
- 附說 納稅組合ハ目下八區廿八組アリ各區各組ノ規程ハ昔之ト同一テ

土木 入間川町より、中武馬車鐵道の線路に沿うて西南に向ふと、「從是西崎玉縣入間郡豊岡町」と書かれた境界標柱を見るであらう。之より霞橋までの間は、明治二十四年度に開いた新道で、それより馬鐵の線路に沿うて行けば、一つの坂路に會する。これは、昔は崎嶇たる險道で、黒須と扇町屋との間に横はつて、一大阻隔をなしたものである。此の坂路を切り下げて、今の道路となすにつきては、中々の難事であつた。先にも述べた如く、同二十二年、本町組織當時、緊急事項として議定せられ、其の初めて測量をなした時は、器械等が備はらない時であつたから、横田町長は町内の大工田中喜兵衛に命じて、「大かね」(大工の用ひ大きな木製の曲尺)を以て測定せしめたのである。後技師が來て、其の測量の精しさを賞し、且つ其の大かねは、記念として保存すべきことをすゝめたといふことである。同二十二年、霞川氾濫し、道路に近き岸が缺損するに及び、平田町長は、坂路切下げによつて生ずる土を以て、護岸工事を施せば、一舉兩得であることを認め、其の筋に提議した。恰も中武馬車鐵道株式會社が、布設線

路の工事中であつたから、其の社よりも壹千圓の献費を得て、今の道路を完成するに至つたのである。この道を上つて、役場の前に出て、それより進んで扇町屋を出外れやうとすると、岐路に出會ふ。道を左に取れば八王子に至るし。右に取れば青梅に至る。此の青梅道の東金子村境に至る七百四十六間餘は、同二十五年に開通されたものである。この外扇町屋より入曾停車場に至る一里四町は、明治三十年、縣の事業として開かれたるもの。この新道を開くについては、代議士粕谷義三氏の斡旋盡力に依るもの多く、今に粕谷新道と呼ばれて居る。黒須より笹井に至る道路の一部百四間の新道は、明治二十三年開通されたのである。又元加治村大字佛子は、機業地として其の名が開えたが、毎市所澤に出荷するに當り、完全な道路がなく、大いに困難を感じつゝあつた。明治二十二年、同字有志の懇請によつて、牛澤と黒須地内に新道を開き、佛子入間川道と稱したが、同三十九年に至つて、成木道と改稱し、縣の皆支辨道とはなつた。斯様に本町は創立以來交通の便を謀つて、幾多の道路を開き、其の工費は、六千五百餘圓に達したのである。

附記 これは町としての記事ではないが、扇町屋は雨水を排除するため、明治二十一年に、道路の兩側に下水を開いた。これは扇町屋聯合戸長中島仁平氏が、この工事を起す前、諸所の下水を檢分したのに、下水の床に凹凸があつて、凹處には汚水を留め、衛生上の害あるを見て、態々技師を雇つて整たせられた故、この下水には、かゝる害毒がないといふことである。

勸業 所謂衣食足りて禮節を知るで、どうしても民の産を富さねばならぬ、民の産を富すには實業を盛ならしむるが緊要、實業を盛にするには、之を研究し、之を指導し、之を指導するの機關を要する。之に於てか勸業會設立の必要を見るのである。

豊岡勸業會及び品評會 前町長平田近三氏が有志と相謀り、本町産業の改良進歩を圖らうとして、豊岡勸業會を組織したのは、明治二十六年四月のことである。其の會の事業として、明治二十七年及同二十

八年に、重要物産品評會を開設した。當時にあつては、大に人の視聽を引いて、勸業の名に背かなかつたのである。

町農會 曩に設けられた豊岡勸業會は有志のみに止まつて居たのを、町農民を會員とし、一層有力に、一層盛大に、活動的になしたのが、豊岡町農會で、前田正名翁の臨場を得て、盛大な開會式を擧げたのは、明治三十五年十二月十五日、其の後三十三年農會法の發布に依り、再び其の組織を改正したのが現在の町農會である。

會長粕谷義三氏は、衆議院議員として、公私多忙の身でありながら、愛町の心は故山を離れず。或は町會の議に參し、或は諸般の事業に執筆せらるゝは、感謝に堪へぬ處である。嘗つて扇町屋と入曾停車場との間に、新道を開きて交通を便にしたるが如き、近くは我町を通過する、武藏野鐵道の布設に盡力せられたるが如き、凡て外面に於ける樽俎折衝の任は、皆氏の兩肩に荷はれたのである。

副會長繁田庸三郎氏は、今まで事業の頭首として、外面にして顯はれないが、能く其の女房役として、一切の經營萬般の事務を一身に引き受けて、之を處理し來つた功は甚だ偉大なものといはねばならぬ。購買組合といひ、農事改良事業といひ、他の町村にても夫々行はれることで、別に本町の特種事業でも、専有物でもないが、其の多く実績の擧からぬのは、頭の人が多く、腕の人がないからである。堆肥小屋建築資金積立組合が、稀なる好結果を齎らし、延いて豊岡家屋改造組合を起すに至つたなどは、氏の力に負ふ處が多いのである。氏の高潔なる精神は、實の擧がるを喜び、名を求むるを好まない。人と交際するに、貴賤によつて禮を異にするが如きことは絶えてなく、よく田夫野人に交り、婢僕にも親んで萬事懇切に指揮する。人呼んで原壇那又は地所部の壇那といふ。これは繁田組の地所部を主宰して居れるからである。

豊岡町農會々則

第一章 總 會

- 第一條 本會ハ豊岡町農會ト稱ス
- 第二條 本會ノ區域ハ豊岡町ノ區域ニ依ル
- 第三條 本會ハ農事ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、農事ニ關スル講話會共進會品評會競技會及種苗交換會ノ開設ヲナスコト
 - 二、農事改良試驗ニ關スル事
 - 三、農事及蠶業ノ調査統計ニ關スル事
 - 四、種苗種畜肥料農具等ノ交換分配及共同購入販賣並ニ勸貯蓄ニ關スル事
 - 五、農業ノ保護ニ要スル森林樹苗植栽ニ關スル事
 - 六、動植ノ物病蟲害驅除豫防ニ關スル事
 - 七、農家ノ副業ニ關スル事
 - 八、耕地ノ整理灌溉排水ニ關スル事
 - 九、霜害豫防ノ事
 - 十、上級農會ニ對シ農事上諸般ノ報告ヲナシ又上級農會ノ報告ヲ會員ニ周知セシムル事
 - 十一、行政廳ノ諮問ニ對シ調査報告ヲナス事
 - 十二、其ノ他農事及蠶業上必要ナル事項
- 第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ豊岡町役場内ニ置ク
- 第五條 本會ハ總會ノ決議ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得
 - 第二章 役員及職員
 - 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長一名 副會長一名 評議員七名 幹事一名

第三章 町 政

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ及會務執行ノ狀況ヲ監査スルモノトス
幹事ハ會長ノ命ヲ受ケテ會務ヲ掌ル

第八條 會長及副會長ハ會員又ハ名譽會員中ヨリ評議員ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

前項ノ選舉ニ於テハ投票最多數ヲ得タル者ヲ當選者トス得票同數者アル場合ニハ更ニ同一得票者ニ就キ投票ヲ行ヒ尙得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第九條 役員ハ正當ノ事由アルトキハ會員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ解任スル事ヲ得

第十條 幹事ハ會員又ハ名譽會員中ヨリ會長之ヲ選任ス

第十一條 會長副會長及評議員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三ケ年トス但シ再選ヲ妨グス

補缺ノ爲メ選舉セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條 役員ハ其ノ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十三條 役員ハ名譽職トス

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

技師若干名 技術員若干名 書記一名

前項ノ外總會ノ決議ヲ經テ臨時ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第十五條 技師及技術員ハ會長ノ命ヲ受ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條 書記ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第十七條 職員ハ會長之ヲ任免ス

第三章 代表者

第十八條 本會ニ代表者及副代表者各一名ヲ置キ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ再選ヲ妨グス(明治四十一年十二月十一日改正許可)

第十九條 第八條第二項ノ規定ハ代表者及副代表者ノ選舉ニ之ヲ適用ス

第四章 會 議

第二十條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ會員五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ之ヲ開ク

第二十一條 總會ノ招集ハ其ノ日時目的及場所ヲ定メ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二十二條 總會ノ議案ハ會長之ヲ發ス

第二十三條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル、會長事故アル時ハ副會長之ニ代ル但シ總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席シタル會員又ハ名譽會員中ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

第二十四條 總會ノ決議ハ出席シタル會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十五條 名譽會員ハ總會ニ出席シ意見ヲ陳フルコトヲ得但シ議決權ヲ有セス

第二十六條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十七條 農會令第十五條ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ意見申出ノ期限ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ期限迄ニ申出テサル意見ハ採決ノ數ニ加ヘサルモノトス

第五章 會費及財産

第二十八條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トス

第二十九條 前條ノ經費ハ耕地ノ面積並ニ其地價(小作地ハ面積ノミ)ヲ標準トシテ之ヲ分賦ス但シ分賦ノ割合ハ毎年豫算ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 會員ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ物件ヲ以テ經費ヲ負擔スルコトヲ得

物件ノ賣却方法ハ評議員ニ諮リ會長之ヲ定ム

第三十一條 會費ハ毎年二回ニ分チ之ヲ徵收ス但シ物件ヲ以テ負擔セシムル場合ニ付テハ此ノ限リニ在ラス會員ニシテ會員タル資格ヲ喪失スルコトアルモ既ニ徵收シタル會費ハ之ヲ還附セサルモノトス

第三十二條 本會ハ會員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ補助又ハ寄附ヲ受ケタルトキハ其ノ目的ニ從ヒテ之ヲ使用ス

第三十三條 本會ハ基本財産ヲ蓄積スルモノトス但シ蓄積ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

特定ノ目的ナキ補助又ハ寄附ヲ受ケタル時ハ基本財産ニ編入スルモノトス

第三章 町 政

豊岡町勢一斑

基本財産ハ總會ニ於テ定メタル方法ニヨリ之ヲ維持シ利殖スルモノトス
第三十四條 財産ノ處分ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フ但シ其ノ重大ナラサルモノニ付テハ會長ヲ委任スルコトヲ妨ケス

第六章 處務及會計

第三十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十六條 會長ハ主任ヲ定メテ會務ヲ處理セシムルモノトス

第三十七條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

會員名簿、出納簿、財産臺帳、其ノ他必要ナル帳簿

第三十八條 豫算ノ範圍内ノ經費ノ流用支出ハ評議員ニ諮リ會長之ヲ專行スルコトヲ得

第三十九條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入スルモノトス

第四十條 處分及會計ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第七章 會則ノ變更

第四十一條 會則ノ變更ハ總會ニ於テ出席シタル會員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第八章 解 散

第四十二條 解散ノ決議ニハ會員四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

試作場 役場の隣り學校の前、縣道に沿うて最も衆人の目に觸れ易き處、二反五畝歩を占めて試作場は設けられてある。半は豊岡尋常高等小學校の農業實習地で、仕付けた作物は、皆可憐の兒童が、甲斐々々しく働いて培養したもの、餘る半は農會で、果樹を栽培し、實費配布を行つて居る。

豊岡蠶業講習所 豊岡高等小學校が、其の附設たる豊岡實業補習學校と共に、豊岡尋常小學校に合併となり、黒須にあつた其の校舎は不用に屬した。永年幾多の生徒を養成し、教育を普及させた此の校地此の校舎を徒に廢趾となすは遺憾の極みである。而して農會の事業は、種々の方面に手を下したが、當地方の重要産業たる養蠶の一事に至つては、未だ之が發達を介助すべく、一指を染めなかつた。茲に於て

蠶業講習所設立のことを可決し町より其の校地三反餘を借り受け、且補助金百七十圓を得、他は有志の寄附を仰ぎ、總計千二百圓を費して、二階建四十坪、平家十八坪の蠶室を建て、明治四十四年四月工事竣り、生徒を募集し授業を開始すると共に、郡立蠶業講習所の實習所に充てられたのである。現時の經營は、所長石川幾太郎氏の手によつて立てられ、同氏は共済組合と稱する入間郡の蠶種業者の團體より委嘱されて、地方の蠶種を改良し統一して、蠶業を發達せしむる目的の下に、試験飼育蠶種の製造稚蠶共同飼育等を行ひ、傍ら生徒の實習を行つて居る。殊に今年は約百枚の蠶種を無代にて配付し、養蠶家の飼育に供した。目下生徒は少數ながら、内に朝鮮人五名あるは甚だ珍とすべきことで、些々たる農會の施設事業が、以て新附の帝國民を教育するかと思へば、自らほ、笑まるゝのである。

豊岡町農會立豊岡蠶業講習所規程

第一條 本所ハ豊岡町農會立豊岡蠶業講習所ト稱ス

第二條 本所ハ豊岡町大字黒須千八百八十七番地ニ設置ス

第三條 本所ハ地方蠶業ノ進歩發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

一、蠶業ノ學理及技術ノ講習

二、玉繭製絲及屑物整理講習

三、蠶絲業ノ巡回教授

四、共同催青及共同稚蠶飼育

五、模範飼育

六、蠶種製造

七、蠶業ノ組織及經濟ノ調査

八、桑園ニ關スル調査

九、蠶病消毒及豫防方法

第三章 町政

十、蠶絲業諸般ノ報告又ハ上級諸會ノ報告ヲ當業者ニ周知セシムル事

十一、其ノ他蠶絲業上必要ナル事項

第四條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク

所長一名 専務理事一名 理事三名 技手若干名 助手若干名 書記若干名

第五條 所長ハ所務ヲ總理シ本所ヲ代表ス

専務理事ハ所長ヲ補佐シ所長事故アルトキハ是レヲ代表ス理事ハ所長ノ諮問ニ應答スルモノトス

技手及助手ハ所長ノ命ヲ受テ講習及技手ニ關スル事項ヲ掌ル

書記ハ所長ノ命ヲ受テ庶務ニ従事ス

第六條 所長、専務理事、理事ハ農會長之ヲ推薦シ評議會ノ決議ヲ經テ囑託スルモノトス

所長専務理事ハ名譽職トス

第七條 技手助手書記ハ所長之レヲ任免ス

第八條 本所講習生志願者ハ身體健全品行方正ニシテ左ノ資格ヲ有スルモノタルヘシ

一、滿十五年以上ノモノ

二、尋常小學校卒業若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

第九條 本所課程ハ春蠶秋蠶科玉繭製絲科ノ三種トシ其ノ講習期間ハ左ノ如シ

一、春蠶科 五十日間

一、秋蠶科 三十日間

一、玉繭製絲科 七日乃至十四日間

第十條 講習生志願者ハ講習生募集廣告所定ノ期日マテハ左式ノ入所願書ニ履歷書ヲ添ヘ町村長ノ身元證明書ヲ得テ農會長ニ願出ヘシ

但シ志願者定員ヲ超過シタル場合ニ於テハ試驗ノ上成績優良ナルモノヨリ順次入所ヲ許可ス(入所願書式ハ略ス)

第十一條 講習生怠惰若シクハ品行不正ニシテ修業ノ見込ミナキモノ又ハ缺席長期ニ渉ルモノハ其ノ狀況ニ依リ退所ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 講習ヲ修了シタル時ハ試驗ノ上卒業證書ヲ授與ス其ノ證左ノ如シ(卒業證書式ハ略ス)

第十三條 本所ハ講習料ヲ徴收セス

第十四條 春蠶科、秋蠶科、講習生、講習中ハ本所内ニ寄宿スルモノトス但シ膳費ハ無料トス

第十五條 講習生ノ募集並ニ入所期日ニ關スル事項ハ其ノ都度廣告スベシ

第十六條 共同催育種蠶飼育巡回教授ニ關スル事項ハ其ノ都度所長之ヲ定ム

優旗 明治三十七年より、縣農會は、幾多の農會の中、其の事業成績最も秀てたものを選び、之を表彰するため優旗を授與するの制を設けられた。本町農會は、試作所設置・共同鹽水撰種・肥料改良・肥料共同購入・品評會・病虫驅除豫防法・茶樹栽培法改良・信用組合設置・實業補習學校設置・麥奴豫防法・野鼠驅除・製茶改良獎勵・農談會開設・麥模範作共進會・町是調査の事績により、明治三十七年より同三十九年に至る迄、三回優旗を授けられたのである。

豊岡商工會 農會は前述の如く、疾くに開設せられて、諸般の事業に功績を挙げたが、未だ商工業につきて、一の機關を見ないのは、聊か物足らぬ感があつた。況して我町も、近來各種の工業が発達し、商業家も武陵桃源の夢を貪るべきでない。加之猫額大の耕地は、將來の發展を期すべく、餘り規模の小なるを覺ゆる。して見れば我町は、これより進んで工業地として、將た商業地として、新なる運命を開拓せねばならぬのである。繁田町長を始め、横田伊兵衛石川幾太郎長谷部謙三等の諸氏は、本町商工業の發展を期するため、協議數回、遂に一の團體を組織した。名けて豊岡商工會といふ。明治四十四年二月十一日、紀元節の佳晨をトし、其の發會式を舉げた。現在の會員は八十四名、但し名譽會員二名は此の外である。

昨年東京府下池袋を起點として、入間郡飯能町に達する、武藏鐵道敷設の議起るや、同會は停車場設置につき、横田伊兵衛、平田近三、石川幾太郎、長谷部謙三の諸氏を委員として奔走し、遂に字沓切場(學校の東裏)に停車場を設けることに確定した。最初の旗上、さいさきよし。今後本町の商工業は、益面目を一新するであらう。

豊岡商工会々則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ豊岡商工会ト稱ス
- 第二條 本會ノ區域ハ豊岡町ノ區域ニ依ル
- 第三條 本會事務所ハ假ニ豊岡町役場内ニ設ケ
- 第四條 本會ハ商工業ノ改良發達ヲ圖リ本町ノ發展ヲ期スルヲ目的トシ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、商工業ノ發達ヲ圖ルニ必要ナル方案ヲ調査スル事
 - 二、商工業ニ關スル講話會ヲ開設スル事
 - 三、商工業ニ關スル狀況及統計ヲ調査スル事
 - 四、取引上ノ通弊ヲ矯正スル事
 - 五、徒弟職工ヲ獎勵シ勤儉ノ美風ヲ養成スル事
 - 六、商工業者ノ委囑ニヨリ斯業ニ關スル事項ヲ調査スル事
 - 七、納税ニ關スル申告及届書等ニ關シ當事者ノ希望ニヨリ之ヲ審査進達スル事
 - 八、行政廳ニ對シ商工業ニ關スル諸般ノ報告ヲナシ又ハ行政廳ノ報告ヲ會員ニ周知セシムル事
 - 九、行政廳ノ諮問ニ對シ調査報告ヲナス事
 - 十、其他商工業ニ必要ナル事項
- 第五條 商工業者ニシテ本會員タラントスル者ハ本會ニ申出テ承認ヲ經メシ退會セント欲スル時ハ直ニ届出メシ
- 第六條 本會ハ商議員會ノ議決ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得
- 第七條 本會員ハ事務所ヨリ交付シタル左ノ會員票ヲ各自ノ店頭ニ掲グル者トス

三 寸
○ 豊岡商工会員團

第八條 本會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シタル行爲アリト認めル時ハ商議員會ノ議決ヲ經テ除名スルコトアルベシ

第二章 役員

- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 理事 四名 商議員 拾貳名 書記 若干名
- 第十條 理事及商議員ハ會員又ハ名譽會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス其任期ハ貳ケ年トス但再選ヲ妨グズ
- 補缺ノ爲メ選舉セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 理事商議員ハ名譽職トス 書記ハ理事長之ヲ任免ス
- 第十一條 理事長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
- 理事ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 商議員ハ會員ヲ代表シ本會重要事項ヲ議決ス
- 書記ハ理事長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第三章 會議

- 第十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス通常總會ハ毎年春季一回之ヲ開キ役員ノ選舉及處務會計ヲ報告シ臨時總會ハ理事長ニ於テ必要ト認めルトキハ又ハ會員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク
- 第十三條 商議員會ハ會議ノ必要アル毎ニ理事長之ヲ招集シ左ノ事項ヲ商議ス
 - 一、經濟收支豫算
 - 二、決算報告ヲ認定スル事
 - 三、財産ノ管理方法及其他重要事項
- 第十四條 總會及商議員會ノ議決ハ出席ノ多數ニヨリ之ヲ定ム可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第十五條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トス
- 第十六條 前條ノ經費ハ左ノ標準ニヨリ毎年二回ニ分賦徴收ス
 - 但縣稅營業稅雜種納稅者ノ等級ハ店舗其他ノ狀況ヲ監査シ理事長之ヲ定ム

第三章 町政

豊岡町勢一斑

一、二等縣稅營業稅種稅納稅者	一ヶ月	金二錢
一、一等縣稅營業稅種稅納稅者	同	金四錢
一、國稅營業稅納稅額 (十圓以下)	同	金六錢
一、同 (十圓以上)	同	金九錢
一、同 (二十圓以上)	同	金十二錢
一、同 (三十圓以上)	同	金十六錢
一、同 (五十圓以上)	同	金二十錢
一、同 (八十圓以上)	同	金廿六錢
一、同 (百圓以上)	同	金三十錢

以上國稅營業稅納額五十圓ヲ増ス毎ニ一ヶ月金五錢ヲ加フ

第十七條 會員ニシテ會員タルノ資格ヲ喪失スルコトアルモ既ニ徵收シタル會費ハ之ヲ還付セザルモノトス

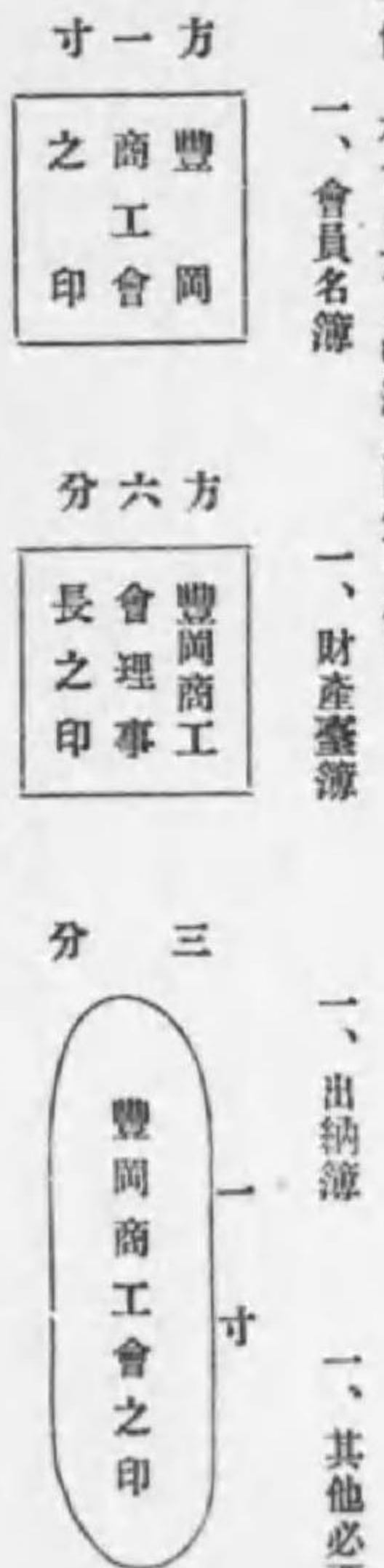
第十八條 本會ハ會員又ハ物件ノ寄附ヲ受ケルコトヲ得

第十九條 財産ノ處分ハ商議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ行フ但シ其重大ナラザルモノハ理事長ニ委任スルコトヲ妨グズ

第五章 處務及會計

第二十條 本會ノ會計ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十一條 本會ニ左ノ帳簿及印章ヲ備フ



第二十二條 處務及會計ニ關スル細則ハ理事長之ヲ定ム

第六章 雜則

第二十三條 本會則ハ總會ノ議決ニヨリ改正増補スルコトヲ得

警備 天變地災に所する設備としては、從來各大字が獨立の組織であつたが、明治二十七年發布の勅令によつて、本町消防組を組織してより、今日に及んで居る。即ち全町を二部に大別し、扇町屋善藏新田を第一部と稱し、黒須高倉を第二部と名づけ、各部に部長小頭等の役員を置き、組頭が之を統轄し、變災に應じて任務を全うする。重要器具としては、ポンプ二臺、雲龍水二臺、豫備若干、其の他は之に稱つてをる。又消防組員が、任務のために負傷し、或は死亡した場合の救助は、去る明治二十七年七月九日、町會の議決を経て、吊慰金は五十圓以上七十圓以下、傷痕手當は壹圓以上五拾圓以下を付與するこゝに定めた。

輕便消火器は、事情の許す、限りなるべく多く備へ置かせる。

衛生 隔離病舎は、明治二十八年、扇町屋共有の避病舎を買受けて、二三の患者を收容したこともあつたが、不備なる點の多きに苦んだ。よつて明治三十一年に、今の地を相して、費金千九百六十三圓餘を投じ、(但し半額は縣の補助) 完備したものを建て、同年十一月に竣工を告げた。この三十一年は、隣村皆疫疾に苦み、我が町は包圍の姿であつたから、衛生法を嚴守し、白晝蚊帳を釣つて其の中で飲食した。是蠅軍が病毒を傳播するを恐れたからである。かく注意に注意を加へた故、遂に一人の患者を出さなかつたのは大勝利であつた。其翌年には、慮らずも行路病者が禍源を出し、赤痢大いに流行し、患者四十八名を出した。幸か不幸か、眺へた様に新築病舎が役にたつたのは、全く當事者の善謀を賞讃すべく、病魔は好機を與へ過ぎたのである。當時は人民に衛生思想がなく、患者は病舎に收容されるのを、恰も生きながら冥途に連れられるかの様に思ひ、又家族は厲鬼に奪ひ去られるかの如くに恐れたのは、今より思へば、滑稽のことである。併し平田町長がよく役員を督し、役員はよく懇切に慰め勞はつた故、病者も家族も、安堵して其の治療をうけ、中には患者自ら來つて、町醫の診察を受くる者あるに至つた。

火葬場 これも亦町として缺くべからざるもの、一である。當町では先きに明治三十二年度に、豫算の決議をなした。其の後、位置の選定等につきて、實行の運には至らなかつたが、同四十二年度に至り、扇町屋宇東久保に、工費二百餘圓を投じて之が新設を果すこととなつた。

飲料水は、衛生上深い關係を有するものであるから、先に役場にて二三回其の検査を行つて、不良のものには使用上の注意を與へたが、大正元年大演習の施行せらるゝに當り、全部の検査を行ひ、其の成績によつて、適 不適 不良 と記した標札を渡し瀧過法をも教へたのである。

衛生組合規約 (明治三十年七月二十日認可)

本町衛生組合ハ豊岡町(第一乃至第八)衛生組合ト稱シ其區域ハ町ノ行政區劃ニ依ル

第一章 組長及代理者

第一條 組長代理者(一名、二名)ハ本衛生組合ノ公選ヲ以テ之レヲ定ム

但投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テス

第二條 組長及代理者ニハ實費支辨ノ外左ノ報酬ヲ給ス、但傳染病者發生シタルトキハ其難易ニ依リ報酬ヲ増加スルモノトス

組長 年金 貳 圓

代理者 年金 壹圓五拾錢

第二章 清潔法、消毒法施行並各自衛生

第三條 本衛生組合ハ左ノ各項ニ依リ常ニ清潔ヲ保持スベシ

第一 邸宅ノ内外ハ清潔ニ掃除スル事

第二 便所及下水溜ハ時々汲取溢流セシメザル事

第三 飲料水使用水ハ浚深掃除ヲナシ井戸側等破損ノ箇所アルトキハ改造又ハ修繕ヲ加ヘ汚水浸透汚物ノ混入スル虞ナカラシム

第四 溝渠水ハ時々浚深掃除ヲナシ疏通ヲ怠ラズ其汚泥ハ無害ノ地ニ棄却スル事

第五 塵芥ハ時々掃除シ無害ノ地ニ棄却又ハ燒棄スベシ

第六 厨下及汚濁ノ場所ハ清潔ニ掃除シ排水ノ方法ヲ盡スベシ

第四條 傳染病流行ノ兆アルトキハ各自左ノ豫防衛生ヲ恪守スベシ

第一 飲料ニハ常ニ蓋ヲナシ蚊蠅ノ群集ヲ防グ事

第二 飲料水ハ勿論使用水モ成ルベク煮沸シタルモノヲ用フルコト

第三 衣服ハ洗濯シテ汚垢ナキモノヲ用ユル事

第四 夜具ハ時々日光ニ曝シテ濕氣ナキモノヲ用ユル事

第五 身體ハ沐浴シテ清潔ヲ保ツベシ

第六 屋外ニ露臥シ或ハ夜間窓戸ヲ開放シテ就眠スベカラザルコト

第七 家屋内ハ常ニ清潔ニ掃除シ晴天ノ日ニハ戸障子ヲ開キ空氣ノ流通ヲ良クスル事

第八 温暖ノ時季又ハ町内ニ傳染患者アル時ハ病症ノ如何ヲ問ハズ患者死者アル家ニ於テ妄リニ飲食スベカラザル事

第五條 傳染病又ハ其疑アル患者アルトキハ互ニ注意シ速ニ醫師ノ診斷ヲ受クベシ

第六條 組合ニ於テ清潔法消毒方法ノ施行ヲ命ゼラレタル者アルトキハ組長ノ指揮ニ從ヒ共同體力之レガ施行ヲ完了セシムベシ

第七條 清潔法消毒方法及其他豫防方法ヲ施行スルノ資力ナキモノアル時ハ組合費ヲ以テ之レヲ支辨スベシ

第三章 消毒器具並藥品其他ノ供給

第八條 衛生組合ハ共同使用ノ爲メ右ノ消毒用器ヲ備置ス

一、熱氣消毒器 一 具

一、五合柄杓 二 個

一、如 露 二 個

一、四 斗 二 個

一、メートルグラス 二 個

第九條 臨時ノ急ニ備ヘンガ爲メ左ノ藥品ヲ常置ス

一、石 炭 二 瓶

一、生 灰 三 罐

第三章 町政

第十條 清潔方法消毒方法施行ニ要スル藥品ハ組長之レヲ調査整頓シ購入給付ノ手續キチナスモノトス

第十一條 傳染病患者死體汚物運搬埋火葬ニ要スル物件ハ組長之レヲ整頓シ常ニ急須ニ應ズルノ準備チナスベシ

第十二條 傳染病患者ノ收容運搬及埋火葬並ニ消毒方法施行等ニ使用スル爲メ夫一人一名全家傳染病ニ罹リ若クハ獨身患者ニシテ他ニ看護ナキ者ノ看護ニ充ツル爲メ看護人一名ヲ特約シ臨時用ニ備フベシ

第十三條 傳染病發生ニ際シ交通遮断セラレタルトキハ組長ハ食品其他需用品ヲ購入シ之レガ給付ノ手續チナスベシ

第十四條 第九條乃至第十三條ニ於ケル物品等使用ノ費用ハ使用者ニ於テ其實費ヲ辨償スルモノトス

第十五條 組合内赤貧者ニシテ傳染病ニ罹リタルモノ或ハ其疑アル時ハ組長ハ直チニ醫師チシテ診断セシメ之ガ救療等ノ手當チナスベシ

第十六條 旅行者ニシテ傳染病ニ罹リタルモノアル時ハ組長ハ一時適當ノ家屋ニ收容シ相當ノ手當チナシ町役場ノ處置ヲ待ツベシ

第十七條 毎種痘期ニハ未種痘兒ハ勿論種痘後五ケ年ヲ経過シタルモノハ相互ニ注意シ接種スベシ

第十八條 組長ハ種痘期ヲ過ラザル様注意ヲ與フベシ

第十九條 通常經費ノ支辨ニ充ツル爲メ貧富ノ度ニ應ジ毎月一戸金五圓以上五圓以下ノ賦金チナス

第二十條 經常費ハ組長及代理者ノ協議チ以テ之ヲ支出シ毎年度末三名ノ立會人チ求メ決算ヲ組合内ニ報告スベシ

第二十一條 臨時多額ノ費用ヲ要シ賦金ヲ以テ支辨シ難キトキハ組合公民ノ總會チ開キ其支辨方法ヲ定ムベシ

但急施ヲ要スルトキハ事後承諾ヲ求ムルコトヲ得

總會ニテハ組合公民半數以上ノ出席ニ依リ多數チ以テ決ス

但シ招集再回ニ至ルモ半數ニ充タザルトキハ此限ニアラズ

第二十二條 賦金其他ニ剩餘アルトキハ確實ナル所ヘ預ケ入レ利殖チ計ルベシ

第二十三條 現金并ニ器具ハ組長之ヲ保管ス

第二十四條 組長ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ金品ノ出納チ明確ニスベシ

一、財産明細簿

一、現金受拂簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

一、賦金徴收簿

第廿五條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リ郡長ノ認可ヲ得テ變更スルコトヲ得
第廿六條 本規約ハ認可ヲ得タル日ヨリ實施ス
兵事 明治二十七年、日清兩國が干戈相見るに至つた時、町内の有志者が兵事義濟會を組織し、出征家族の扶助慰問、及び凱旋軍人の歡迎慰勞等に努めた。明治三十七八年戰役の當時も、亦兵事義濟會は組織せられて、出征者に後顧の患なからしめ、名譽の戦死者には追悼會を行つて其の靈を慰め、凱旋軍人には紀念の置時計を贈つて其の勞に酬いた。明治四十年四月には、在郷軍人及び有志者を以て、豊岡軍友會を起し、在郷軍人の品位を保ち、且又互に士氣を鼓舞し、友情を温め、所謂治に居て亂を忘れざる様にとつとめた。豊岡尋常高等小學校の構内にある明治三十七八年戰役紀念碑は、同會が卒先盡力して建てられたもので、明治四十一年一月十二日を以て、其の除幕式は舉げられたのである。後帝國在郷軍人會が組織されるに及び、軍友會は其の豊岡分會と改稱し、明治四十四年三月四日發會の式を舉行した。大正元年十二月の調によれば、會員は下士四名、兵卒八十一名、殊に特別會員二百十九名を加へて、總計二百四名である。會員は軍人に賜はつた勅諭を、拳々服膺して、在郷軍人の品位を進め、相親み相助けて、富國強兵の實を擧げ、或は入營者のために軍事の講習を開き、或は演習にて兵士の來宿する場合には、宿舍の便宜を謀る等夫々努めて居る。終に附記すべきは、同會は基本金參百二十圓を有することである。

帝國在郷軍人會 豊岡町分會規約

第一款 總則

第一條 本規約ハ帝國在郷軍人會規約及熊谷支部規約ニ基キ分會ニ關スル細部事項ヲ規定スルモノトス

第二條 本規約ニ掲ゲサル事故ハ總テ帝國在郷軍人會規約及熊谷支部規約ニ據ルモノトス

第三條 本分會ヲ帝國在郷軍人會豊岡町分會ト稱シ其事務所ヲ豊岡町役場内ニ置ク

第三章 町政

豐岡町勢一斑

第三條 本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二款 目的及事業

第四條 分會ハ軍人ニ賜ハリタル勲章ノ精神ヲ奉體シ在郷軍人ノ品位ヲ進メ親睦ヲ醇フシ相互扶助シ軍人精神ヲ振作シ體軀ヲ鍊リ軍事智識ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五條 分會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ諸項ヲ實施スルモノトス

- 一、一般法律ハ勿論陸海軍ノ法令ヲ嚴守スルコト
- 二、毎年三大節ニ於テ遙拜式及勲章授讀式ヲ行フコト
- 三、戰爭若シクハ事變ニ際シテハ勿論勤務演習召集、簡閱點呼委會ノ合アルトキハ速ニ應召シ得ルノ準備ヲナシ置クコト
- 四、陸軍紀念日(三月十日)ニハ最寄地方ニ於テ祝典ヲ行フコト
- 五、毎年少クモ一回最寄地方ニ於テ戰役死亡者ノ祭典ヲ行フコト
- 六、瘡兵及戰死者ノ遺族ヲ優遇スルコト
- 七、最寄地方ニ於テ軍事ニ關スル懇話會ヲ開キ擊劍會射擊會ヲ開クコト
- 八、郷黨ヲ誘導シ尙武ノ氣象ヲ振起スルコト
- 九、有勲者ノ名譽ヲ保持セシメ之ヲ優遇スルコト
- 十、會員ニシテ傷痍若シクハ疾病ニ罹リ自活シ能ハサル者又ハ災厄ニ罹リタルモノアルトキハ之ヲ救助スルコト
- 十一、會員ニシテ死亡シタルトキハ會葬シ時宜ニ依リ其遺族ニ弔慰金ヲ贈リ又ハ其葬祭ヲ行フコト
- 十二、會員タルモノノ寡婦、孤兒ニシテ救護ノ必要アルモノヲ救助スルコト
- 十三、非常事變ハ勿論平時ト雖モ必要ニ應ジ公共事業ニハ應分ノ補助ヲナスコト
- 十四、在營ニ對シテハ成ルベク惣代ヲ以テ親シク本人ノ部隊長並ニ本人ニ面接シ其狀況ヲ尋ネ或ハ時ニ慰問狀ヲ發送スルコト
- 十五、惣代ヲ以テ時ニ在營者ノ家族ヲ慰問シ營内ノ景況ヲ知ラシムルコト
- 十六、在營者ノ家族ニシテ救護ノ必要アルモノヲ救助スルコト
- 十七、分會區域内ニ於テ軍隊ノ行軍演習或ハ宿營等アル場合ニハ地方吏員ト協同シテ成ルヘク便宜ヲ圖ルコト
- 十八、入營及退營者ニ對シテハ熱誠實素ヲ主トシ之ヲ送迎スルコト
- 十九、會員ハ常ニ勤儉ニシテ時間ヲ嚴守シ衆人ノ模範タルヘキコト

前項ノ一部實施ヲ延期セントスルトキハ支部評議會ノ承認ヲ經ヘキモノトス

第三款 會 員

第七條 本分會ノ會員ヲ左ノ三種トス

- 一、正 會 員
 - 二、特 別 會 員
 - 三、名 譽 會 員
- 待命、休職、豫備役、後備役、退役將校、同相當官、准士官及在郷下士卒トス但第一國民兵役者ヲ含ミ未教育補充兵役ヲ含マズ
- 在郷軍人ニ非ラスシテ特ニ本會ニ功勞アリ本部支部又ハ分會ノ推薦ニ保ルモノ
- 現役陸軍將校同相當官ニシテ本部支部又ハ分會ノ推薦ニ保ルモノ

第八條 特別會員ハ分會ノ職員トナルコトナシ

第九條 會員ハ總テ其居住地ノ分會ニ入會スルモノトス

第十條 分會ニ左ノ職員ヲ置ク

- 分 會 長 一 名
- 分 會 副 長 一 名
- 理 事 四 名
- 監 事 二 名
- 評 議 員 若干名

職員ノ選定及任期ハ帝國在郷軍人會規約第二十條及第二十一條ニ據ルモノトス

第十一條 分會長ハ會務ヲ總理ス

分會副長ハ分會長ヲ補佐シ分會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

理事ハ分會長ノ命ヲ受ケ概ネ左ノ事項ヲ處理ス

一、勲章寫ノ保管

二、分會歴史ノ編纂及保管

第三章 町 政

三、本部支部役員名簿ノ分會々員名簿ノ整理保管

四、報告及通報ニ關スル事項

五、來輪及發輪ノ整理保管

六、會議録ノ整理保管

七、圖面及法規定書類ノ整理保管

八、寄附金品ニ關スル事項

九、經理ニ關スル事項

十、經理ニ關スル書類ノ整理保管

十一、分會長、分會ノ印章保管

十二、郵便切手ノ出納保管

監事ハ分會長ノ意圖ヲ承ケ經理ノ整否ヲ監査ス

第十二條 分會ニ對シ圖書器具若シクハ金圓等ヲ寄贈セントスルモノアルトキハ理事ハ分會長ノ承認ヲ承ケ受納ノ手續ヲナスモノトス

第十三條 監事ハ通常會計年度末ニ於テ理事事務ヲ監査シ分會長ニ報告スルモノトス但シ臨時監査ヲ要スルトキハ分會長ニ申告シ行フ

モノトス

第十四條 分會ニ左ノ書類及物件ヲ備フ

一、勅諭 寫

二、分會 歴史

三、本部支部役員名簿及分會役員並會員名簿

四、報告 綴

五、會議 錄

六、諸 規定 綴

七、來輪綴、發輪綴

八、寄 附 錄

九、經理ニ關スル諸簿表

十、圖書類ニ關スル諸簿表

十一、分會長分會ノ印章

十二、分 會 旗

十三、圖書箱、筆記用具類

其他事務上必要ナル補助書類物件等ハ便宜調製スルコトヲ得

第五款 集 會

第十五條 分會長ハ帝國在郷軍人會館ケ谷支部規約第十八條ニ依リ毎年一回支部總會ニ出席スルモノトス

第十六條 分會ハ毎年春秋二回總會ヲ開クモノトス尙分會長ハ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十七條 總會ニハ概ネ左ノ諸項ヲ執行スルモノトス

一、遙拜式及勅諭捧讀式ヲ行フコト

一、諸般ノ會務ヲ報告スルコト

一、協議又ハ談話

一、春季總會ニハ戰死病者ノ祭ヲ行フコト

一、前諸項ノ外必要ト認ムル事項

尙時機ニ依リ名士ヲ招聘シ講話會ヲ求ムルコトアルヘシ

第十八條 分會長ハ集會ノ日時及場所等ハ成ルヘク速ニ會員ニ通報スルモノトス

第十九條 集會ノ際會員ハ軍人ノ本分ヲ鑑ミ必ス參集スルモノトス若シ事故ノタメ已ムヲ得ス出席シ能ハサルトキハ開會ノ前日迄ニ其旨ヲ分會長ニ届出スルモノトス

第二十條 評議員ハ分會役員全部ヲ以テ組織シ分會長ヲ議長トス

第二十一條 評議會ハ分會ニ關スル重要事件ニ付必要アリト認ムルトキ分會長之ヲ召集ス

第二十二條 評議員議長ノ外評議員定員ノ三分ノ一以上出席スルニアラサレハ決議ヲナスコトヲ得ス但シ其議事ハ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十三條 理事會ハ分會ノ會務上ニ關シ必要ヲ生シタルトキ分會長臨時之ヲ召集ス時トシテ監事ヲモ參列セシムルコトアリ

第六款 資產及會計

第三章 町政

第二十四條 分會ノ所有ニ屬スル財産及財産ヲ生スル收入金分會ヘノ寄附金並會員ヨリ納付スル會費ハ分會ノ財産トス

第二十五條 正會員ハ分會ノ費用ニ充ツルタメ毎年會費トシテ所定ノ金額ヲ納付スルモノトス

第二十六條 會員ノ會費額、會費ノ免除及分會財産ノ管理ニ關スル規則ハ分會評議會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ支部長ノ認可ヲ受クルモノトス

第二十七條 分會ノ議入議出ハ毎年豫算ヲ編成シ分會評議會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ協賛ヲ經テ之ヲ行フモノトス

第二十八條 經理決算ハ一般會計年度ニ依リ監事ノ監査ヲ經テ之ヲ分評議會及總會ニ報告スルモノトス

第七款 戦時ノ特例

第二十九條 戦時ニ在リテハ分會評議員ノ決議ニ依リ第五條ノ事業ノ一部ヲ停止アルコトアルヘシ

第三十條 戦時ニアリテハ分會評議會ノ決議ニ依リ必要ノ特例ヲ設クルコトヲ得

前條ノ場合ニ在リテハ支部ノ承認ヲ受クルモノトス

第八款 徽章及會旗

第三十一條 本會會員ハ一定ノ徽章ヲ佩用スルモノトス但シ時宜ニ依リ之ヲ佩用セサルモ妨ナシ

第三十二條 分會ニハ各一個ノ會旗ヲ設ケ奉迎送、集會及會葬等ノ場合ニ之ヲ用ユ

第三十三條 會員徽章及會旗ノ制式ハ本部評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第九款 雜 制

第三十四條 本規約ハ制定ノ際又ハ再後改正ノ時ハ其都度之ヲ支部長ニ報告スルモノトス

第三十五條 分會長ハ毎年三月廿日迄ニ分會内ノ景況ヲ支部長ニ報告スルモノトス

第三十六條 分會ノ役員中缺員ヲ生シタルトキハ直チニ補員選舉ヲ行ヘ分會長、分會副長ニアリテハ本會會長(支部長ヲ經由ス)ニ報告シ其他ニアリテハ支部長ニ報告スルモノトス

第三十七條 分會ニ於テ名譽會員ヲ推薦セントスルトキハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ推薦狀ヲ贈與ス但シ人名ヲ本部(支部ヲ經由ス)ニ申報スヘシ

第三十八條 本部ニ於テ發刊スル雜誌ハ分會ニ於テ必ス一部ヲ購讀スルノ義務アルモノトス而シテ會員ニハ希望ニ依リ定價ヲ以テ之ヲ購フ但シ機關雜誌ヲ指定セラレタルトキモ亦之ニ準ス

第三十九條 將校同相當官及特別會員ヘ第五條ノ救助及弔慰金ヲ受ケサルチ本則トス

附 則

一、本規約ハ明治四十四年二月十一日ヨリ之ヲ實施ス

二、未教育補充兵ハ明治四十三年徵兵ノ者迄分會員トナスコトヲ得

公民會 假りにも自治と名けられた以上、一町は即ち一家である。町の吏員は一家の主長、住民は其の家の子弟である。浮ぶも沈むも乗り合ひ船の、喜憂を共にせねばならぬ。民は之をして依らしむべし、之をして知らしむべからず。など、稱するは、昔の言、今日では何事も開放して、共に謀り共に諮つて町勢の發展を期すべきである。此の旨意に本づいて、公民會は起されたのである。この會は通常豫算の決定した時と、決算終了後とに開く。其の指示事項の如きは、時に依つて同じくない。

一、町の經濟(豫算、決算及び其の増減の理由又は基本財産等)をしらしむ

一、町の將來採るべき方針をしらしむ

一、納税の狀態をしらしむ

一、町勢の一斑をしらしむ

一、町の重要事項を報告す

一、改正法令の要點を説明す

一、町の各事務(教育土木兵事勸業、稅務、衛生、庶務等)に關する注意を與ふ

一、偶發の事項に付て指示す

一、學校及兒童の狀態につきて報告す

一、優良町村視察談をなす

以上は其の大綱であつて、明治四十二年十二月より、指示した要目を擧げて見よう

新曆遊學に關する件○兒童の出席獎勵の件○自衛と公衆衛生に關する件○種痘の件○傳染病豫防の件○壯丁講習の件○徵兵検査に付き

ての注意○トラホーム花柳病治療の件○恩給年金の件○兵士の入退營送迎の件○出生死亡家督相續等凡て戸籍に關する届出の件○米麥鹽水選種・害蟲驅除豫防・麥奴拔取の件○未成年者喫煙禁止に關する件○賞印を預け又は預かるを禁ずる件○學校基本財産桐樹委託培養の件○學校基本財産蓄積會に關する件○公會に於ける時間勵行の件○國旗掲揚に關する件○町内休日を一一定すること○學校生徒復習練習に關する件○清潔方法の件○農工商家の一致共同に關する件○兒童小遣錢の件○兒童貯金の件○鎮守祭を一定する件○明治五十年祭紀念貯蓄組合を設立する件○學校基本財産造成の件○海軍志願兵徵募の件○補習教育に關する件○時々學校の授業を參觀せられたる件○養老貯金の件○國民と軍隊と連繫に關する件○本町明治四十五年度歳入出豫算の件○神木保存の件○祭事に關する件○納稅組合成續の件○諒閣中の歳末年賀松飾等に關する件○町長再選の件○特別大演習に關する件○明治四十四年度歳入出決算の件○學校増築寄附者の件○町會職員選舉の件○本町大正二年度歳入出豫算に關する件○關西地方優異町村視察談

公民會開會の際は、各件につきて、其の要領を記したる印刷物を町民に配付し、之につきて吏員及學校職員が、説明する例になつて居る。而して町民の便を謀り、各字共、會日を別にし、説明者は態々出張して、其の旨意の民心に徹底すべく努むるものである。左に掲ぐるは、本年三月公民會の開かれた時、各町民に配布した刷り物である。

繁田町長摸範村視察みやげ

此の日用徒然草は岡山縣宇治村報徳社に於て社員一般に配布したるものにして何人にも必要適切なる日々心得草なることを感じ茲に印刷に付し當町諸士に分ち聊かみやげの印となす

●家庭及經濟

- 一、家内を和合ならしむる事
- 一、身代を家内一同にしらしめ置く事
- 一、庭内には果樹を植え置く事
- 一、蠟燭マツチは火氣なき處に置く事
- 一、あまだれの處にはてん水桶を置く事

●掃除の事

- 一、ちりばらいは紙の切れたるものは違わぬ事
- 一、箒のさきの切れたるものはつかわぬ事
- 一、箒はかけて置き立て置かね事
- 一、箒はかるく使ふ事
- 一、煙突の掃除を怠らぬ事

●小供の事

- 一、小供には前垂をかけしむる事
- 一、小供には筒袖の着物をきる事
- 一、小供には袴綿入をきせる時は下に單衣をきせる事
- 一、小供のおつかい賃は仕事の後に與へる事
- 一、小供の辨當は常食をもたせてやる事
- 一、小供はたべものえりきをせぬ事

●衣服の事

- 一、ふだん着は木綿着物とする事
- 一、きものは寝る前にたのみ置く事
- 一、羽織はんでんのすそ尻にしかぬ事
- 一、着物を多く作りて仕舞をかね事
- 一、労働服は筒袖の事
- 一、毛織物は蟲のつかぬ様注意する事

●器具の事

- 一、漆器は水につけて置かね事
- 一、飯びつは永く水にしたし置かね事
- 一、漆器は絹布にて拭て仕舞ひ置く事

●金錢の事

- 一、買物をするには現金の事
- 一、借金の習慣をつけぬ事
- 一、一風ばかりと輕んぜぬ事
- 一、金錢は銀行などに預け手許に置かね事
- 一、金のとれたる時は第一に貯金する事
- 一、旅行する時は小錢を用意する事
- 一、貨錢を定めずに車馬を乗りまわさぬ事
- 一、小便帳を必ずつける事

●買物の事

- 一、買物は値段を聞て財布に相談すべき事
- 一、小供には買食ひの習慣をつけぬ事
- 一、器具は高くとも丈夫なる物を買ふ事
- 一、價は安くとも必要の物を買わぬ事
- 一、酒は入用の度毎に買ふべき事
- 一、きまらぬ収入を當にききづかひをせぬ事
- 一、贈答品の買物は注意して先方の爲を思ひ體裁をかざらぬ事
- 一、日々の金錢出入は帳面につける事
- 一、共同購入をなす事

●經濟

- 一、かまどを改良して火まわりをよくする事
- 一、釜の底は程よくかく事
- 一、廢物の利用を怠らぬ事
- 一、ぬれ手で鹽をつまゝぬ事
- 一、味噌の中をほつて使わぬ事
- 一、一面刷の廣告紙などは状態に使ふ事
- 一、かまどの中に灰を置かぬ事
- 一、炭は切りて使へたゝきわらぬ事
- 一、筆又はペンは遣て後に必らず洗ふか拭ひ置く事
- 一、巻紙はつがずに使わぬ事
- 一、むだに時間をつかわぬ事
- 一、物干竿は日のおたらぬ所に仕舞ひ置く事
- 一、屋根壁其他すべて小破の時に修復する事
- 一、仕事は一時に一つづゝ片付ける事
- 一、利益よりも費用に注意する事
- 一、ちりあくたも利用を考へる事
- 一、なるべく他に飲食せざる事
- 一、古ばがきはつぎにする事
- 一、ぶりきとひば塗りかへを怠らぬ事
- 一、雑巾はほして置く事

●傘はきものゝ事

- 一、はきものは改めて出る事

●衛生

- 一、靴はばく度毎にみがき日のおたらぬ處へ置く事
- 一、はきものは温氣なき處に置く事
- 一、足袋は洗ふて糊をつける事
- 一、傘はひなたにはさず日かげにはす事
- 一、泥のついたる下駄は洗ふて仕舞ひ置く事
- 一、衛生に注意して身體を健康ならしむる事
- 一、酒や煙草のみすぎぬ事
- 一、あいだぐいをせざる事
- 一、家庭内の掃除は手まめにする事
- 一、夜具は一週間に一度ぐらゐ天日にほす事
- 一、朝は戸障子をあげはなす事
- 一、かわやの水鉢及手拭は時々取りかへる事
- 一、流しもとは出来るだけ清潔にする事
- 一、桶類には水を残し置かぬ事
- 一、醬油酢のいれものゝ口をかたくしめ置く事
- 一、風呂水は入らぬ時には出し置く事
- 一、手足の爪は常に切り置く事
- 一、夜ふかしをやめ朝起をする事
- 一、思ふて益なき事に精神をつかわぬ事
- 一、枕紙はよこして置かぬ事
- 一、肌へつく下着は時々洗濯する事
- 一、洗濯ものは久しく水にひたさぬ事
- 一、衣服は甚しく汚れぬうちに洗濯する事

●其他

- 一、小供には時間を定めて乳を與ふる事
- 一、小供の間食は時間を定めて與ふる事
- 一、身分より心持をひくくす事
- 一、自分で出来る事に他人をつかわぬ事

大正二年三月二十四日

豊岡町役場

豊岡町長は、「時は金なり」の意義を以つて、本町公會に於ける豫告の時間は、必ず嚴守勵行して、徒に貴重な光陰を徒費するの弊を矯正した。されば豊岡時間といへば時間に誤りなきこと、一分の掛け値もなきこと、解するが、通り相場となつて居るのである。左に掲ぐるは、繁田町長が公會に於ける時間の嚴守を奨勵する爲に、豊岡時報に載せられたものである。

時間勵行

我國人の時間勵行を敢てせざるの風あるは何たる惡癖ぞや時は金と云ふ西哲の遺言を遵守服膺せざる結果にして毎度集會に遅延せる紳士の珍しからざるは文明人の慚愧に堪へざる所なるべし之が矯正の方法と勵行とは目下改良すべき要點の問題たるを信ず文明の機關たる電信電話を使用し急速用途を爲すに方り第一の主人公たる者がなまけ勝に機械の夫に魅せらるゝとはいかにもなき事ならずや聞く西洋にては接客の時間をも確定し不時に應接を避け片時もあたらず時間を空費せざる美風を養成し一日十二時間中労働時間、食事時間、休憩時間、遊技時間、運動時間、讀書時間、接待時間杯を極め自制克己何事にも倦怠の色なく善く遊び善く勉むと云ふかゝる習慣なるに我國人の風習たる悠々閑々喫煙に雜誌に時間の制限なきのみならず座作進退氣儘勝手にて往々多忙の人に對しても用件を第二となし彼は必要な駄辯を弄し時間を空費して惜まざるは惡習にあらざるか人間紀律の重んずべきを知らば時間を制限し嚴守せざるべからず一日に一字學まば一年三百六十字を知る一時間一錢づゝの働きを爲さば六十年間に二千六百二十八圓の多額となる 皇后陛下の御製にも時計の針の絶間なくと仰せらる日かけ惜みて事業の成功を期せずして可ならんや

教育 「野末まで種をまかなんおしへ草いまだ茂らぬ方もこそあれ」 明治天皇の御製、拜誦すれば、叙

慮のいよ／＼かきこきことを感ずるのである。本町の教育費は、大正二年度豫算額三千二百四十七圓十九錢で、負擔額は一戸平均四圓六十一錢九厘餘、一人平均六十五錢一厘餘である、就學兒童數は、大正二年四月末調によれば、尋常科男二百六十二人、女二百四十九人、高等科男六十六人、女三十人、又大正二年三月に出した卒業生は、尋常科男三十八人、女三十六人、高等科男三十九人、女十四人で、この卒業生の大部分は、家務に従事するのであるが、上級の學校に入學したものを擧げると、中學校に三人、女學校に三人、徒弟學校に一人又廣く中學以上の學校に勉學中の者をしらべると大學校一、高等學校一、高等豫備校一、二松學舎一、研數學館一、男子師範一、女子師範一、中學十一、高女九、染織一、女子職業學校一、徒弟學校一、て中學以上の卒業生は帝大一、司法省學校一、中學五、師範四、女學校一、實業學校三である。

教員住宅 明治四十五年三月、教員優遇の一助として、建坪十六坪五合、瓦葺平家作りの住宅は、扇町屋と黒須とに一棟づゝ設けられた。經費は縣及町の補助と有志の寄附を以てなり、總計千五百五十五圓を要した。但工事の人は、青年會員が其の任に當つたのである。

學校 役場の筋向、二千二百五十四坪の校地に、瓦葺平家造の校舎が三棟、凹字形に建てられたのは、豊岡尋常小學校である。諸般の設備が完備した故を以て、縣より獎勵規程によつて、二回とも金圓や標本を下されて居る。

本校の沿革を語るも、中々に長い話であるが、本町組織當時は、扇町屋の長泉寺を借りて第一舎とし、黒須の蓮花院を第二舎としたが、教授上の不便は甚だ多かつた。管理者及び校長等の盡力により、資金も集り工事も進捗して、明治三十三年二月十一日の紀元節を以て、鎮地祭を執行してより、約半歳を闊して竣功を告げ、同年八月七日を以て、開校式を擧ぐるに至つた。總工費は六千餘圓である。越えて同四十一年五月、高等小學校を併置し、尙實業補習學校を附設するに及んで、校舎は忽ち狹隘となつて、

四十三年一月、増築の工事を起し、同年四月竣工した。今の南側にある一棟の校舎は、それである。

校舎 は通常教室一一、特別教室二、九十坪の學校園、三百坪の實習地、一千九十冊の圖書、一千八九九品の器械標本があつて、先づ大體完備して居る。

校長桑田源次氏は、金子村大字中神の人、師範學校卒業以來、今日に至る迄、實に二十四年の久しき、本町育英の任に盡瘁されて居る。其の間他より榮達の道を開いて誘はれた事は、幾回であるかしのぬが、「なき名をば世に残すより深山邊にくちなん身こそ心安けれ」と詠じて、此等には耳を假されぬ。曩に文部大臣より、選奨の榮を受けたのも偶然でないのである。

職員は皆一致協力して校務に盡力される。中にも訓導砂長彦四郎氏は二十二年餘、坂口秋次郎氏は十五年餘の久しき、勤績して訓育に従ふ等、殊に記すべきことである。

左に當校にて、實行しつゝある事業の一二を紹介する。
勅語詔書の取扱 詔勅の大御心を兒童に了解せしめ、服膺せしむる爲め、教育勅語 戊申詔書取扱要項といふものを定めて置く。其の中より一二頭を摘採して左に掲げよう。

- 一、毎月第一の修身時間には勅語若くは詔書を教授すべし
- 一、毎修身時間の始めには學年により成るべく勅語若くは詔書を暗誦せしむべし
- 一、毎月十三日朝禮の際には詔書三十日朝禮の際には勅語を奉讀す
- 一、毎年十月十三日及三十日の前後には適宜詔書又は勅語を教授すべし
- 一、修身科其の他の教授若くは兒童日常の行爲につき訓誡を加ふる時等には各學年兒童の力に應じて成るべく勅語又は詔書の總目に歸せしむべし
- 一、勅語若くは詔書を教授する場合には教卓等を清め其の前後には兒童に敬禮を行はしむべし
- 一、兒童に誦讀若くは暗誦せしむる場合には適宜教壇上又は自席に於て起立せしむべし
- 一、前項の場合に於て拜聽する兒童には起立を命ずる等相當の敬意を表せしむべし

尙同校では尋常一二年は、勅語及詔書に對し奉る心得、特に拜聴の時の心得を教へ、同三學年以上は、全文の暗誦・徳目の大意・全文の大意・全文の暗書等其の學年に應じて之を授けて居る。
兒童訓 是は當校で特に編纂したもので、内容は五ヶ條の御誓文・勅諭・詔書・校訓・級訓・季節訓等を載せたもの、之を兒童に携帶させ日夕服膺させて居る。

參考

校訓

忠	孝	勤	儉
罪あらば我を罪せよ天津神民はわが身の生みし子なれば。長かれといのる命も惜しからじ我大君の御代のためには。	世の中に思ひやれども子を戀ふる思ひにまさる思ひなき哉。今日のみと思ひて親に事ふべし明日な頼みそ定めなき世に。	年々に思ひやれども山水を汲みてあそばん夏なかりけり。何事もたゞ勤くにしくはなし流るゝ水のくさらぬを見よ。	吳竹のほどよきふしを違へずば末葉の露も亂れざらまし。ちりひぢも積れば山となるものを僅の物と捨てやばつべき。

級訓

正直	從順
ウソヲナイフナ シヨクニイフナ セヨ (尋常科第一學年)	イヒツケニ レイギニ タガフナ タガシクセヨ (尋常科第二學年)

親切	勇氣	度量	自治	公德	忠良
いきものしんせつくるしむるな 人にしんせつくるなつくも (尋常科第三學年)	元氣よく かんなんば 人を玉にす (尋常科第四學年)	みだりに 堪忍は無事長久の基なり (尋常科第五學年)	人に 天は自ら助くるものを助く (尋常科第六學年)	公共物を 公益を廣め世務を開き (高等科第一學年)	臣民たる 克く忠に 克く孝に (高等科第二學年)

附言 何の善行も一般に行はねばならぬは勿論であるが、兒童の成育年齢によつて、行ひ易きものと然らざるものとがあるから、此の間幾分の差違がなければならぬ。茲に於て級訓を撰定したのである。

季節訓

正事仕 クシノ事 間クノ事 守ヲ傳 レ守ヲ傳 ヨセヲ傳	五 月	一、遅刻スルナ 缺席スルナ 缺席スル時ハ届出(口頭) 通學途上ムダニ時間ヲ費スナ 二、集合ノ時間ヲ正シクセヨ 三、起床就寤等ノ時間ヲ一定セヨ 食事ノ時或ハ夕方ナド歸ルベキ時刻ニハ 必ズ歸レ 四、家ノ仕事ノ手傳ヲセヨ 茶摘 養蠶 子守 オツカヒ等	一日 午前八時始業 五日 端午ノ節句 (町休日) 中旬 製茶始ル 二十七日 海軍記念日 二十八日 皇太后陛下御 生誕 (嘉永三年四 月十七日)
--	--------	--	---

附言 季節訓はすべて十二あるが、此には唯一例のみをあげたのである。

朝禮 雨天を除く外、毎朝校庭に整列して、職員と生徒と相對して敬禮を行ふ。之が號令を掌るものは最上級の級長である。之が終つて後、職員指揮の下に、宮城の方に向つて遙拜する。其の後校長は偶發事項につきて訓示をなすなど、此の間費す時間は凡そ十分で、若し時間の餘裕がある場合には、深呼吸などを行つてから、教室に這入るのである。

敬神崇祖の精神養成 其の方法として左の事項を行ふ

豊岡尋常高等小學校敬神崇祖精神養成方法

神を敬ひ祖先を尊むは我國古來よりの美風にして國民道德の一要素なれば本校に於ては常に左の事項に注意して児童を教導し且家庭の協力を求めて本精神の養成と實行とに努む

- 一、毎月三回(一日 十五日、二十八日)には朝禮の際神宮並に宮城を遙拜せしむる事
- 二、三大節の儀式前には神宮並に宮城を遙拜せしむる事
- 三、毎月一日始業前職員氏子児童を引率して鎮守に參拜せしめ且境内の草取掃除等を行はしむる事
- 四、各鎮守祭の前日には祭神由緒等に關する話をなし其當日には參拜せしむる事
- 五、毎年春秋二回の皇靈祭日には努めて祖先の墓所に參拜せしむる事
- 六、毎朝顔を洗ひし後は神宮を遙拜し次に祖先を拜せしむる事
- 七、家庭の人々三日等に鎮守へ參詣する時は児童を伴ひ行く事
- 八、家庭の人々墓參の時には必ず児童を伴ひ行く事
- 九、神前佛前への供へ物は成るべく児童になさしむる事
- 一〇、祖先の墓所を掃除する時には児童に手傳はしむる事
- 一一、氏神土産神等の前を通行するには必ず敬拜せしむる事

附

- 一、家庭の人々は常に左の事項に留意して児童を導く事
 - 1、折々祖先々代の功名談を語り聞かせ發奮の情を養ふこと
 - 2、其家の吉凶禍福は祖先の靈に奉告すること
 - 3、祖先々代の遺物は大切に保存し児童獎勵の資料とすること
 - 4、遠地に旅行せんとする時又は歸郷したる時は鎮守及び祖先に禮拜せしむること
- 二、崇祖の精神に基き本校児童には左の服忌を受けしむ
 - 1、父母死亡の時

一	日	間
二	日	間
三	日	間
 - 2、祖父母、曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹

一	日	間
---	---	---
 - 3、甥、姪、從兄弟

一	日	間
---	---	---
- 4、父母祖父母等の祭日

一	日	間
---	---	---

但葬儀執行等の都合によりては忌服日数を斟酌す

教材研究 各教科に主任を置いて、教材の研究資料を蒐集し、教授の適切と實用とを期して居る。職員が最近に研究し、調製したものを舉ぐれば、郷土誌全二冊各學年補足教材全一冊讀本教授資料全一冊教科書中に於ける小數分數並に其の系統一冊小學教科要覽四軸教科書中に表はれたる神社の調一冊高等小學校地理教授用補助掛圖五綴等である。

教授法研究 三週間に一回、教授法の研究として、當任の教師が或級の生徒に實地授業を施し、他の職員は之を參觀して、其の教授を批評研究する。

補足教材 教科書記載の教材は、一般的であるから、其の地に適切なるものは乏しいため、郷土的實際的の資料を補足し、各學年に配當して教授する。

復習 新事項を覺ゆるより忘れぬが肝要であるから、特に復習に重きを置き、毎日放課後二十分間は必ず復習させる。

廊下の利用 八尺廊下の壁間に、各教科に關する掛圖を掲げる。之は毎學期に新しき物と取換ふ。

風紀衛團 校外の風紀を亂さぬために、組長と什長とを置いて往復の取締をなさせる。

學校家庭の連絡 學校連絡の架といふものを、毎月謄寫版にして家庭に配布する。これには學校の消息

やら、家庭への注文やら、注意やら、時に應じて適切なものを載せる。又通學の便があつて、兒童の成績、勤惰等をしらせる。此の外或は保護者會を開き、或は家庭訪問等をなす。

善行表彰 兒童に取り出で、嘉賞すべき善行があつたときは、揭示して其の行爲を表彰する。

兒童出席獎勵 十二月には精勤者に賞狀賞品を與へ、毎月末日には、兒童には、通學の便に賞印を捺

し、學級には精勤旗を掲げしめる。又出席歩合を揭示する等、皆其の方法である。

兒童文庫 兒童の讀物を選択し閱覽に供へる。

揭示教育 兒童の見易き處に掲示板を備へ、種々適切な事項を記し、知らず識らずの間に新智識を與へ

る。

直觀物施設 校庭にある一木一草、皆木札を付し、それに其の名稱及注意書を付して置く。

學校元標 本校を基本として、各地への里程を記す。

貯金 職員も生徒も共に貯金を實行し、職員は既に入拾參圓餘、兒童は壹千六拾壹圓餘に及んで居る。

(大正二年三月調)

社會教育 青年會・處女會・同窓會・學友會・町教育會・壯丁講習等を開く外、公民會相助組合等の諸會合に

は職員出席し、社會教育に關する講話を行ふ。

一坪農業 同校では教科課程に農業科を加へて生徒に農業上の知識を與へて居るが殊に其の實益と趣味

を知らしむるため實習に力を籠めて居る一坪農業とはどんなものかは學校連絡の架に説明してあるから

次に轉載する。

一坪農業我國今日の場合商業も工業も非常に大切ですが古來より農は國の本と申して居る位で農業によつて暮して居る者が大多數です

かやうな事情と實業を愛する念を養はうとの趣意で近頃小學校でも其の地方々に適した實業科には大いに力を入れて居ます

近來一坪農業といつて庭の隅でも畑の隅でも一坪ばかりを生徒にやつて自由に作物を作らせしめて農業の趣味を養ひ自然を愛するの念

を養ふことが行はれます本校でもこれが手始めとして取り敢へず農業科加設の生徒に山東菜の種子を配りたれば家庭に於ても右の趣旨

お含の上よろしく御指導を願ひます

一、實施方法は豫め教授し一定の種子を學校より配布すること

一、職員は便宜巡回の上實施指導をなすこと

一、收穫物は品評會を開き優等のものに賞品を與ふること

一、品評會の出品物は便宜賣却して賞品代種子代等の費用に充つること

一坪農業品評會 本年秋氣山東菜の種子を生徒に配布しおき品評會を開きしに總出品數五十八點にして其の内授賞せられたるものは左

の通りです(授賞者姓名は略す)

以上の記事で大要は知られたであらう。其後本縣農事試験場より、ジャガタラの優良種(五郎八・ブライ

トテーカー)を取り寄せ、生徒に配布して栽培させ、此が品評會を開いて、成績の優れたものには賞品を

與へたのである。

○附記 此の稿を草して居る時に、一の吉報を得た。それは豊岡尋常高等小學校は協力一致・教授訓練成

績佳良の故を以つて、本縣農事獎勵規則により、來る十月十七日の埼玉縣教育會の總會場に於いて、

表彰せらるゝといふことである。

全日二部教授 これは從來行はれた半日交代のものでなく、生徒は毎日六時間づゝ學校に留まり、交互

に教授を受けたり自修したりする遣方で、一、善良教員の教授力を擴大し、兒童をして善良なる感化を

受けしむること。二、兒童の自發活動を尊重し、自修自治を鍛練して、獨立自營の精神を養ふ事。これ

が目的であるが、變則な二部教授である故、世間では賛否未だ決せぬ有様である。當校では郡長より依

囑を受けて、尋常五學年の生徒に、研究的に此の教授を實行して居るのである。
職員兒童の弔慰 職員は第二の父母たるの義を明らかにし、兒童の不幸は職員弔慰し、職員不幸は兒童より之を見舞ふことに定めてある。
實業補習學校 明治四十一年五月一日、實業補習學校を豊岡尋常高等小學校内に附設し、修業年限を二ケ年、教授季節を十一月より翌年三月に至るまでとし、農家の子弟に有用なる學科を選んで教授する。

豊岡實業補習學校學則

第一章 總 則

第一條 本校ハ農業裁縫等ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 本校ノ修業年限二ケ年トシテ一ケ年ヲ一學年トス

第三條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

但シ教授季節ノ外ハ休業トス
第四條 一學年ノ教授季節及教授時間ヲ定ムルコト左ノ如シ

農業 自十一月十五日至翌年三月三十一日 自午後六時至同九時
裁縫 自一月七日至同年三月三十一日 自午前九時至午後三時

教授季節中ノ休業日ハ左ノ如シ

一、大祭祝日 二、日曜日 三、毎月末日
四、冬季休業 自十二月十五日至翌年一月十日

五、學年末休業 自三月十日至同三月三十一日

第三章 教科目及程度

第六條 教科目程度及每週教授時數ハ左表ノ如シ

教科目	第一學年度		第二學年度	
	時數	程度	時數	程度
修身	一	道德ノ要旨	一	同上
國語	女男三四	日常須知ノ文字、普通文ノ讀方、書方、綴方	女男三四	同上
算術	女男三四	四則、比例、球算、加減乘除	女男三四	同上
農業	男三	農業大意	男三	同上
裁縫	女二一	縫方、裁方、繕方	女二一	同上
漢文(隨意科)	男三	漢文初步	男三	同上
計	男一五 女二八		男一五 女二八	

第四章 入學及退學

第七條 入學期ハ毎年教授季節ノ始メトス
但シ事宜ニヨリテ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第八條 本校生徒ノ入學資格ヲ定ムルコト左ノ如シ
農業年齡滿十二年以上ニシテ尋常小學校卒業若シクハ之レト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

裁縫年齢満十四年以上ニシテ相當ノ學力アリト認メタルモノ

第九條 入學セントスルモノハ戸主若シクハ親権者ヨリ願出テ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 退學セントスルモノハ戸主若シクハ親権者ヨリ其旨届出ヘシ

第五章 修業卒業

第十一條 學年ノ修了若クハ卒業ハ平素ノ成績ト出席日數トヲ考査シテ之ヲ定ムルモノトス

第十二條 學年ノ修了者ニハ修業證書、全科卒業者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第六章 雜則

第十三條 農業實習ニ關スル規則ハ別ニ定ム

第四章 矯風指導

日本弘道會黑須支會 「西の海とよみて寄する白波に沈むもしらぬ人もありとか」是日本弘道會の會祖、西村茂樹翁の歌詠である。翁は西洋文明の弊風が、我が國本たる固有の道徳を銷燼せしむるを痛歎し、老體を忘れて、東講西説、實に孔席暖かならざるの觀があつた。繁田滿義翁・發智庄平・繁田武平等の諸氏は、其熱誠に感激し、且其の趣意を賛し、明治二十七年四月、黑須支會を設立して社會の弊風を一掃し、忠孝仁義勤儉尙武の諸徳を振興することを努めた。黑須信用組合も、此の會より出でたるもの、株式會社黑須銀行も、此の會の雙手が財界に延びたものと云うてよい。春秋二回の總會に於ける講話が人の精神界に及ぼしたる裨益は、甚だ多大なるものである。現在會員は、支會と本會とに會員たるもの百三十八人たゞに支會にのみ會員たるもの百四十一人である。支會長發智庄平氏は、滿義翁の長男、出で、母氏の生家なる發智氏を繼いだ。氏は曩に元黑須高等小學學校に校長として、育英の道に盡瘁された。其の開校當時は、生徒僅に六十人に充たなかつたが、三四

年にして四百人を超ゆるの盛運に達したのは、全く管理者平田町長と、發智校長との力であつた。氏の教育は徳育に重きを置き、教育勅語の御頒布以前、修身大綱といふものを制定して、生徒に服膺させたなど、卓識と稱すべからざる。教職を退いてよりは、社會を教育し、青年を指導するを以つて自ら任じ、獨り黑須支會を率ゐるのみならず、郷里霞ヶ關にも支會を設け、自ら其の長となつて弘道に努めて居る。尙入間學友會頭として、青年學生を指導誘掖して居るのは、皆人の知る處である。此他黑須信用組合に監督となり、黑須銀行に頭首として執掌せられ、永年、此の郷のため、徳と財との扶殖培養に盡力せらるゝのは、本町民の齊しく感謝する處である。

日本弘道會黑須支會規約(明治二十七年四月設定)

- 第一條 本會ハ日本弘道會ノ主旨ニ遵ヒ地方人士ノ道徳ヲ進ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ日本弘道會黑須支會ト稱ス
- 第三條 入會セント欲スル者ハ族籍住所職業姓名年齢ヲ記シ會員ノ紹介ヲ以テ本會ニ届出ツヘシ
但シ退會セント欲スル者ハ其旨本會ニ届出ヘシ
- 第四條 會員ハ本會ノ費途ニ供センカ爲一箇年金額拾錢ヲ二回ニ分チ前納スヘシ
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ其任期ヲ各二箇年トス
支會長一人副支會長一人幹事二人評議員五人トス
但シ會員ノ互選ニヨリ之ヲ定ムルモノトス理事以下ハ支會長之ヲ特選シテ庶務會計ノ事務ヲ掌シム
- 第六條 定期總會ヲ役員ノ決議ニヨリテ毎年二回以上トシ演説討論講義及教育農工商等ノ談話ヲナスモノトス
但シ毎年一回ノ集會ヲ以テ總會トシ前年度ノ收支精算ヲ報告スルモノトス
- 第七條 會場及事務所ハ豊岡町大字黑須五十三番地ニ設置ス
- 第八條 支會長ハ本會ノ事務ヲ掌記シ副會長ハ支會長事故アル時代理シ幹事ハ會長ノ指揮ニ遵ヒ庶務會計通信等ヲ整理スルモノトス
- 第九條 會員ニシテ不長ノ行爲アル時ハ互ニ訓戒忠告シ猶悛ラサル時ハ役員ノ決議ニヨリ退會セシムルコトアルヘシ
- 第十條 前條ノ外改正ヲ要スル時ハ總會ニ於テ増削更正スル事アルヘシ

第四章 矯風指導

黒須節儉組合 バイロンは「一たび奢侈に耽れば、永久人を汚す。」といひ、ペーロンは「繁榮は節制の功なり。」といはれた。國を富まし家を興すは、皆節儉を以つて其の出發點となさねばならぬ。黒須の有志小島新吉・諸井清吉・小島亮開の諸氏が相謀つて、黒須節儉組合を組織したのは、明治三十一年のことだ。恰も日清の役終り、我國の人心は、戦勝の美名に酔ひ、驕奢の風は田舎の空まで吹き渡つた時であつた。當組合員は、葬祭に酒を出すことを禁じ、婚禮其の他の祝儀は成るべく質素を守るべきこと、尙、時の金なることを思ひ、集會の時間を守るべきことを誓つた。現今の組合員は二百二十八人で、無期間に實行を期して居る。

豊岡町教育會 大正元年十一月、 聖上御統監の下に、陸軍特別大演習を施行せられ、我が町の山川林野、亦其の戦圖に上げられた。大正の大御代、其の劈頭に於て、斯かる盛事に會したのは、長く記憶に留むべき事である。此の機を機として、町教育會を設立し、所謂邑に不學の徒なからしめたならば、上は教育をすゝめ給ふ大御心にもかなひ、下は町民の福祉ともなるべく、又以つて盛事の紀念ともなるであらう。この旨趣に基いて、學校職員及び役場吏員は、勸誘に努め、有志の賛成を得て、遂に大正元年十一月三日、小學校に於て創立總會を擧ぐるこゝとなつたのである。本會の目的及び事業は、其の規則に譲り、既に擧げたる事業の概略をのぶれば、貧困兒童の保護・學術及び品行優等なる兒童の表彰・勸語及詔書の配布等である。現在會員は、名譽會員二十五名、特別會員五十八名、通常會員二十名である。

豊岡町教育會規則

- 第一條 本會ハ豊岡町教育會ト稱ス
- 第二條 本會ハ教育篤志者ヲ以ツテ組織ス
- 第三條 本會ノ事務所ハ豊岡町尋常高等小學校内ニ置ク
- 第四條 本會ハ本町教育の普及發達ヲ圖ルヲ以ツテ目的トス

第五條 前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ行フ

- 一、教育ノ普及發達ヲ圖ランカ爲メ講話會展覽會ヲ開クコト
- 二、薄資兒童ニ對シ學用品ヲ貸與シ若シクハ相當ノ費用ヲ補助スルコト
- 三、兒童ノ就學及出席ヲ奨励スル事
- 四、學力優等品行方正ナル兒童若シクハ一般善行者功勞者ヲ表彰スル事
- 五、小學校ニ於テ舉行スル運動會遠足旅行成績品展覽會其ノ他教育的諸集會等ヲ補助スルコト

- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ三ヶ年トス
 - 會長 一名 本會ヲ統理ス
 - 副會長 一名 會長ヲ補佐ス
 - 以上評議員之ヲ選舉ス
 - 評議員 八名 重要事項ヲ審議評決ス
 - 會員之ヲ選舉ス
 - 會計掛 二名 會計事務ヲ掌ル
 - 幹事 二名 庶務ヲ掌ル
 - 以上會長之ヲ選任ス

- 第七條 本會ハ毎年左ノ會ヲ開ク
 - 總會 毎年一回之ヲ開キ會務會計ノ報告ヲナシ改選期ニハ役員ノ選舉ヲ行フ
 - 評議員會 臨時ニ會長之ヲ召集シ重要事項ヲ審議評決ス

- 第八條 本會會員ヲ左ノ三種ニ分ツ
 - 名譽會員 年酬金壹圓以上ノモノ
 - 特別會員 同 五拾錢以上ノモノ
 - 一通常會員 同 貳拾錢以上ノモノ
- 但シ酬金ハ五ヶ年ヲ以ツテ一期トシ尙繼續スルコトアルヘシ
- 第九條 本會ハ毎年三月ヲ以ツテ一期トス

第四章 婦風指導

- 第十條 贈金ハ本町収入役ニ依託シ毎年四月ト十二月トニ之ヲ徴收ス
- 第十一條 本會ニ入會セントスルモノハ申込書ニ金額年月日住所氏名ヲ記シ事務所ニ届出ツヘシ
退會セントスルモノハ事務所ニ届出ツヘシ
- 第十二條 本會ノ規則ヲ變更スルニハ評議員會ノ決議ニヨリ總會ノ承認ヲ經ルモノトス

大正元年十一月三日

豊岡町就學兒童保護規程

- 第一條 本會規則第五條第二號ノ目的ヲ達センカ爲メ本規程ニヨリ左記該當者ニ學用品又ハ學資ヲ補助ス
 - 一、貧困ニシテ就學困難ナル者
 - 二、貧困ニシテ學用品購入ニ困難ナル者
- 第二條 前條ニヨリ保護ヲ必要トスル兒童ハ町長及ヒ學校長ニ其ノ調査ヲ依託スルモノトス
- 第三條 學用品及學資ハ一ケ年一人ニ對シ凡ソ左ノ標準ニヨリ主トシテ現品ヲ以テ交付スルモノトス
 - 一、教科書及文具料 凡ソ金壹圓
 - 二、被服料 凡ソ金壹圓貳拾錢內(單衣壹枚金四拾錢以內
拾衣壹枚金八拾錢以內
一日金貳錢一ケ年延
日數凡二百五十日分)
 - 三、辨當料 凡ソ金五圓
 - 四、其ノ他必要ト認ムルモノ
- 第四條 交付品中隨時貸付スルチ可トスルモノハ學校ニ備置ケモノトス
- 第五條 第三條ニヨリ交付スヘキモノハ學校長ニ委託シ必要ニ應ジ隨時交付ヲ請フモノトス
- 第六條 學用品補助數量及標準價格ヲ定ムルコト左ノ如シ
(省略)
- 第七條 學用品及學資ヲ補助スヘキモノニシテ左記各號ノ一ニ該當スル時ハ隨時之ヲ停止スルモノトス
 - 一、家計ノ狀況補助ヲ要セスト認メタル時
 - 二、他町村ヘ轉居シタル時
 - 三、就學ヲ猶豫又ハ免除シタル時
 - 四、保護者其ノ兒童ノ就學ヲ怠リタル時

大正貳年二月二十六日

大日本蠶絲會埼玉支會豊岡婦人部 本町では、男子のなすべき業務に關しては、其の發達を増進すべく、夫々機關が備はつて居るが、婦人の執るべき務につきは、何等の組織も方法もないのは遺憾であつた。町の當局者并に有志者は、之に着眼して、明治四十三年十二月十三日、大日本蠶絲會講師吉永のぶ子女史を聘し、全町の主婦處女を集めて、講話會を開いた。之を動機として、本婦人部設立の議が起つて、四十一年一月十二日を以つて、發會式を舉ぐるに至つた。現在會員は貳拾五名で、部長は石川幾太郎氏、副部長は諸井清吉氏である。本會の旨趣に遵ひ、勤儉親睦、蠶絲業の改良發達を圖るが目的で、講話講習品評の諸會を催し、稚蠶の共同飼育・蠶種の統一・違蠶の救濟等を行ふが、當支部の事業である。

大日本蠶絲會埼玉支會豊岡婦人部規程

- 第一條 本部ハ埼玉縣入間郡豊岡町及東金子村居住ノ大日本蠶絲會員タル婦人ヲ以ツテ組織シ大日本蠶絲會埼玉支會豊岡婦人部ト稱ス
- 第二條 本部事務所ハ假ニ豊岡町役場内ニ置ク
- 第三條 本部ハ本會ノ旨趣ヲ遵守シ部員相互ノ親睦ヲ厚シ勤儉ヲ行ヒ蠶絲業ノ改良發達ヲ圖ルチ以ツテ目的トス
- 第四條 前條ノ目的ヲ達スルタメ本部ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、部員カ生産セル蠶絲業品ノ品評會ヲ開設スルコト
 - 二、蠶絲業及其他有益ト認ムル講話講習會ヲ開設スルコト
 - 三、共同稚蠶飼育ヲ行フコト
 - 四、部員カ飼育スル蠶種ハ成ルヘク同一種類ニ限定スルコト
 - 五、部員中違蠶者アルトキハ救濟ヲ爲スコト
 - 六、其他必要ト認ムル事項
- 第五條 本部ニ部長一名副部長一名及幹事若干名ヲ置キ其任期ヲ三ケ年トス前項ノ役員ハ本會會員タル男子ニ委嘱スルモ妨ナシ

第四章 蠶風指導

第六條 部長副部長幹事ハ部員中ヨリ互選シ男子ヲ以テ之ニ充ツル場合ニハ支部長之ヲ委嘱ス
 第七條 部長ハ本部一切ノ事務ヲ掌リ副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アル時ハ其ノ職務ヲ代理ス
 上長不在ノトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第八條 本部ハ毎年一回總會ニ併テ品評會ヲ開設ス

本部ハ總會ニ於テ業務ノ成績及收支ノ決算ヲ報告スルモノトス

部員ハ品評會ニ自家ノ生産ニ保ル繭一升又ハ生絲一捻以上出品スルノ義務アルモノトス但シ養蠶製絲ヲ爲ササルモノハ此ノ限りニアラス

第九條 出品繭ハ之ヲ本部ニ寄附スルモノトス

本部ハ審査ニ供用シタル以外ノ繭ハ之ヲ販賣シ本部ノ費用ニ充テ殘餘アレハ之ヲ積立ツルモノトス

第十條 部員ハ自家生産ノ屑繭賣上代金ノ内ヲ以テ貯蓄ヲナスヘシ

第十一條 本部ノ經費ハ第九條ノ繭及寄附金ヲ以ツテ之ニ充ツ

母姊會 家庭の女王、第二の教育者たる婦人は、兎角外界の空氣に接する機會に乏しい。而も婦人に關する有益なる雜誌を講讀して、智識を廣め修養を重ぬるなどは、一般に望まれぬことである。茲に於て、母たり姉たる者を、適當な時期に於いて一堂にあつめ、婦徳に關する講話は固より、我が愛兒はいかにして教育せられつゝあるか、又人の子の母姉となつては、子や妹に對していかなる義務を有し、いかなる注意を拂ふべきかをしらせる、之が母姊會である。本年三月四日、雛の祭日を下して、母姊會を豊岡尋常高等小學校で開き、授業の實際・遊戯體操の有様を參觀させ、且つ校長及訓導から、希望やら注意やらを與へ、餘興の蓄音機などもあつて、和樂融融散會を告げた。これは唯一例にとゞまるが、斯様な會は毎年一二回づゝ開かるゝのである。

豊岡青年會 青年程危き位置に置かれたものはあるまい。何となれば、一たび其の方向を誤れば、墮落千仞の淵に落ち、終生救ふべからざる波に漂ふてはないか。而して、彼等は未だ誘惑の闇を破るべき道義の光に乏しい。國家の相續者たるべき大切な青年を、この危険の地位に置くは、識者の憂慮に堪へない處である。幸にも、現時は此等青年を指導誘掖する機關が備つたのは、大いに喜ぶべきことである。

元黒須矯風會は、黒須の有志小島亮開・小島新吉・諸井清吉等の諸氏が首唱によつて、明治三十二年一月第一回の會を開いた。青年を正會員とし、父兄を特別會員とし、會長に繁田武平氏、副會長に諸井清吉氏を擧げた。其の父兄を特別會員に加へた理由は、本會の事業をしらしめ、且つ風儀改善の効を、一層有力ならしめる旨に出たものである。會は毎月二回開かれ、實業の講話・道徳の訓言をなし、討論に演説に、各自の意見を交換し、智を研き徳を修めることを努め、一方には運動會を起したり、俳句會を催したりした。又日露戰役當時は、軍人の送迎・出征家族の慰安と保護とに努めた。

元扇町屋青年同志會は、明治三十五年十一月を以つて創立し、會長は粕谷義三氏、副會長は横田伊兵衛氏であつた。毎月一回總會を開いて、學業實業道徳等に關する談話講説を行ひ、戰時の際は軍人の送迎・出征家族の慰安は固より、恤兵無名函を設けて、會員の喜捨より生じた金圓を、恤兵の資に供したること、會員の醜金で國庫債券の募集に應じ、之を紀念の基本財産としたなど、特筆すべき美事である。

元高倉義勇俱樂部は、明治三十三年十一月の創立で、西澤市松氏が其の部長である。前記の二會と同一の目的を以つて事に従つたが、農事の研究改良をも企てたのが、少しく異なる處である。元善藏新田青年同志會は、扇町屋青年同志會と同時に生れ、同一の目的で同様の事業を行つた。而して互に氣脈を通じて相提携したなど、同胞の關係を有して居たのである。

以上の四者を合同して、連絡あり秩序あり統一あるものとなしたのが豊岡青年會で、繁田町長を會長に、桑田校長を副會長に、粕谷代議士を顧問として、去る明治四十一年十一月に成立した。教育勅語の御旨意を奉體し、智徳をすゝめ勤儉を尙び、實業を振興するが目的で、道徳及び實業の講話・夜學の開設・雜誌の共讀・勤儉貯蓄・體育獎勵・善行表彰・時間確守等を行ふ。

目下會員は百八十二名で、百拾五圓五拾錢の基本金、百九十七部の藏書を有する。明治四十二年十月、「經營機宜に適し、教育上裨益尠からず」として、埼玉縣より圖書購入費として、金貳拾五圓を下賜せられたのは、同會の光榮とする所である。左に記すものは、本會の爲した事業、又は爲しつゝある事業の概略である。

新年大會 青年は軍人の卵である、豊岡町在郷軍人分會は本會の兄で、本會は軍人分會の弟であるから、新年には兩者共同して大會を開き、懇親和睦を重ねるのである。

文藝獎勵 俳句・ものは、若しくは作文の課題を出して、其の集稿は總會の席上で披講し、優秀なものには賞品を與へる。

圖書閱覽所 寄贈及び購入の圖書は、本會の事務所へ備へられ、隨意隨時の閱覽に供して居る。又會員の貯金より生じたる剩餘利金貳拾四圓を以つて、本箱四個を新調し、本縣通俗巡回文庫及び本會所藏の圖書を分冊して、各字の廻覽に供する便を謀つた。

御即位記念貯金 明治四十二年三月以來、本會に貯金組規約を設け、貯金を實行し、明治四十五年二月、豫定の期間三ヶ年に達した故、更に向五ヶ年間を期し、明治五十年祭記念貯金を計畫した。會員の申込人員は三百三人、口數九百三十一口で、一ヶ月金九拾參圓拾錢の集金を見るのである。後 大故に遭つたから、名稱を 御即位記念貯金となして、其の事業を繼續して居る。大正二年十月の現在貯金額は、實に壹千七百六拾四圓六拾七錢の巨額に達したのである。

支會の設置 一致共同して、本會の發達・事業の効績を謀るは勿論であるが、各自共、幾分業務風習を異にする點もある故、明治四十四年十一月二十日の總會で、各部落に支會を置いて、其の地に適應した事業を擧ぐるこゝとなつた。

農事獎勵 農産物品評會は、毎年一回、秋氣萬穀稔成の時に之を行ふことに定めてある。他に農家の副

産を發達させるために、養鶏部を置き、白色レグホン・オーハンブリマウス・ハレバードの三種に限り、會員の希望により、種卵若しくは雛鶏の取次を扱つたり、陸稻の種子及葡萄苗・葱頭苗の分與を實行した。試作場と桑園 本會は、先に第一農事試作場二段歩を、大字善藏新田に置いたが、善藏新田支會では、明治四十二年、荒地一段歩を借り受け、之を開墾して第一桑園を設け、又同四十四年には、共有地約一段歩を、向ふ十ヶ年間無代で借り受け、第二桑園を開き、桑苗五百本を植付けた。此の他高倉の支會では、桑園一段五畝歩を借り受け、會員業間を利用して栽培をなし、利益は基本財産に編入する豫定、黒須では種苗園七畝歩を設け、魯桑の播種を行つて居る。

開墾二町歩 善藏新田支會では、大正二年三月、粕谷義三氏所有の山林三町歩餘を借りて開墾を行つた。一日善藏新田に至つて、開墾地のことを尋ねた。村婦は「青年會の畑ですか」として、丁寧に教へてくれた。縣道より少し南西に入ると、一面の陸稻畑、滔々たる穂波は其の大成功を誇るものゝ如くに見られた。

同支會長堤常吉氏は、本年三月、縣より選奨された模範青年である。
道路修繕と勞働團 高倉支會では、字内の道路が不完全で、冬季又は霖雨の際は、泥濘人を苦しむることが甚しいため、向五ヶ年の繼續事業として、霞川から砂利を運んで、之が改良修繕を企畫し、明治四十五年一月、最初の作業に手を下した。黒須の支會員中には、勞働團といふものがあつて、これは道路土工等の受負を行つて居る。

望火梯と常夜燈 善藏新田支會では、火見櫓の雨蝕風損して、危険なるを憂ひ、支會費金五圓を出して新調し字に寄附した。又黒須支會では、霞川にかけられた霞橋が流出し新橋架設中、數ヶ月に亘つて、常夜燈を假橋の傍、危険の道途に設けて開夜を照した。

其の他、明治四十三年十一月二十日、他の會と共に、尙齒會を催して老を慰め勞つたことや、同四十四年四月九日には、本會主催となつて、本郡西部聯合青年會を開催したことや、同年十一月三日、豊年祝

を開いて、會員の手になつた酢子・牡丹餅及びけんちん汁に、腹鼓を打つたことは、尙記憶に新しいことである。

豊岡時報「時代の急潮は吾人を載せて、刻一刻激烈なる奮闘場裡に向ふ。此の時に方り、吾人の取るべき道唯一あり。即ち時代の激浪と奮闘して、大勇氣を鼓し大精神を揮ひ、活動舞臺に邁進する事是れなり。惟ふに國運發展を圖るの途は、民力の涵養と風紀の振興とにあり。此を以て益教育の普及を圖り、殖産興業を盛んにし、勤勞の風を興し、醇厚の俗を養ひ、人心を作興するの道を講じ、以て其矯むべきは之を矯め、興すべきは之を興し、積極消極其一に偏せず、物質精神並び進んで、以て宇内の大勢に應ぜざるべからず。之を要するに地方共同の精神を發揮すると同時に、町村自治の美果を收むるは、實に其の最要の一たるを信ず。吾人此に鑑みる所あり。時報を發刊し、以つて聊か本町の爲めに盡さんとす。若しそれ之れによりて、本町自治の基礎を鞏固にするを得、引いて國運發展の萬一を裨補するあらば、余輩の望や足る。之を發刊の辭となす。」これ豊岡時報が最初の聲明で、其の抱負や遠大、其の意氣や勇壯と稱すべきである。時報の第一巻は、明治四十二年五月二日、新緑の色山野を裝ふ時に生れた。論説あり訓話あり、敘事文に叙情文に筆の花をさかすもあれば、役場は町民に諭し學校は家庭への注文をなすもあつて、恰も一大懇親會を開き、和氣霽々の中に、意見を交換して、智を廣め徳を研ぐが如き思がするのである。大正二年三月二十五日は、その第九號を發刊した。今後益々健全に發達して、最初の雄志を貫徹せんことは、切に希望する處である。

豊岡青年會規則

- 第一條 本會ヲ豊岡青年會ト稱シ會場ヲ豊岡尋常高等小學校トス
- 第二條 本會ハ各大字ヲ一區域トシ左ノ支會ヲ置ク
扇町屋支會 黒須支會

高倉支會 善藏新田支會

但シ支會ニ關スル規約ハ別ニ之ヲ定ム

- 第三條 本會ハ明治廿三年大詔ノ旨ヲ奉體シテ社交上ノ徳義ヲ重シ勤儉ヲ尙ヒ實業ヲ振興スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ年齢十七歳以上ノ青年者ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會員ハ各自品行ヲ慎ミ特ニ時間ノ嚴正ヲ守ルヘキモノトス
- 第六條 本會員ヲ左ノ三種ニ分ツ
名譽會員 役員會ノ決議ヲ經テ名望家ヲ推選ス
特別會員 役員會ノ決議ヲ經テ本會ニ功勞アル者若クハ金品ノ寄附ヲナシタルモノヲ推選ス
正會員 前二項以外ノ一般ノ會員

- 第七條 本會ニ入會セント欲スルモノハ會員ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ
- 第八條 退會セント欲スルモノハ其事由ヲ記シテ本會ヘ届出テ承認ヲ受クヘシ
- 第九條 一般會員ノ互選ヲ以テ本會ニ左ノ役員ヲ置ク
但シ任期ハ三ヶ年トス

會長一名 副會長一名 顧問一名
幹事九名 評議員十八名 會計掛二名

- 第十條 本會會長ハ會務一切ヲ處理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ評議員ハ會長ノ諮問ニ應シテ重要ナル事項ヲ評議シ幹事及會計掛ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ分掌スルモノトス
- 第十一條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚スヘキ行爲アリタルトキハ會員ニ於テ之ヲ忠告シ尙反省セザルトキハ役員會ノ協議ヲ經テ之ヲ除名ス

- 第十二條 本會ハ毎年二回(春季四月)會ヲ開キ左ノ事業ヲ行フ
一、會務會計ノ報告
一、演説講話等

- 第十三條 第三條ノ目的ヲ達センカダメ左ノ事項ヲ舉行ス
一、講師ヲ聘シテ講話會ヲ開ク事

第四章 燻風指導

豊岡町勢一斑

一、夜學會ヲ設ケル事

一、雜誌類ノ共讀會ヲ開ク事

一、金穀積立組合ヲ設ケル事

一、勤勞組合ヲ設ケル事

一、高尚ナル娛樂及體育ニ關スル競技運動又ハ遠足運動等ヲ行フ事

一、本會員ニシテ品行方正他ノ模範トナルモノヲ發見シタルトキハ之ヲ表彰スル事

一、機關雜誌ヲ發行スル事

第十四條 會員ハ一ケ年金拾錢ヲ齎出シテ本會ノ經費ニ充ツルモノトス但シ徵集期ハ毎年七月トス

第十五條 會計ノ收支決算ハ毎年春季總會ニ於テ報告スルモノトス

第十六條 本會規則ノ變更ヲ要スル時ハ役員會ノ決議ヲ經テ總會ノ討議ニ附シ過半數ヲ以テ決スルモノトス

支會規約

第一條 本支會ニ支會員ノ互選ヲ以テ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期チ一ケ年トス

支會長一名 副支會長一名 理事若干名

第二條 本支會ニ於テ舉行スヘキ事業左ノ如シ

一、本會規則第十三條ニ掲ケタル事項

一、試作、種苗交換、家畜、家畜ノ改良等農事ニ關スル事項

第三條 支會ニ於テ實施セントスル事項及其ノ成就ハ本會ニ報告スルモノトス

第四條 支會ニ要スル費用ノ收支ハ支會員ノ協議ニヨリテ適宜ニ之ヲ定ムルモノトス

豊岡學友會

豊岡尋常高等小學校出身者で、中學以上の學校に學べる學生を以つて組織された。明治四十三年八月七日、夏季休業に歸省した學生が、懇和會を開いて、舊を語り今を談じたのが動機となつて、遂に本會の成立を見るに至つたのである。現在會員は五十七名。其の會則中に「舊交を温め愛町心を養成し併せて智徳を修養するを以つて目的とす。」とあれば、其の旨意は自ら明かであらう。毎年夏季の休

課に、總會が開かれるので、自分の學校の噂、友人の消息など興味ある談話は互に交換され、庭球戲に鍛へた腕を示す等は本會の異彩である。

豊岡同窓會 本會は、豊岡尋常高等小學校の卒業生を以つて組織したので、同じ机に肩をならべて學んだ友が、一たび校を出て、東西に別れ、趨舍を異にすると、舊時の友情は石の如く冷却して、刻頭の交も悠々行路の心と化して仕舞ふは、誠に遺憾なことである。茲に於て本會は舊交を温め、智徳を練磨して、善良なる國民たるを期する目的によりて明治三十九年四月創立せられたのである。或る時は夜學會講話會を開いて智徳を研ぎ、或る時は雜誌の講讀もやれば、遠足會を起して健脚を誇ることもあり、又或る時は募集の作文に應じて、筆の花墨のかをりを競ふこともある。現在會員は二百三十一名である。

豊岡同窓會會則(明治三十九年四月三日設定)

第一條 本會ハ豊岡同窓會ト稱ス

第二條 本會會場ハ豊岡尋常高等小學校内トス

第三條 本會ハ豊岡尋常高等小學校卒業生ヲ以テ組織ス

第四條 本會ノ目的ハ會員相互ノ舊交ヲ温メ兼ネテ一致協力シ智徳ヲ練磨シ以テ善良ナル國民タラント期スルニアリ

第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ役員會ノ決議ニヨリ左ノ諸項ヲ行フ

一、夜學會 一、講話會 一、雜誌講讀 一、遠足會等

第六條 本會ハ名望家及本會ニ對シ特ニ功勞アルモノヲ名譽會員ニ推薦ス

第七條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長一名、評議員拾名(扇町屋黒須各三名)幹事四名(各一名)

第八條 本會會長ニハ校長ヲ推薦シ評議員及幹事ハ會員中ヨリ互選スル者トス

第九條 本會會長ハ會務一切ヲ處理シ評議員ハ會長ノ諮問ニ應シテ重要ナル事項ヲ評議シ幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ分掌スルモノトス

第四章 燻風指導

第十條 本會ハ毎年三回總會ヲ開キ會務ノ報告ヲナシ或ハ役員ノ選舉(役員満期ノ時)ヲ行フ

第十一條 本會ハ必要ニ應ジ會員ヨリ會費ヲ徵集シテ其經費ニ充ツルモノトス

第十二條 本會ニ入會セントスル者ハ會員ノ紹介ヲ以テ申シ込ミ退會セントスル者ハ其事由ヲ幹事ニ届出テ會長ノ承諾ヲ受ケヘシ

第十三條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚スヘキ行爲アリタル時ハ會員ニ於テ之ヲ忠告シ尙反省セサル時ハ役員會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名ス

第十四條 本會會則ヲ變更セントスル時ハ役員會ノ決議ヲ經テ總會ノ討議ニ附シ過半數ノ賛成ヲ得ヘキモノトス

豊岡處女會「明治二十三年 大詔の旨を奉體して、智徳を養ひ技藝を習ひ、賢良なる婦人たらんことを期す。」とはこの會の目的で、去る明治四十三年二月一日、豊岡尋常高等小學校に於いて、發會式は擧げられた。現在の會員は百四十六名、總會は四月と十月との二期に開き、時宜によつて臨時總會をも開くとの規約で、同四十三年四月十五日には、川越染織學校より講師の出張を乞ひ、衣服の整理法につき講話を受けたる事、同年八月洪水のあつた後、青年會員が架橋の工事をなした際には、辨當其の他食事の賄一切を引き受けたる事、同年十一月、青年會が尙齒會を催した時には、老人の接待掛となつて、優遇款待して遺憾なからしめたこと、同四十四年以來、實業補習學校が、一月より三月まで、裁縫科教授を開始してから、毎年之に協力して、裁縫講習會を開いたことなど、本會の事業としてふさはしいことである。又同會では時に課題を出し、或は任意の文題によつて作文を募り、役員添削の上之を返戻しつゝある。

豊岡處女會會則

第一條 本會ヲ豊岡處女會ト稱ス

第二條 本會會場ハ豊岡尋常高等小學校内トス

第三條 本會ハ豊岡町ニ居住スル女子ヲ以テ組織ス

第四條 本會ノ目的ハ明治廿三年 大詔ノ旨ヲ奉體シテ會員相互ノ智徳ヲ修養シ併セテ女子ニ必要ナル技藝ヲ練習シ以テ賢良ナル婦人ヲ養成スルニ在リ

第五條 本會ノ目的ヲ達センカため左ノ事項ヲ行フ

第六條 本會會員ヲ左ノ三種ニ分ツ

一、正會員 本町在住ノモノニシテ未婚ノ女子ヲ正會員トス

二、特別會員 正會員タリシモノ一身上其ノ行動ヲ共ニスルコトヲ得サルニ至リタルモノヲ特別會員トス

三、名譽會員 名望家又ハ本會ニ對シ功勞アリタル婦人ヲ名譽會員ニ推薦ス

第七條 本會員ハ各自品行ヲ慎ミ貞淑ヲ旨トスヘシ

第八條 本會員中品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ以テ他ノ模範トナルモノアルトキハ之ヲ表彰スヘシ

第九條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚スヘキ行爲アリタルトキハ會員ニテ之ヲ忠告シ尙改メサルトキハ之ヲ除名スヘシ

第十條 名望家又ハ金品ヲ寄贈シテ本會ヲ助ケルモノハ名譽贊助員ニ推薦シテ優待スルコトアルヘシ

第十一條 會員ノ互選ヲ以テ左ノ役員ヲ置ク但シ任期ハ二ケ年トス

第十二條 顧問ハ本會ノ組織ニ參與シ會長ハ會務一切ヲ處理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジテ重要ナル事項ヲ評議シ幹事ハ會長ノ指揮ニ從ヒ會務ヲ分掌スルモノトス

第十三條 本會ハ毎年二回(四月、十月)總會ヲ開ク但シ時宜ニヨリ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十四條 本會ニ入會セントスルモノハ幹事ヲ經テ會長ニ申出ツヘシ退會セントスルモノ亦同シ

第十五條 會費ハ一ヶ月金壹圓トス

第十六條 本會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第十七條 會費ハ當分ニ徴集セサルモノトス

第四章 婦風指導

第五章 共同事業

黒須勸業會(元黒須勸業談話會) 實業の興廢は、小は一村一家の消長となり、大は社會國家の盛衰に關することは、云ふまでもない。其實業の改良發達を謀るにも、他人の知識を借ることなく、自己の經驗を發表することがなかつたなら、其の事業は遅々として擧るべきものでない。茲に於て、黒須の有志者諸井清吉・繁田庸三郎・小島新吉・小島亮開等の諸氏が、主唱となつて、黒須勸業談話會と名づけるものを創設し、畔畦の改良・肥料の研究・種苗の交換・養蠶製茶より家事・經濟の事に亘つて、其の意見を交換したのは、遠く明治二十四年の事、會員は約二十名、諸井清吉氏之が會頭であつた。爾後著々實績を擧げ來つたが、中にも撰種試作の如き、肥料共同購入の如き、屋根修繕相助講の如きは、特筆すべき事業である。肥料共同購入は、明治二十六年より行ひ始め、後には黒須購買販賣組合と稱して獨立の經營をなすに至つた。屋根修繕相助講は、同二十八年二月より始まつた。これは其の名の如く、屋根替の資金を調達する頼母子講であつたが、一は會員の出席を促す方便でもあつた。講員は四十四人、二、四、七、八、十、十二の農閑なる時を撰びて抽籤を行つた。此の講は前後八ヶ年を閲して、三十六年二月を以て満了し、家根修繕をなしたるものは、三十八戸を算へた。之はそも堆肥小屋建築資金積立組合及び豊岡町家屋改造組合の本源である。此の會の如く、よい分身を出したものは、誠に異數なことである。

此の會の主唱者となり、又種々の事業の發案者となつて、偉大なる功績を擧げた者は、故小島亮開氏である。十二歳の折、天然痘に冒され、失明したる氏は、心眼の極めて明かな人であつた。其盲人たるを以て、町の要路に起つて、事蹟を擧ぐる事は素よりないが、大字黒須の天地に在つて、幾多の公共事業に參議者となり、發案者となり、首唱者となつて、杖の力のあらん限り奔走した。勸業のことは更にもいはず、勤儉自彊の風を起さうとしては、有志に説きて相助講を起し、青年の墮落に涙を流しては、矯風

の必要を絶叫した。黒須矯風會の會員の如き、或る夜は、泥濘下駄を奪ふこともあつた。又或晩は、寒風雪を降らしたこともあつたが、小島氏の姿を見ぬ折は無つたのである。氏は俳句の嗜があつて、文字等も中々廣く、青年などが、運座の席で氏より文字を教へられる事は度々であつた。かうなれば塵も貴し小島の集」とは、黒須信用組合が満了となり、愈々黒須銀行を生み出すの決定を見た時の祝歌である。

共同購入の諸組合 共同購入の利益、殊に農家の生命とも稱すべき肥料を、共同して購入するの利益は、今茲に絮説するを要せぬのである。本町では先に各大字に於て組合を組織し、此等の事業を行つて居つた。黒須購買販賣組合は、もと黒須勸業會の事業として、遠く明治二十六年より引續き實行せられた。其の方法の主要は、價格低廉の時期を見て、資金は他より運用して、精良の肥料を一手に買ひ入れ、會員よりは、保證金として價格の約三割に當る金を提供させて、物品を交附し、農家の金融潤澤なる時に、殘額を納めしめたので、明治四十二年二月、事業を擴張して、黒須購買販賣組合と改稱したが、販賣のことより、購買の方を本位に置いてある。現組合員は八十二名で、之を四人組の制となし、精算納入は五人組連帯に責任を負はせたなど、確實を旨としたものである。扇町屋肥料共同購入組合は、有志の農家を以て組織し、明治三十九年十一月以來之を行ひ、組合員は十三人で、五人組の制を用ゐるなど、黒須購買販賣組合と同一である。善藏新田肥料共同購入組合も、亦前と異なることなく、組合員は十一名である。高倉購買組合は、四十三年三月より開設せられ、會員六十八名、殆んど全部とも稱してよい。組合の基礎を鞏固にし、資金の充實を謀るため、組合員は一口に付金拾錢以上を毎月積立て、居るのは、前者と趣を異にして居る。以上述ぶる如く、各部落で個々に行うて居るは、一町として統一を缺くの憾なきにあらずであるから、今回各部の事業を合同し、且つ産業組合法に準據した、一層有力な、鞏固な組織に改めやうとして、大正二年四月以來、町の吏員及び前記各組合の役員が、豊岡信用購買組合の設立に努めて居る。目下申請中であるから、其の内容を語るは、卵を見て時夜を求むるの謗はあらうが、

大要を述べて見ると、出資一口の金額を拾圓とし、第一回に壹圓を、残額は毎月末貳拾五錢を、參ヶ年以内に拂込み、かくして資金の積立をなす。購買は肥料、木炭、石炭の三種を擇び、其の他は總會の決議を経て、物品の選擇増減をなすことにしてある。

組合の組織は、餘り老大となるに従ひ、却つて事業の不振を來す虞があるから、實施の際には、自然各部落に支部を置いて、簡便敏速を謀ることであらうが、生れぬ兒の面貌を想像するに等しいから、こゝに擲筆する。

参考として購買組合の規則一例を挙げ、他は皆省略した。

黒須購買販賣組合規則(明治四十年二月設定)

第一章 總 則

- 第一條 本組合ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 一、農業及生計ニ必要ナル物品ヲ購買シテ是ヲ組合員ニ賣却スルコト
- 二、組合員ノ委託ヲ受ケ其生産シタル物品ヲ販賣スルコト
- 第二條 本組合ハ黒須購買販賣組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ區域ハ埼玉縣入間郡豐岡町大字黒須トス
- 第四條 本組合ノ事務所ハ埼玉縣入間郡豐岡町大字黒須九十四番地ニ置ク
- 第五條 組合員ハ本組合ノ區域ニ住居シ且ツ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ限ル
- 第六條 本組合存立期限ヲ滿五ヶ年トス
- 但シ滿期繼續スル事アルヘシ
- 第二章 組合ノ機關
- 第七條 本組合ニ理事五名監事二名ヲ置ク理事ハ組合長及會計主任一名宛テ互選ス
- 第八條 理事ノ任期ハ三ヶ年トシ監事ノ任期ハ二ヶ年トス但シ再選モ妨ナシ補缺選舉ニ依リ就任シタル理事及監事ハ前任者ノ任期ヲ繼

第九條 本組合ハ便宜ニヨリ五名内外ヲ以ツテ五人組合ヲ組織シ伍長一名ヲ置ク其任期ハ三ヶ年トス

但シ伍長ハ其組合ヲ代表スルモノトス

第十條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ開ク但シ第九條ニヨリ伍長會ヲ以テ臨時總會ニ代フル事ヲ得

一、理事及監事ノ必要ト認メタル時

二、總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第十一條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及監事之に捺印スル事ヲ要ス

第三章 事業ノ執行

一、購買之部

第十二條 本組合ニ於テ購買スル物品ハ左ノ如シ

- 一、肥料種苗農具蠶茶用器
- 二、其他總會ノ決議ヲ經タル物品
- 第十三條 理事ハ組合員ノ需用ヲ調査シ又ハ其注文ニ應シ前條ノ物品ヲ便宜購買スルモノトス
- 第十四條 理事ハ組合員ニ其注文物品ノ見積代金ノ三割以上ヲ證據金トシテ提供セシムルモノトス
- 第十五條 組合員ニ賣却スル物品ハ前條ノ證據金ヲ以テ相渡シ殘額精算ノ期日ハ理事之ヲ定ム
- 第十六條 組合ハ組合員ニ物品引渡シ又ハ殘額精算ノ通知ヲ發スルトキハ左ノ項目ニ依ル
- 一、組合ハ物品引渡シ又ハ精算ノ通知ハ伍長ニ發ス伍長ハ是ヲ其組内ニ通知スルモノトス
- 二、組合員ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ速カニ是ヲ實行スルモノトス
- 三、五人組ハ其義務ヲ連帶責任トス
- 四、五人組合中殘額精算ニ際シ未納者アルトキハ其組合員ハ連帶ノ義務ヲ負ヒ速カニ辨償スルモノトス

二、販賣之部

- 第十七條 本組合ニ於テ販賣スル物品ハ組合員自家ノ生産セル物品ニ限ル者トス
- 第十八條 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡シヲ請求スル事ヲ得
- 但其額ハ物品時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

第五章 共同事業

第十九條 組合物品販賣ニ際シテハ其物品ニ熟練セル協議員ヲ理事ニ於テ選任シ合議上實行スルモノトス

第四章 運 用 金

第二十條 本組合ノ運用金ハ理事ニ於テ必要ニ應シ可成低利ニ借リ入レ運轉シ其利子及實費ハ物品ニ加算スルモノトス

第二十一條 本組合員ハ理事及借入レタル運用金ニ對シ不得止損失アル場合ニハ組合員一般ノ責任トシ連帶ニ其義務ヲ果スモノトス

第五章 附 則

第二十二條 本組合員ハ各自信義道徳ヲ以テ主趣トシ勤勉ニシテ同心協力相助ケ益々産業ノ發達ヲ希圖シ共ニ福利ヲ増進スルヲ以テ主

眼トス故ニ約束ト時間ハ最モ嚴正ニ遵守スルモノトス

第二十三條 本組合同規則ハ組合ノ事業發達ニ隨ヒ總會ノ決議ヲ經テ増補改正スルコトアルヘシ

豊岡家屋改造組合 家屋は衣食と共に、人生の三要素の一を占むるもので、祖先の恩恵の蔭に、安らげく住居する者でも、其の家屋は年と共に舊るのみならず、時勢の要求に應じて、改造の必要を起すものである。譬へば、昔は茅葺にて事が足れたが、甲家乙宅、互に軒を接する今日にては、外觀はともあれ、火災の危険など、痛切に改造の急務を訴ふるものである。然るに之を改造するは容易な業でない。餘程生活の資に餘裕のある身でもなければ望み難い。此の要求を充たす爲め、塵を積んで山となし、資金の調達をなすが、此の組合の目的である。事業の上より假に命名すれば、建築無盡と稱してもよい。掛金は一口壹圓、手取金は五十圓、繼續期間は五ヶ年、加名人員は百六十八、大正元年十二月までの集金は四千八百圓である。詳細は規約書によつて知られたい。一寸注意すべきは、該規約十三にも記せる如く、本町蠶業講習所の維持をも、第二の目的として居る一事である。

さて此の組合の起原を尋ねると、堆肥小屋建築資金積立組合より脱化したのである。今は昔の古事ながら、家屋改良組合の、生みの母として概略を記さう。從來農家に必須なる堆肥は、雨に浸し風に曝して、其の有効成分の大半は消散し盡すの有様で、迂濶にも又遺憾に堪へない事であつた。そこで黒須勸業會は、此の積弊を一掃し、以て農事の進歩を促すの目的で、町農會監督の下に組織せられた。時恰も明治

三十九年、戦後經營の一策として、創立の旗幟を掲げたのは、最も機宜に適した事業であつた。其の方法は、九十棟の小屋建設を目標とし、一棟を一口として、一口金八拾錢(毎月)の積金をなし、一期は五ヶ年、總會は十二月(毎年)に開き、抽籤によつて建築資金(十八棟に對する)を交付する。但其の資金は、一棟に付四十圓であるが、小屋建築のためには二十圓を交付し、残額は組合に保留して、本人名義で黒須銀行に預けさせ、満期に至れば元利共本人に交付する規約である。されば小屋も出来る、肥料代も溜るといつた勘定、至極有益にして興味ある催であつた。斯様な組合であつたから、他より協賛を博し、縣よりも郡よりも、亦黒須相助組合よりも獎勵金を受けて、最も健全に尤も有効に、其の目的を果したのである。去る明治四十三年十二月、滿會の折の報告によれば、積立金總額四千三百二十圓、之前記の獎勵金及び利子を加算して、六千二百六十四圓の蓄積を見、小屋建築の数は五十棟許である。滿會の際、記念品として鐵瓶を會員に配布した。其の當時縣より出張した莊田(種平)技師は、一場の演説をなして、「堆肥小屋の建築に成功した當町は、進んで家屋改造につきて一指を染められたい。」との希望を述べられた。此の演説が動機となつて、家屋改造組合を組織するに至つたのである。

豊岡家屋改造組合同規約

- 一、本組合ハ家屋其他必要ナル建物ヲ改造スルヲ以テ目的トシ其建物改造者貳百名ヲ以テ本組合ヲ組織スルモノトス
- 二、本組合ハ明治四十四年一月ヨリ來ル明治四十八年十二月迄五ヶ年ヲ以テ滿期トス
- 三、本組合同事務所ハ埴玉縣入間郡豊岡町豊岡蠶業講習所内ニ設置ス
- 四、組合員ハ壹口貳名又ハ壹名數口ヲ加入スル事ヲ得
- 五、建物改造者ハ毎年十二月ニ至リ四十名ツ、抽籤ヲ以テ改造シ滿五ヶ年ヲ以テ完結スル事
但シ申込者規定數ヨリ超過スルトキハ組合ハ前項ノ割合ヲ以テ改造者ヲ増加シ同年限リニ結了セシムルモノトス
- 六、壹口ニ對スル積立金ハ毎月金壹圓ツ、滿五ヶ年間トス左ニ貳百口ニ對スル一ヶ年ノ集金ト支拂金ノ方法ヲ定ム
壹ヶ年集金高

第五章 共同事業

此支拂内譯

一金貳千圓也

改造者四十名へ拂渡分

但改造者ハ當リ金壹千圓ヲ改造費ニ充テ殘金壹千圓ハ滿期迄組合へ預ケ置キ組合ハ是レヲ各自 名儀ニテ黑須銀行定期預金トシテ保管シ滿期ノ節元利共ニ還付スル事

一金貳百貳拾五圓也

未改造者積立金利子補給トシテ第一回ヨリ五回迄拂戻スコト

但シ第五回拂戻シ金ノ内六分ハ第四回當籤者ニ四分ハ第五回残り籤者ニ拂戻スコト

一金五拾圓也

餘 興 費

一金五拾圓也

總 會 費

一金貳拾四圓也

集 金 費

一金五拾圓也

毎月事務取扱費及産業講話會費家屋改造監督費其他諸般ノ事務費ニ充ツ

外ニ預ケ入中ノ利息

七、割返シ金ハ毎年各自ノ名儀ニテ貯蓄シ滿期ノ節拂戻スモノトス

八、積立金拂戻期日ハ毎月三日限リトシ組合員中ヨリ集金掛ヲ撰定シ集金セシムル事

九、改造者ハ改造受取ノ際必ス確實ナル保證人ヲ立テ月賦拂込證書ヲ差出ス事

但保證人ハ役員ノ認定ヲ要スルモノトス

十、改造者ニシテ萬一拂込金延滞シ又ハ其他ノ事故出來シ爲メニ決算上不都合ヲ生セシ場合ニハ保證人ニ於テ引受ケ組合へ對シ速カニ義務ヲ果ス可キモノトス

十一、組合員中萬一途中ニシテ積立金ヲ繼續セサル場合ニハ組合ハ之ヲ預リ置キ滿期ノ節拂戻ス者トス

十二、本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一世 話 人	十 八 名
一幹 事	四 名
一會 計 掛	三 名
一監 督	壹 名
幹事會計係ハ世話人ノ互選ヲ以テ定ム	木町町長ニ依囑ス

但任期ハ本組合ノ滿期ヲ以テ任期トス最モ不得止事故アル時ハ役員協議ノ上總會ヲ開キ改選スル事アルヘシ

十三、本組合ノ決算殘餘金ハ本町蠶業講習所維持費ニ提供シ他ニ使用セサルモノトス

十四、組合員當籤者ハ建物改造ハ勿論其他本組合ノ目的ニ違ハサランコトヲ期シ最寄世話人ニ於テ注意スルコト

十五、本組合員ハ各自信義道德ヲ以テ根源トシ勤勉ニシテ以テ自他ノ幸福ヲ増進ス可シ故ニ約束ト時間ハ最モ嚴正ニ遵守シ他ノ模範タル可キコト

前項之通り協議決定シ各自記名調印スルモノ也

明治四十四年一月

黒須相助組合(元黒須信用組合)願れば明治二十六年の頃であつた。日本弘道會の會祖、西村茂樹翁は、發智庄平氏を會長としたる黒須教育義會、及び有志團體の聘に應じ、修身の講話をなされた。忘もしない。當時白髮温顔の風丰に、溢るゝばかりの熱誠をこめて、日本國有の道德が、西來の物質的文明に壓倒消滅され、我が帝國は瓦を得て玉を失ふ状態にあることを痛論された。其の夜同翁は、繁田家に宿泊されて、有志に告ぐるに信用組合相助法の必要を説き、更らに言をすゝめて、「予が今回老軀を忘れ、遙々來つて講話をなす。この講話を一場の空言たらしむるも、又救世の大説たらしむるも、唯諸君の實行如何にあるのみなれば、小にしては一郷一家のため、大にしては社會國家の爲め、一臂の勞を吝むこと勿れ。」と説示された。聽者一同は、此の訓言を受けて、大に感激する所があつた。特に繁田滿義翁は、嘗つて茶業巡回講師として、駿遠地方に到つた時、二宮尊徳翁の報徳主義を聞き、衷心感ずる處があつて、歸來翁の主義に基いて、勤勉力行共同貯蓄のことに心を寄せて居つた。此の際であるから、決心は殊に固く、「己率先して、西村翁の講話を實行し、救世の一旗幟を擧げよう。」と心に誓つた。こゝに於て、明治二十七年一月、有志を勧誘し、黒須信用組合を設立したのである。名こそ信用組合であるが、未だ産業組合法の公布もなかつたことであつたから、其の實際は、一種の申合組織に過ぎない。其の方法の概要を述べると、組合員の貯金を積み立て、更に資金を組合員に貸付し、互に融通をたてるが目的

て、規約期間を滿三ヶ年、(今では五ヶ年に改めた) 一口を金二十錢とし、一人十五株即ち金三圓を最高限とされたのである。

初めは積立を主としてゐたが、第三期に入るに及んで、初めて組合員で、農具肥料等の生産資料を購入するものに對して、貸付の途を開いた。之が創立の際には、三十人の組合員であつたが、三十二年即ち第二期の末に至つては、組合員百七十人を算へ、貯金總額は九千六百餘圓の多額に達した。「折角築いた黄金の山も、このまゝに拂ひ戻し、心の帯の紐がゆるんだなら、百日の説法も何とやら、雲と消え霧と失するであらう。進んで一の銀行を起し、益々勤儉貯蓄の主義を實行したなら、恩人西村翁の意志にも添うてあらう。」とて、衆議一決して、三十三年二月、株式會社黒須銀行は設立せられ、信用組合の蓄積金を得るためであつて、組合員中には、色々の美談がかかれてある。或者は、夜々の繩索に、一房宛餘計に働いたり、或る年寄は、其の私としてあつた雞卵の賣代を掛金にあてたり、又或主人は、晩酌の一杯を節するもあれば、煙草一玉を減ずるのもあつた。されば黒須銀行の株券中には、兩掌のたこより作られた物、雞の働で生みだされた物、煙草の煙や酒の香が、形をかへて出來た物が雜つて居るのである。黒須相助組合は、有限責任黒須信用組合が組織せらるゝに當り、其の名の紛らはしき爲め、明治四十年五月に至り、黒須相助組合と改稱した。併し其の事業は少しも異なることなく、却つてより以上に活動して居る。現今の組合員は百八十五名で、戸数は八百五十九、毎月の集金百七十一圓八十錢、一年には二千六百十一圓六十錢となり、これが五ヶ年に達すれば、一萬三百八圓に達する豫定である。「徳孤ならず、必ず隣りあり。」とか。其後各地方に同一組織の相助組合が顯れたのは、甚だ喜ばしいことである。殊に廣瀬には、支部を出し、戸数は百七十五で、毎月三十五圓の集金を得つゝある。既に道徳的に生れたこの組合は、どこ迄も道徳的でなければならぬ。この主義の下に、三十三年以來は、地方の貧困者と老

人との、白米五升を袋入として、施與することを初めた。破れ障子の中に、黒須相助組合と記された大きな袋が置かれた時は、浮世の波の荒き瀬に、寄る邊なき一家をいかに賑はしたであらう。又組合員中火災に罹つた者には年賦返金法により、低利に貸與し、家を建築させたり、貧困者で不時の災難にあつた者には、夫々救護を與へた。其の他有益なる共同の事業に對しては、或は奨勵金を贈り、或は基本金を寄附して、其の經營を助けたのである。

黒須相助組合の外、株式會社黒須銀行も、日本弘道會黒須支會も、皆繁田翁所生の愛兒で、何れも健全なる發達を遂げて、社會人道を益したことは尠少でない。翁は壯年の頃、雄志を懷き、殖産興業、以つて國益を謀らうと企てた。乃ち明治十年の頃、狹山會社を起し、横濱に支店を置き、米國諸所に特約店を開いて、製茶の直輸出を試みた。この事業は豫期の成果を收めなかつたが、併し製茶直輸出の開山たる名譽は、長へに翁の身邊を飾るものである。其の後、狹山茶の名譽を擴めようとして、種々に劃策する處があつたが、天は容易く時を與へず。齟齬することが多かつた。併し堅忍不拔なる翁は之に屈せず。

息武平氏と共に拮据經營して、遂に素志を達し、狹山茶の名は宇治と並稱さるゝに至つたのである。大正元年十一月、陸軍特別大演習が、武藏野に施行せられた時、繁田翁は、石川幾太郎氏と共に、實業功勞者として、川越なる大本營に召され、御前に伺候して、事業の經歷を奏聞し奉つた。曩には綠綬褒章を賜はり、今又この恩光を蒙る。洵に榮譽の至である。「野老平生只一誠褒章到手涙先傾始知天意憐幽草綠綬春風共向榮」これ翁が綠綬褒章を賜つた時の詠である。尙翁は賜章の恩優を榮とし、祝賀の費用を兒童の奨學資金に充て、金壹千圓を當町小學校に寄附せられたのである。

黒須相助組合相助法及同積立金規定

緒言

相助組合相助法ハ専ラ其人平常ノ行ヒニ信用ヲ置キ取引ヲナスヲ主トシ中産以下ノ者ニ金錢ノ融通ヲナシ生活上ニ便益ヲ生スル仕法

ナリ警ハハ農工商ノ資金ノ融通ヲナシ各自道徳ヲ本旨トシ平常勤勉節儉ヲ専ラトシ貯金ヲナシ家事ニ勉勵スルヲ獎勵誘スルヲ目的トシ弘道會支會ヲ設置スルニ當リ結社スルモノトス

第一期相助組合相助法

- 第一條 此ノ法ハ一町村内有志者結合相助ノ法ヲ立テ社員ノ積金ヲ預リ又社員ニ夫々ノ資金ヲ貸付クルヲ業トス
但シ本期ニ限リ積金ヲ目的トシ貸付ハ一括シテ役員協議ノ上相當ノ者ニ預ケ置クヘキ事
- 第二條 社員ハ弘道會員ヲ以ツテ組織スルヲ本旨トスレトモ最初ナレトモ會員外ノ有志者ヲ加ヘ組織スルモノトス
- 第三條 本社ハ誠實懇篤ノ同志二十人以上ヲ得積金ヲナスヲ本旨トス
- 第四條 事務所ハ入間郡豊岡町大字黒須第五十三番地ニ設置ス
- 第五條 社員タルモノハ男女ヲ問ハス年齢ヲ論セス能ク品行方正ノモノヲ入社セシム
- 第六條 當明治二十七年一月ヨリ來ル明治二十九年十二月迄滿三ケ年間ヲ約シ毎月入社員一名ニ付金貳拾錢ヲ一株トシ毎月期日事務所ヘ拂込ム可シ
- 第七條 積立金ハ毎月十日世話役ニ於テ取纏ムルモノトス若シ十五日ニ至リ掛金ヲサササルモノハ重役協議ノ上退會ヲ命スヘシ但シ計
算期六月、十二月ニ於テ元利ヲ精算シテ直ニ局ヲ結フヘシ
- 第八條 預リ金額ハ重役連署シタル通帳ヲ拂込人ヘ相渡シ置ク事
但シ通帳紛失又ハ火盜ノ難ニ罹リタル時ハ書面ヲ以テ其ノ理由ヲ届出ツヘシ
- 第九條 本社役員ハ主任一人監督一人會計方二人世話役六人トス
- 第十條 主任監督及會計方ハ社ノ重役ト稱ス選舉ハ社員ノ公選ヲ以テ定ム其ノ在職ハ三ケ年トス
但シ世話役ノ任期ハ一ケ年トシ滿期再選スルコトヲ得ヘシ
- 第十一條 役員疾病事故アル時ハ互ニ代理スヘシ
- 第十二條 運用金ハ社員ノ掛金ノ利子ヨリ成ルトコロニシテ費用ノ經費モ此ノ内ヨリ支拂フモノトス
- 第十三條 基本金慈善金ハ本社ノ擴張ニ隨ヒ協議ノ上追テ拂込ムヘシ
- 第十四條 本社ノ計算ハ毎年六月十二月ノ二回タルヘシ
但シ一ケ年兩度總會ヲ開キ事務報告事業上ノ懇話ヲナス事
- 第十五條 本社ハ社員ノ掛金ニ對シ一ケ年元金ニ六朱ノ利子ヲ附シ毎年六月十二月ノ兩度ニ計算シテ元金ニ組込ミ三ケ年間ハ返齊セス

但シ期間内ト雖モ時勢ニ依リ利子ニ變動起リタルトキハ重役協議ノ上更正スル事有ルヘシ

第十六條 然レ共本人餘儀ナキ入用アル時ハ監督ノ檢證ヲ受ケテ元金ノ全額又ハ幾分ヲ返還スル事ヲ得ヘシ

第十七條 本社ハ固ヨリ德義ヲ以ツテ組織スルモノナレハ社員相互ニ相告戒シ不正不信又ハ怠惰ノ行ヲ以ツテ一身一家及本社ノ面目ヲ汚サランコトヲ務ムヘシ

但シ社員若シ不長ノ行アルトキハ監督ノ檢證ヲ經テ退社ヲ命スヘシ

第十八條 止ムヲ得サル事故アリテ退社セント欲スルモノハ二名ノ保證ヲ得其ノ旨ヲ申出ツヘシ監督ニテ尤モナリト認ムルトキハ退社ヲ許スヘシ

但シ會計ノ都合ニヨリ一時ニ返還シ難キコトアルヘシ

第十九條 社員若シ死亡シタルトキハ戶主ハ相續人ニ代リテ其ノ跡ヲ引受クヘシ戶主ニアラサルモノハ元利ヲ計算シテ其ノ局ヲ結フヘシ

第二十條 相續人若シ前社員ノ跡ヲ引キ受ケル資格ナキトキハ社員二人ノ證明ヲ以ツテ元利ヲ計算シテ其ノ局ヲ結フヘシ

第二十一條 前條ノ外改正ヲ要スル時ハ社員協議ヲ盡シ臨機改正スルコトアルヘシ

右結社方法一同遵守スヘキモノ也

相助組合積立金規定

- 一、此ノ積立金ハ滿三ケ年ヲ約シ積立ツルモノニシテ毎月一株金二十錢ヨリ三十株即チ金六圓迄ヲ一名ニ付拂込ムモノトス
- 一、積立金ハ毎月十日世話役ヲ以ツテ取纏ムルモノトス
但シ其月十五日ヲ經過スルトキハ直チニ除名スルモノトス
- 一、積立年限ハ當明治二十七年一月ヨリ來ル二十九年十二月迄滿三ケ年トシ期限中積立元利金ヲ拂戻ササル事
- 一、積立金利子ハ年六朱トス若シ期間内ト雖モ非常ノ場合等ニテ利子ニ高低ヲ生スルトキハ重役協議ノ上更正スルコトヲ得
- 一、積立金利子ハ毎年六月、十二月ノ兩度ニ計算シ元金ニ組込ムヘシ
- 一、此積立金通帳紛失又ハ火盜ノ難ニ罹リタルトキハ直チニ書面ヲ以ツテ理由ヲ届出テ新帳ヲ受クヘシ

本組合ハ第一期以來滿期繼續ヲ決議シ現今第五期中ニアリ其ノ年期左ノ如シ

	起	年	満	期	年限
第一期	明治二十七年一月		明治二十九年十二月		三ヶ年
第二期	同 三十年一月		同 三十二年十二月		三ヶ年
第三期	同 三十三年一月		同 三十五年十二月		三ヶ年
第四期	同 三十六年一月		同 四十年十二月		五ヶ年
第五期	同 四十一年一月		同 四十五年十二月		五ヶ年

災厄救済の美風 相助組合が、災禍の救助につとむるにつき、思ひ出さるゝ一事がある。大字黒須では、古來一の慣例として、住民不慮の災難に遭遇したるときは、擧つて之を救済するの美風が行はれて居る。例へば、水難にて家屋を流したるもの、又は火災にて住居を失ひしもの等があれば、其の區の主なる者が率先して、救済義捐金を募集し罹災者に贈るのである。其の方法の大略は、先づ義捐金を募集連名簿を調製し、大字の各戸に持ち廻りて、義捐の金額を記さしめ、其の帳簿を以つて、見舞として罹災者に與へる。罹災者が家屋新築につきて、資金の用あるときは、其の五人組のものが、連名簿によりて義金を徴集し、以つて其の用に供せしむる仕方である。

扇町屋積立金組合 明治三十三年三月、扇町屋の有志横田伊兵衛・粕谷義三氏等が、驕奢の風を矯め、勤儉の徳を養はんがために、扇町屋積立金組合と稱するものを起した。其の方法は、十年を一期とし、組合員には貯金函を渡して置き、絹を買ふ所を木綿にして、其の残つた金を投ずるといふが如く、随時に節約した金を貯へさせ、毎月末には集金人を遣はして、扇町屋銀行に預け入れさせる。かく積みに積んで、子母の増殖をなすのが大要である。現組合員は百五十一人で、總貯金額は七百六拾六圓四十錢に達して居る。

共同組合 これも扇町屋に行はるゝ貯金組合で、内村嘉七・栗原好三郎の兩氏が發起して、明治四十年二月より始まり、一期は十八ヶ年の長き間に定められた。初めは期間を置かなかつたが、三年を閲して後、向十五ヶ年と定められた故、斯様な期間となつたのである。一口を拾五錢として、毎月蓄積し、組合員に資金

の必要が起つた時は、年八分の利で融通するといふが大體の規定である。現在會員は二十名、毎月の集金は百二十圓で、總貯金額は六千圓の巨額に達して居る。

市掛け 扇町屋は、例年四月二十三日の夜宮より二十五日迄三日間に亘つて、鎮守の祭禮を行ふ。其の賑しさは、此の附近稀に見る處で、毎年囃や芝居が、上中下の三町三ヶ所に行はれる。其の費用は市掛と稱する貯金より來るのである。扇町屋に住む者は、最大額は三十錢、最小額は一錢づつを、市日毎に積み立て、之を其の丁内の有資者に預けて蓄積する。其の起原は甚だ遠く、百五拾年以前、既にこの規定が設けられてあつたといふ。各町會計を異にし、或町の如きは、中途で割戻を行つたのもあれば、或町の如きは、幾千圓といふ多額の金を蓄積して居るものもある。其の掛金の率は、家の貧富によつて定めるので、年々祭典費決算の折、役員の鑑識を以て、改正を加へつゝあるのである。

龜齡會 富を永遠に傳へ、子孫の繁榮を希圖するため、明治三十五年一月、繁田滿義翁の發起されたもので、其の旨意は、日本人は其の眼前のみを見て、永遠の計をなすことを知らない。「兒孫自ら兒孫の計あり」といはゞそれまでであるが、もし我が遺した富によつて、兒孫の成功を資くるとしたなら、丁度自分が鶴算龜齡を保つて、其の兒孫を養ふと同じではないか。是れ其の理由の一、昔から山林に苗木を植ゑるのを、百年の計として居るが、今は到る處開拓せられて、苗木を植ゑる餘地がない。併し又、昔と違つて、確實な銀行があつて、能く安全に蓄積し、確實に利殖し得られる。是其の理由の一で、一口にいへば、金の苗木を植ゑるのである。其の方法の大要を述べれば、會員たるものは、一人五十圓以上を出資して、共同的に銀行に預け入れ、百年据置、利倍増殖するもので、満期に至つては、總金額の百分の五は國防費に献納し、其の百分の五は學校社寺、その他公共團體の基本金、及び慈善事業の補助金に充つるなど、他には見られぬ規定が設けられてある。して見れば、唯金の苗木を植ゑるに止まらず、兼ねて善根を植ゑるものといふべきである。現時の會員は四人、出資額は三百五十圓であるが、利殖の結

果、大正二年九月一日現在の金高は、一千百三十一圓七十四錢である。

二十年會 これも繁田翁の發企で、龜齡會の旨意を賛しながら、加入し得ないものゝ爲めに、別門戸を開いたのである。其の出資額は一口十圓で、(但し一人で數口加入してもよい)總數二百口を限度とし二十年を満期と定めた。現時の會員は四十五人、出資總額二千圓、母子總計金六千三十五圓九十七錢に達して居る。

記念不動貯金 明治三十七八年戰役の、克勝を記念するため、繁田翁が發企したもので、同三十八年十月、平和克復の月を以つて創立した。一口の積立金を十圓とした外は、二十年會と同一の規定である。現在の會員は三十五人で、積立金額は二千三百五十圓、母子總計は金四千五百八十六圓である。

龜齡會會則

第一章 名稱位置及目的

第一條 本會ハ龜齡會ト稱ス

第二條 本會ハ埼玉縣入間郡豊岡町大字黒須第五十三番地ニ設置ス

第三條 本會ハ積金ヲ保護シ其ノ積立ヲ完了シ創設者ノ素思ヲ貫徹スルヲ目的トス

第二章 本會ノ性質及役員

第四條 會員タル者ハ各金五拾圓以上ヲ出資シ合計金壹千圓ヲ本會積立金ノ基本トナシ之レヲ株式會社黒須銀行ニ預ケ込利倍増殖セシメ會員未代子々孫々ノ繁榮ヲ計ルノ資トス

但シ募集上ノ都合に依リ右積立金ヲ増減スルコトアルヘシ

第五條 本會ハ壹百年ヲ以ツテ成果ノ期限トナス事但シ該金漸次増殖シ五拾箇年ニシテ更ニ本會ト銀行トノ間ニ再契約ヲ行ヒ預ケ入レヲ決行スヘシ

第六條 本會ハ會長一名副會長一名幹事一名ヲ置クモノトス

第七條 本會積立ノ年限ハ紀元二千五百六十二年則明治三十五年三月一日ヨリ來ル紀元二千六百六十三年則明治百三十六年二月二十八

第三章 本會ノ年限及満期處分

日マテ百箇年トス

第八條 本會積立金利倍増殖ノ元利ハ別表ノ如ク則金額六拾六萬八千四百餘ノ金額トナルノ割合ナルモ利率ハ時ノ高低ニヨリ増減スルコトアルヘシト雖モ年限満期ニ達シタル時ハ解散ヲ實行スルモノトス

第九條 本會カ首尾決了ンテ満期解散ノ場合ニハ左ノ區別ニ隨ヒ各自出資額ニ準據シ按分法ヲ以テ配當處置チナスモノトス

- 一、總金額百分ノ五 慰勞トシテ會員一同へ平等ニ分配スヘシ
- 一、同百分ノ五 國防費トシテ献金
- 一、同百分ノ五 學校、社寺、其主公益團體ノ基本金貧困者罹災者慈善事業ノ救恤ニ充ツヘシ
- 一、同百分ノ十五 出資主ノ財産トシテ別口ニ保管シ殖産興業ノ資ニ充ツヘシ
- 一、同百分ノ三十 銀行資金或ハ株式買入ノ資ニ充ツ
- 一、同百分ノ三十 土地買入レノ元資トス
- 一、同百分ノ十 會員出資者ノ財産トシテ適宜運用セシム

第四章 會員ノ資格及權利義務

第十條 本會會員ハ發智、繁田兩家及親戚親友恩人知己ヨリ選定シテ之レニ充ツルモノトシ會員ハ各自主任ノ資格ヲ有スルモノニシテ當代ハ勿論累代ノ末ニ到ル迄其ノ資格ヲ繼續スルモノトス且ツ本則第九條ニ依ル平等ノ慰勞金ノ分配ヲ請グルノ義務ヲ有スル故後來出資者ニ對シ相互ニ充分ニ保護ノ責任ヲ果スヘキモノトス

第十一條 本會ハ會員ノ決議ニヨリ當初ノ員數ニ止メス後來會員ノ子孫ニシテ不得止ト見認ルトキハ増員又ハ増資スル事アルヘシ但シ會員ニシテ死亡等ノ節ハ相續者繼承人ノ名義ヲ本會名簿ニ記入スルモノトス

第十二條 本會ハ創立ノ年ヨリ満期ニ至ル迄毎年一回總會ヲ召集シ親睦懇話會チナス可シ此ノ際會長ハ本會ニ關スル一切ノ帳簿ヲ會員ニ一覽セシメ報告ヲ爲シ設立者ノ素志ヲ説明シ互ニ講話チスルモノトス

但シ開會ノ場所及日時ハ幹事ニ於テ豫メ通知シ且本會ニ關スル一切ノ帳簿及書類ヲ整理スルモノトス

第十三條 本會ハ徹頭徹尾德義上ヨリ成立シタルモノナルヲ以ツテ將來會員タルモノハ如何ナル事情アルモ本會ニ對シ決シテ不義不利ノ行爲アル可カラス若シ會則ニ悖リ本會ノ體面ヲ汚スカ如キ行爲アラハ一同ヨリ再三懇諭チ加ヘ尙改悛セス本會トシテ不適當不徳義ト認ムル時ハ協議ノ上除名シ其元資及利子ヲ本會ニ沒收シ除名スヘシ

但除名者ニシテ年月ヲ經テ改過ヲ効チ舉ルカ又實直ナル其ノ子孫アリ本會ニ加入ヲ望マハ協議ノ上發會當時ノ權利及義務ヲ繼承セシ

第五章 共同事業

第十四條 本會會則ハ創設者カ自ラ編セシモノナレハ一百年間コレヲ變更セサルモノトス而シテ本會カ支障ナク首尾ヨク満期ニ至リ前條ノ手續ヲ圓滿ニ決了セシ時ヲ以ツテ一度解散スルモノトス則第九條ノ各項ヲ決行スヘシ

附 則

第十五條 本會ノ積立金ヲ銀行ニ預ケ入ル、場合ニハ本會印章並役員印章ヲ届置クハ勿論該銀行ニ對シ引出シニ關スル事項ノ契約ヲ結ヒ置ク事ヲ要ス而シテ本會ノ印章正副會長之ヲ保管力金庫ニ藏シ幹事ト共ニ保管スルモノトス
第十六條 本會會則以外ニ巨ル重大ナル事項生シタル場合ニハ會員協議ヲ盡シ創設者ノ意志ニ悖ラサル行爲ヲ實行スヘシ
第十七條 出資金ハ總齡會ヘ相納メ寄附スルモノトス則締結書ヲ爲取換置満期結了シ(一)百箇年間(將來如何ナル事情アルモ決シテ右金額ヲ引出シ又ハ解散スルコトヲ得ス

役員 權 限

第十八條 會員中發智本家繁田本家各戸主ヲ正副會長トシ幹事以下ハ會員出資者ヨリ正副會長之ヲ選任スルモノトス
第十九條 會長事故アルトキハ副會長代リテ代理ヲナスコトアルヘシ
第二十條 幹事ハ會長ノ意ヲ受ケ一切ノ事務ヲ接行シ總會ノ召集其ノ他ノ件ヲ處理スヘシ
第二十一條 會員中相談役二名ヲ擧クヘシ

會 計

第二十二條 實費ノ外役員給料等ハ無給タル事

預 金 契 約 書 要 領

一、預金利子ハ一箇年毎ニ利子ノ割合ヲ定メテ之ヲ預ケ入毎年六月三十日、十二月三十日計算シ之ヲ翌年度ノ基金中ニ組入毎年年々繼續シテ利殖ヲ計ルモノトス
一、利率分合ハ時ノ相場ニ準據シ前期末ニ銀行ト本會ト協議ノ上利率ヲ定メテ之ヲ決算スルモノトス
一、預金ハ長期預金トシ蓄積スルノ外會員ノ決議ニヨリ正副會長ノ承諾ヲ得テ公債又ハ社債等ヲ買入レテ之ヲ保管シ利殖ヲ計ル事アルヘシ
一、總齡會ニ於テハ會則ニ據ルノ外會員各別ニ基金ノ一部若シクハ全部等ヲ決シテ引出ス事ヲ得ス満期處分規約第一二項ニ準據スヘシ

一、總齡會ハ會則ニ定メタル期間ニ充タスト雖モ會員ノ會議ニ據リ正副會長ノ承諾ヲ得銀行ト解約ヲナシ之ヲ直チニ他銀行ヘ預ケ替ル事ヲ得
一、此ノ約定ハ各當事者ハ勿論其繼承人ニ對シテ有効ナルモノナリ

總齡會積立金増殖豫算

一、積立金一百圓 但シ年利六分六厘

一箇年目	壹百圓ニ付	百六圓七拾壹錢	五拾箇年目	壹百圓ニ付	貳千五百七拾圓六拾五錢
百箇年目	壹百圓ニ付	六萬六千八百八圓四拾錢			

右利殖ハ豫算ニシテ利率ハ年々銀行ノ規定ノ利子ニ據リ増減アルヘシ

滿 期 處 分 規 約

第一項 本會ハ滿壹百年ヲ一期ト確定シ設立シタルモノナレハ克ク主唱者ノ素志ヲシテ子孫後代ノ本會之レヲ遵奉シ年限中何様ノ事情アルモ中途ニシテ挫折シ金額ヲ引出シ解散等決シテ爲サハルモノトス
第二項 本會ハ法人トナリ會員ノ寄附金ヲ收入シ積立ツルモノナレハ滿期迄ノ間會員ハ保護スルノ責ニ任ス後來會員一己人トシテ破産處分ニ關シ拂込メタル寄附金ヲ取戻ス等ノ惡意ニテ請求スルモノ本會ハ一切拂戻ス
第三項 會員中ハ勿論總齡會ヘ前項ノ積立金増殖金ヲ保管シ中途拂渡シ又ハ解散等ヲ爲スヘカラス
第四項 會議
出資拂戻請求書(會員ノ内)ハ違犯者トナシ會議ニ附スルモノ(前二項ニアル寄附金者ナリ)トス
但シ會員中一名ノ不同意者アレハ無効トス

第五項 當總齡會年限中時勢ノ變遷ニ隨ヒ政府ノ法令ニ遵據シ確乎不拔ノ法律又ハ信託會社等ノ擧アラハ寄附贊同スルコトアルヘシ但シ議決ニ據ルヘシ
第六項 其ノ筋ヘ出願登記ヲナシ置ク事
第七項 斯ノ總齡會ニ附屬シ二十年會ヲ設立シ別ニ規約ヲ定メ積立ヲ爲スコト

但シ總齡會トハ經濟及滿期解散處分ハ別問題タル可シ

第五章 共 同 事 業

右各條項ヲ確定シ後證トシ正副二通ヲ製シ一通ハ總會ニ貯藏シ一通ハ發起主唱者ニ於テ藏シ保護スル者也

總會附則 二十年會積立金規約(明治三十五年三月設定)

- 第一條 一口金拾圓也 但一名數口ヲ積立ルモ差支ナシ此積立金ハ二百口ヲ以テ限度トス
- 第二條 積立金利息歩合及利倍増殖ノ方法ハ時機ニ據リ銀行トノ契約ニヨリ増減スヘシ 但二十箇年積立金増殖方法ハ別紙ニアリ參照スヘシ
- 第三條 積立年限ハ明治三十五年三月一日ヨリ來大正十一年四月一日迄滿二十箇年トス 但滿期繼續スル事アルヘシ
- 第四條 積立金ハ株式會社黑須銀行ヘ長期特別預金トス
- 第五條 會員ハ總會會員其他有志者ヲ以テ組織ス
- 第六條 國家ノ富強ヲ企圖シ勤儉蓄積誠直ノ美風ヲ發揚スルノ主趣ヲ基礎トシ團結セシ會ナレハ總會本則ニ準據シ實行スルモノトス
- 第七條 積立年限中ハ積立金ヲ拂戻サ、ルモノトス 但不時ノ災害ニ罹リ事實不得止ト見認ル時ハ本會ノ決議ニヨリ正副會長協議ヲ盡シ處分スヘシ
- 第八條 滿期ニ至リ解散處分ハ總會トハ別問題タルヘシ
- 第九條 積立金證券ハ一口一枚ツ、積金主ヘ相渡ス事 但證券面ニ附隨條項及利殖高等毎年四月一日掲載スルモノナリ
- 第十條 此證券火災紛失汚損等ノ節ハ手續ヲ經テ再下渡ヲ請フヘシ費用ハ一枚拾錢タルヘシ
- 第十一條 毎年一回懇話會ヲ開キ報告及德義上ノ演話ヲナシ親睦ヲ厚フスル事ヲ務ムヘシ 紀念不動積金規約(明治三十九年九月設定)
- 第一條 名稱ヲ不動積金トス
- 第二條 事務所 豊岡町株式會社黑須銀行内
- 第三條 株金壹萬圓一時拂込ノ事但シ一口金拾圓トシ預金證ヲ左ノ三種トス 拾圓 五拾圓 壹百圓
- 第四條 積立創始之日 明治三十八年十月十日日露戰局平和克復ノ月ヲ創立トシ利息ヲ起算シ拂込ムモノトス
- 第五條 期限、大正十四年九月三十日滿二十箇年間但年限中ト雖モ本人死亡及災害ニ罹リタル時ハ重役會議ヲ盡シ拂戻ス事アルヘシト 雖モ他ハ不拂戻事
- 第六條 保管、株式會社黑須銀行ヘ長期預金トス年限中ハ利息ヲ拂戻サス利倍増加ノ方法ニテ積立ツル事利息ハ他ノ撮合ニ準シ銀行ト特別契約ヲナス事
- 第七條 加盟者、町村役場、共同團體教育基金有志者個人
- 第八條 各自ニ不動預金證ヲ相渡ス事 但證券火災紛失汚損等ノ節ハ手續ヲ經テ再下渡ヲ乞フ可シ一枚金拾錢ノ費用ヲ納ムヘシ

第六章 通信及び交通機關

豊岡郵便局 扇町屋百十二番地に、扇町屋郵便局を置き、郵便物の取扱事務を開始したのは、明治五年五月十七日のことである。それより漸次に事務を擴張して、貯金は同十八年七月十六日、爲替は同二十三年七月十六日、小包は同二十九年七月一日より、電信は同三十三年三月三十一日より、電話は同四十二年十一月一日より、各其の事務を開始したのである。又豊岡郵便局と改稱したのは、同四十二年七月十六日のことである。最初の局長横田喜平氏は、三十餘年間、局務に盡力した人で、今は横田松六郎氏が管理する處である。局員は六名、現業雇人は七名で、一町六ヶ村の通信事務はこゝで取扱はれる。今其の通信事務の狀勢を調べて見ると、通常郵便は、發送二十七萬二千八百七十九通、到着三十五萬五百七十通で、小包郵便物は、發信三千九百八十四、受信四千百十一である。有料電信につきて見れば發信二千二百五十四、受信三千七百七十四である。

特設電話 公衆電話は、四十二年十一月一日より開設せられ、我が町の通信機關も、略々備はつたといへ、未だ居ながらにして語るの域に達しないのは、時代の進歩に後れたる憾があつた。茲に於て、石川幾太郎氏等が主唱となつて、特設電話架設の儀を再三其の筋に出願した。明治四十三年六月、電話建

設費寄附を條件として認可されてより、工事着々と進捗し、同四十四年三月、開通の運に至つた。現今の加名者は二十九人、町内の交換数は收蒔期が多く、二月より四月に至る候は閑散である。七月に於ける一日平均は、百五十三件に達すると云ふことである。

電燈 通信機關の記事中に、之を加ふるは甚だ其の當を得ないことであるが、同じく電氣力の作用たる縁因を以て、茲に附記することにした。帝國瓦斯力電燈株式會社は、青梅、飯能、豊岡及び羽村地方を總轄する、西部營業所を青梅町に置き、大正二年三月以來、前記の各町村を不夜の街と化した。豊岡散宿所(豊岡元加治一圓を管掌する所)だけの調査によれば、電燈使用数は二百八十一戸、一千四百五十八球、動力の運用三十一馬力である、茲に於いて、風にも消えぬ光力は終夜輝くに至つた。電信といひ、電話といひ、將た又電燈といひ、既に備はり、汽笛の聲も將に耳に入らうとして居る。かくして片田舎にも、文明の機關は悉く備はるのである。機關は機關として使用すべく、機關に使用されては、文明の利器は却つて害毒となるであらう。我町民たるものは、宜しく茲に甚大なる注意を拂ふべきである。

中武馬車鐵道 中武馬車鐵道株式會社は入間川町より青梅町に達する十哩餘の交通を、便利ならしむるために、明治三十三年六月、馬鐵敷設の認可を得、同三十四年六月十五日より、其の業務を開始したもので、當町は其の通路に當り、交通の便益を受けて居るのである。

武藏野鐵道 東京府下巢鴨の地を起點として、所澤・豊岡の各地を経て飯能町に至る、延長二十四哩七十里の鐵路を稱して、武藏野鐵道と呼ぶのである。秩父の一帶は、天然の府庫とも稱すべき地であるが、交通不便なるが爲め未だ之を開くの鍵鑰がない。先の上武線の敷設があつたといへ、迂回遠周、不便はやはり除かれぬのである。從來幾多の人士は、秩山の富源を開くため、東方に一の徑路を設けようと企てたことはあつたが、未だ實行するの運には到らなかつたのである。明治四十四年二月以來、平沼專藏・粕谷義三・小能五郎・坂本喜一・小川善五郎・横田伊兵衛等の諸氏が發起となり、奔走盡力甚だ努め、

同年十一月官廳より敷設の認可を得た。爾來着々其の事業を進め、既に地所の買ひ上げを果したから、不日工事に着手する筈である。

第七章 金融機關

株式會社扇町屋銀行 扇町屋は米麥の集散地として、近郷第一の市場であつたことは、既に記述した所である。かく有数の市場でありながら、其の當時はこれといふべき金融機關の設備がなく、取引上の不便は尠くなかつたのである。明治十一年三月、同地の有志者淺田茂右衛門・横田伊兵衛・粕谷佳太郎・粕谷嘉助の諸氏が發起となつて、厚生社と稱する積立金組合を設立した。其の規約により、會員三十五名が一ヶ月一口に付金五圓宛の積立金をなし、五ヶ年の満期に及んで、蓄積總高は一萬六千餘圓の多額に達した今愛宕神社の水屋に据ゑたる手洗石は、厚生社にて奉納したものである。この厚生社は、實に扇町屋銀行の母で、恰も黒須銀行が、黒須信用組合に於けると同一の關係を有する。而も黒須のそれより、一層古き歴史を有するものである。厚生社の積立金より胚胎して、資金參萬圓の銀行を起し、名づけて扇町屋銀行と稱したのは、明治十七年のこと、此の地方には、未だ一の金融機關を有しなかつた時である。して見れば、本行は銀行業の先輩と稱してよい。爾來業務の擴張と共に資本金を増加し、同三十三年には、坂戸町に支店を設くるの盛運に至つたのである。

株式會社黒須銀行 黒須信用組合の貯金が基礎となつて、資本金二十萬圓の黒須銀行が創立されたのは明治三十三年二月のことである。爾來信義道徳を重んじ、兼て經濟界の融和を謀るの目的により、行務に精勵した結果、次第に隆盛に向ひ、明治四十四年八月には、川越に支店を出すに至つた。同行は(株)を以て行標として居る。これは信用組合より胚胎した其の昔を忘れざるため、兼ねて信義を以つて、執務の根本義となすを表するのであらう。又同行は、教育又は産業の奨励・罹災者の救助・學校基本財産の

寄附等につとむるを以つて、誰いふとなく、道德銀行と呼ばれるに至つたのである。

第八章 産 業

本町の物産中、價格の第一位を占めて居るは生絲である。試に一ヶ年の産額を擧ぐれば、大正元年度に於て一萬三千四百七十二貫、此の價格は七十七萬四千八百四十八圓である。これに次ぐは織物で、同年度に入萬八千五百反、この價格は拾萬六千四百圓に上り、種類は絹綿交織が大部分を占めて居る。第三位は製茶で、同年度に壹萬四十貫の産額があり、二萬五千二百七十八圓の價格に達して居る。以下各種工場の大なるものについて記して見よう。

長谷部製絲場 明治十六年、扇町屋の長谷部代次郎氏が、絲繰器械五十人取を以て業を開いた。是實に本町製絲業の嚆矢である。後蒸汽力に更め、漸次に盛大を來し、現在は息謙三氏の經營で、釜數百個を有し、工女百二十人を使用して居る。一ヶ年間の製産額は七八千斤で、其の製絲は横濱に出て、主として歐羅巴に向ふとのことである。工女の多くは地方のもので、年期にて使はれるが多い。されば場主と工女とは、主従の如き關係を有し、工場を一の大家庭と見做すことが出来るのである。

瀧澤製絲場 名は瀧澤と稱するが、現今は高野愛次郎氏の經營で、明治三十六年に業務を開始した。釜數及び製絲高は、長谷部工場と伯仲の間で、家庭組織にして居ることも亦同じである。其の霞川の岸に在るを以つて、毎年出水には苦しめられるが、空氣は清潔で、衛生状態は良好であるといふ。一日十五日を休日と定め、時には場主自ら幻燈等を催して、工男工女の慰安につとむるといふことである。

石川製絲場 入間川町より、秩父嶺の翠色を眼前に見て、西方にすゝみ、豊岡町大字黒須に入れば、左方に一の工場を見るであらう。是石川組第一工場である。それより西方淺間山の麓、煙突の聳ゆるを見る。これは其の第二工場である。此の他川越町には第三工場を置き、入間川町には第四工場を置き、外

に屑物を整理する精綿所が一ヶ所ある。繰絲釜數は總計千貳百拾六、揚窓は總計四千六十、一ヶ年の製品高は、生絲拾六萬八千斤餘、生皮苧(キビソ)三萬三千五百斤餘の多さに達して居る。而して其の生絲は、横濱より亞米利加に、生皮苧は富士紡績會社に送らるゝのである。

原料たる蠶繭は、縣内は言ふに及ばず、東京・千葉・愛知・東北地方より買ひ入れ遠くは朝鮮の産も加はり、春秋成繭時期に至れば、輸送馬車等は絡繹として往來するのである。これが乾燥法は、御法川多管式(蒸汽熱)を用ひ、十八石入の殺蛹室拾六室十八石入の仕上室二十四室で晝夜を別たず作業する等實に盛なものである。

石川幾太郎氏は、石川組製絲工場の總長で、第二工場は令弟龍藏氏、第三工場は令弟仁平氏の支配する處、第一と第四とは氏の管理する處である。石川氏が製絲業に手を下したのは、まだざつと二十年前のこととて、初めは戸内工業として、家族のみで仕事に従つた。明治二十六年六月、絲繰機械(釜數は三十)を以つて、現在の地に工場を設立し、翌二十七年には蒸汽力に更ため、漸次に規模を擴張して、同三十七年には第二工場を、同四十一年には第三工場を、大正貳年六月には第四工場を起すに至つたのである。

氏は勤儉力行の人、兼ねて卓出せる商才を有し、又宗教の信念も極めて堅い、昨年は大演習區域に於ける實業功勞者十家の選に入り、行在所に召された。かゝる光榮を有するのである。一千七百有餘の職工を率ゐて、楽しく働かせる爲めには、種々の組織が設けられてある。愛友會を組織して、博愛・慈善・救護を行つて居ること、夜學を起して必須學科を教授し、且つ品性の修養を行はしめること、専屬の看護婦を置き、病者に手當の行き届きたること、種々の賞品を與へて職務の獎勵をなすこと、春秋の二季には運動會を起して、衆工を樂しまむること、貯金を獎勵すること、地方の工女を養成すること、又蠶業の獎勵としては、蠶種の無代配布をなしたること、買入の繭につきて、品評會を開くこと等、數へ來れば限

りがな。

これを以つて、工女は其の職に安じてよく働き、最優者は、食費を除き、一ケ年二百圓の工賃を得るものもある。かういふ有様故、製品も従つて優良で、伊太利萬國博覽會には、名譽大賞を得、日英博覽會には金牌を得たのである。

繁田茶舗及び製茶場 繁田組は、茶舗・地所部・醬油醸造の三部に分れ、茶舗は其の製茶販賣を取扱ふ處で、繁田總長繁田武平氏の主宰する處である。自家製造の茗葉のみならず、地方の製造家より購入したるものをも精選して、各地の需用に供し、其の販路は、一府一道二十縣及び朝鮮滿洲の遠きに及び、大正元年度の販賣高は、四萬四千六百六十九貫目、此の金額拾貳萬八千〇八拾壹圓の多きに上つて居るのである。

武平氏は、滿義翁の志を継ぎ、狭山茶をしてこの地方の名産たらしむべく、苦心經營甚だ努めた。狭山茶の今日あるは實に繁田の父子の力といふも、過言ではあるまい。其の狭山茶商組合を起して、販路の擴張を謀ると共に、商業道徳を振興したるが如き、講師又は教師を聘して、製茶法の改善を謀り、遂に繁田式綠茶製法を完成したるが如き、茶業の講習會を開き、又は私立製茶傳習所を開設したるが如き、其の他茶業の視察又は審査を命ぜられたることや、農商務省より茶樹栽培の試験を委託されたことや、私立製茶生産品評會を開設したことなど、一々列記に堪へぬことである。されば其の名聲は年を逐うて高く、宮内省より御買上の命を蒙りたること、コロンブス世界博覽會にて、名譽金牌を得たること等、其の一斑を窺ふに足るであらう。製茶場は、茶舗に隣り同一の建物内にある。製茶の期に入れば茶を摘むもの、青葉を蒸すもの、焙爐にて製するもの、屑茶を撰り分くるもの、箱に入れて荷造するもの、運搬するもの、一々分業法によつて働くのである。

尙繁田組では、滿義翁の制定せる家憲により、七人の兄弟協力同心して、家運の發展を謀り、茶話會を

催しては婢僕を慰め、共榮會を起しては、地主と借地借家人と共に助け共に榮ゆる方法を講じ、又茶舗協同會があつて、店員相互福利を増進し、併せて勤儉の美風を養成するなど、美風の擧ぐべきものは少くない。唯紙面の都合により、詳説するを得ないのは、遺憾とする所である。

第九章 町勢一斑

一、土

地 (大正元年十二月末調査、以下皆同シ)

官有	民有	計合
四一、八四二〇	六五三、三四一一	六九五、一九〇一

二、民有地第一種の細別

田畑宅山原雜池荒地	筆數	段	別	地	價	一反段平均地價
田	二八八		町	六、一八八、四三	四一、五四	
畑	二、一五〇		町	二七、八、七七一、八〇	一〇、七六	
宅	六七一		町	四一、五一、一六	六、一、八三六、七〇	一三八、九一
山	一、三五〇		町	三〇三、四一〇、四	六、七、四四、三九	二、二二
原	三九		町	一一、三〇二	二七、八三	一、二五
雜	四		町	〇四、一四	一八	〇、〇四
池	一		町	二〇〇〇	四〇	二、〇〇
地	五六		町	五、七五〇、五		
荒	四、五五九		町	六四九、六二二、一	一〇四、七六九、七三	一六、一一
計						一〇三

七、町吏員

町長	1名	報酬又は俸給額	50,000円
助役	1名	報酬又は俸給額	44,000円
収入役	1名	報酬又は俸給額	38,000円
副収入役	1名	報酬又は俸給額	18,000円
書記	4名	報酬又は俸給額	5,500円
合計	8人	報酬又は俸給額	208,000円

八、兵員

陸軍	1名	現役	1名
海軍	1名	現役	1名
合計	2名	現役	2名
陸軍	1名	豫備	1名
海軍	1名	豫備	1名
合計	2名	豫備	2名
合計	4名	補充	4名
合計	6名	合計	6名

九、褒賞受領者

緑綬褒賞	1名	公共勞事業者	1名
産業功勞者	1名	教育功勞者	1名
日清勞事者	1名	日露勞事者	6名
合計	3名	合計	8名

一〇、功勳位

勳四等	1名
勳七等	5名
勳八等	4名
功七級	6名
合計	16名

一一、年金受領者

金鷄章	7名	文官恩給	1名	陸軍恩給	6名	同上遺族料	7名	町吏料員	1名	教員恩給	1名	合計	23名
-----	----	------	----	------	----	-------	----	------	----	------	----	----	-----

一二、團體

種別	人員
日本赤十字社	86名
愛國婦人會	24名
帝國在鄉軍人會豐岡町分會	正27名 特19名
日本弘道會	201名
豐岡青年會	179名
豐岡婦女會	146名
恩賜財團濟生會寄附者	2名
合計	928名

一三、學校設備

種別	校		舍		種別	數量	時價
	通常教室坪數	特別教室坪數	屋內體操場坪數	職員室坪數			
通常教室	18900	11	建物坪數	41257	校舍坪數	139860	
特別教室	3325	2	屋外體操場坪數	92300	校地坪數	307359	
屋內體操場			學校園坪數	9000	實地坪數	39960	
職員室	1225		總坪數	30000	圖書數	85000	
宿舍直室	250		校具器械標	225400	書數	680300	
其他坪數	2000		其他坪數	1090	本數	155480	
其他坪數	925		住宅坪數	1759	其他坪數	283180	
計			計	3400	計	1150000	

一四、學齡兒童

種別	就學		種別	數量	時價
	現在就學	卒業			
男	262	39	計	249	511
女	39	33	計	282	72
計	291	72	計	582	6

種別	就學		種別	數量	時價
	合計	其他			
男	302	1	計	287	589
女	9967		計	9826	6
計	10269		計	10113	

一五、大正元年度卒業者

種別	尋常		高等		種別	數量	時價
	女	男	女	男			
尋常	22	33	1	3	尋常	37	6757
高等					高等	36	4167
合計	22	33	1	3	合計	73	10924

一六、學校經費

種別	本年度豫算		前年度比較		種別	數量	時價
	增加	減	增加	減			
本年度豫算	248600	330000	8640		本年度豫算	2851850	
前年度比較					前年度比較	1650000	
種別					種別	1550000	

額	產	種	戶製		見積段別	價	格	平均單價
			數	茶				
合計	番煎玉	茶露	一九三	畑茶	二五、三〇〇	三七、五〇〇	四二〇	六二、八〇〇
一〇、〇四〇	八、八二〇	六〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	七、〇〇
一、一六〇	八、八二〇	六〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二、七〇
二五、二七八	一〇、四四〇	二五、二七八	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	二五、三〇〇	九〇

一八、製茶

青甘粟大	麥	計	計	見積段別	價	額	平均單價
芋	豆	麥	麥	一、二二	五八五	一、七五五	三、〇〇
一三、〇〇〇	四二、五〇〇	一〇、〇〇〇	三三、五〇〇	一、八四	四四八	二一、五六九	一、〇〇
四二、五〇〇	一〇、〇〇〇	三三、五〇〇	一二三、九〇〇	二、二九七	二〇二四	二一、五六九	九、三九
四一、一九〇〇	八三、二〇〇〇	四〇、七〇〇〇	一二三、九〇〇	四、四二八	四、九二八	四、九二八	一一、〇〇
五四二	一、八四九	四四八	一二三、九〇〇	一、二二	二〇二四	二一、五六九	九、三九
五八五	一、七五五	一、七五五	一二三、九〇〇	八、五〇五	八、五〇五	八、五〇五	八、三三
五八五	一、七五五	一、七五五	一二三、九〇〇	一、七五五	一、七五五	一、七五五	一、七五五

米	陸糯	作付段別	收穫	高	價	額	平均單價
米	米	二六、〇〇〇	二七四	五、〇六九	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
米	米	二二、〇〇〇	三三二	六四〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
米	米	一一、八九〇〇	二二六	四、七二〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

一七、重要農產物

出		支		入								
合	其	修	消	備	手	住	旅	教	合	町	雜	補
計	の	繕	耗	品	當	宅	費	員	計	村	收	助
計	他	費	費	費	勞	費	費	給	計	擔	入	金
三三三六、一九〇	二三八、一九〇	三〇、〇〇〇	一一五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	七二、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二六、一六〇〇〇	二八、一六、一九〇	三三三六、一九〇	二八、一六、一九〇	二八、一六、一九〇
八九三八〇	三、六二〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	八九三八〇	八九三八〇	八九三八〇	八九三八〇
授業料月額一人平均	本校正教員月俸平均	本校藏出臨事費	本校費外の教育費	學校經常費兒童分擔額	學校經常費一人負擔額	學校經常費一戶負擔額	學校經常費の町村百分費	町村經常費豫算	町村經常費の町村百分費	學校經常費の町村百分費	町村經常費の町村百分費	町村經常費の町村百分費
〇、三〇〇	一七、九一七	一一一、〇〇〇	五、一六七	〇、六三三	四、四四八	四、六一九	七五三五、四五〇	四、六一九	四、六一九	四、六一九	四、六一九	四、六一九

畑	段	別	見積	段別	計

飼養		養蠶	
春	夏	蠶	蠶
一四 ^石	一八 ^五	蠶	蠶
二六 ^八	三四 ^九		

二一、收繭

計	秋	春	數	量	價	額	平均	單	價

二二、蠶絲

種	目	數	量	價	格	平均	單	價	
									一三,四七二 ^町

二三、釀造

酒類	清酒	五五 ^石	醬油	四六	營業用	二,六五〇 ^石	味噌	三三	營業用	一一,四五〇 ^町
燒酎	耐酒	五六	自家用	三三	自家用	一二,七〇〇				

二四、機織業

機業	戶數	機數	職工	數量	價	格	平均	單	價

二五、手工

種	目	製造	戶數	從業	人員	製造	高	價	額

二六、主要林產物

落葉	竹	薪	竹
一八五、〇〇〇	二五、五〇〇	四〇〇	二〇〇
一、八五〇	二、二九五	二〇〇	二〇〇
〇、〇	〇、九	五〇	五〇

二七、主要畜禽

豚	羊	馬	牛	家畜		養禽	
				飼養戸數	飼養頭數	數	量
二〇	一	二	一	三五	一	八六〇	一、二八
						六六五	二〇〇
						九八九	五九三
						卵	平均單價
							一、三〇

二八、産物總價額

林畜農	生産物種目	總價	生産物種目	總價
産産産	物物物	九七、五四九	水産物	一〇三、九三八
		三、一五一	計	一一三、八〇五
		四、三四五		

現住一戸當

二九、工場

一千六百十八圓八十五錢二厘

現住一人當

二百二十八圓二十錢四厘

名	稱	創立年月日	製造品名	職工及徒弟	原動力	一ヶ年製造額	高
石川組	第一製絲所	明治四十五年五月一日	生絲	四二五人	汽機	七、二七二	四二八、〇四一
同	第二製絲所	同上	同上	二二八	同上	三、四〇三	一九五、五六三
長谷部	製絲所	明治卅七年八月	同上	八三	同上	一、一〇〇	五五、〇〇〇
瀧澤	製絲所	明治卅七年五月	同上	一三四	同上	一、六九七	九六、二四四

注意 工場及會社の創立年月は今の組織に改めたるべき年月にして業務の開始は其の以前に在るものと知るべし

三〇、會社

名	稱	創立年月日	營業種別	資本金額	同拂込濟額	株主人員 又は社員
株式會社	黑須銀行	明治卅三年二月十七日	銀行業	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二五〇
株式會社	扇町屋銀行	明治十七年四月廿五日	同	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	二九一
中武馬車鐵道株式會社		明治卅三年九月一日	運輸	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一九五
長谷部製絲合名會社		明治卅七年六月十三日	製絲	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三
石川製絲合名會社		明治四十五年五月一日	同	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五

三一、道路

道	縣	川越	青梅	扇町屋	府中
東京	大宮	黒須	金	府中	道
松山	八王子	高倉	飯	能	道
豐岡	入曾停車場	其ノ他			
入間川	成木				

種別	輛數	種別	輛數
馬車	七	馬車	三四
人力車	一三七	荷車	三五八
自轉車	八八	手車	一一

三三、社寺及び教會

神社	三	寺院	三	教會	一
無格社	一	新義真言智山派	三	日本メソジスト教會	一
村社	二	曹洞宗通幼派	一		
	四	曹洞宗總持寺派	一		

三四、衛生

隔離病舎	一	鍼術	一	產婆	一
衛生組合	八	藥種商	一	製藥者	三

大正元年度 出產數 男 六六三人 女 六三三人 計 一二六六人

大正元年度 死亡數 男 三〇人 女 三一人 計 六一一人

三五、國稅

地所營業所得稅	三、六一五・六四五	前年度徵收額	三、六〇四・八三五
酒業稅	一、七五九・五五〇		一、九五〇・七八〇
醬油業稅	六、〇〇三・八五〇		五、四〇八・七二〇
賣藥業稅	一一、九二一・五二〇		一一、一八四・四四〇
計	二八、二六五・五〇五		二七、六〇七・四一五

三六、縣稅

地所營業所得稅	一、六九六・八五〇	前年度徵收額	一、四四七・二九〇
酒業稅	四二六・九四〇		四〇四・九九〇
賣藥業稅	一一、二〇三・九八〇		一一、一八六・二六二

第九章 町勢一覽

戸數	一、一八〇〇〇	九八〇・二六五
營業稅附加稅	六五九・七四〇	五九四・三五〇
所得稅附加稅	六九・二八〇	一一三・六三〇
賣藥營業稅附加稅	一・三七〇	一・三七〇
計	五、一七六・一六〇	四、七二八・一五五

三七、町 稅

地租附加稅	五七三・六七五	五七四・六六五
國稅營業稅附加稅	八一〇・〇〇〇	七六八・七二〇
所得稅附加稅	四〇五・〇〇〇	四四五・八五〇
賣藥營業稅附加稅	二・三〇〇	二・二八〇
戶數割附加稅	四、〇七〇・三四〇	四、〇八八・四二〇
縣稅營業稅附加稅	一九五・〇〇〇	二二二・四八〇
縣稅雜種附加稅	五〇〇・〇〇〇	五八〇・一一〇
合計	六、五五六・三一五	六、六七二・五二五

三八、納稅負擔

現住一戶當	國稅	三三、五二六	現住一人當	國稅	四、五八五
縣稅	七、三六三	縣稅	一、〇三八		
町稅	九、三五四	町稅	一、三一九		
公共組合費	四九、二四三	公共組合費	六、九四二		
計		計			

三九、町稅戶別割賦課

一個	二二一戸	七、七	一個以上二百個以下	二戸	一
二個以上	二五〇戸	二二	二百個以上三百個以下	一戸	一
三個以上	一一一戸	九	三百個以上五百個以下	一戸	一
四個以上	七七戸	八	五百個以上	一戸	一
五個以上	二二戸	二	總個數	七個七六	
十個以上	九戸	二	一月平均		
二十個以上	八戸	一			
三十個以上	二	一			
四十個以上	一	一			
五十個以上	一	一			
六十個以上	一	一			
七十個以上	一	一			
八十個以上	一	一			
九十個以上	一	一			
一百個以上	一	一			

(個數の標準は附録豐岡町縣稅戶數割等差設定に關する規程參看)

四〇、町 費

財產より生ずる收入	四六八、六〇〇	三八七、六二〇
使用料及手数料	三四〇、七四五	三九五、六九〇
交附金	四五九、一〇九	一四〇、一六〇
縣補助金	九六、八〇六	
大正二年度豫算額		
前年度決算額		

入		出	
郡補助金	五〇,〇〇〇	雜支	四二,四〇〇
寄附金	一九〇,〇〇〇	獎勵費	三〇,五五〇
繰越金	三三七,〇一六	豫備費	一,六三八,四〇〇
雜役	一三二,六九九	公債費	五〇,〇〇〇
町稅	五,四六五,四七五	補助費	九,二〇一,〇四二
總計	七,五三五,四五〇	積立金	
役場費	二,〇五〇,〇二〇	總計	
會議費	六八,四〇〇		
土木費	一〇〇,〇〇〇		
教育費	三,二四七,一九〇		
傳染病豫防費	八二,五〇〇		
隔離病舎費	一一六,二〇〇		
勸業諸費	二,三〇〇		
救助費	三八,五〇〇		
警備費	二一五,八〇〇		
基本財産造成費	一,〇三七,九二〇		
基本財産費	三三,三〇〇		
財產費	一六六,一二〇		
諸稅及負擔費	六九,〇〇〇		
神社費			

四一、國縣稅納額累年表

出	入
雜支	五〇,〇〇〇
獎勵費	一九〇,〇〇〇
豫備費	二八,〇〇〇
公債費	一二〇,〇〇〇
補助費	七,五三五,四五〇
積立金	
總計	九,二〇一,〇四二

年度	種類	國			縣			計
		地租	所得稅	營業稅	地租割	戶數割	營業稅雜稅	
二十二年		一,五九七,一六八	九七,九六五	三〇六,五三五	二〇三,一五七	一九一,六三五	一,四三,九八〇	三,五三九,四三二
二十三年		一,五八一,七三一	九八,三八〇	三二三,九四四	九六,二三四	二六三,五〇五	一,五〇四,八三〇	三,五〇八,六六四
二十四年		一,五八一,五二九	八〇,一九〇	二九一,八一七	一九三,二七五	二二四,六七五	九六〇,九九〇	三,三三三,四八六
二十五年		一,五八一,五二六	八九,九二五	二八三,六三九	三八二,九一三	二五七,六八一	八一,一一〇	三,四〇六,七九四
二十六年		一,五七八,八九四	九七,六九五	二九四,四八七	三五三,七三三	二七六,五〇〇	八二二,九五〇	三,四二六,九三一
二十七年		一,五九四,六四九	一〇〇,七〇五	三三二,二八三	四七〇,三五〇	三三六,〇〇〇	八四七,七三五	三,六五五,九五六
二十八年		一,五九三,七四六	九三,一四〇	一八六,一〇〇	三八三,六九四	三〇三,一一〇	八五一,七九〇	三,五六二,五〇〇
二十九年					五三〇,九四〇	五九三,二五〇	八八七,七七〇	三,八八四,九四六

七日賞勳局

衆議院議員 粕谷義三
明治三十七八年事件の功に依り勳四等旭日小綬章を授け賜ふ(明治三十九年四月一日賞勳局)

夙に心を農事に傾け殊に茶業改良を以て自ら任じ私財を投じて製茶傳習所を設け同志と相謀りて組織する等當業者の誘掖と製造の改良とに盡瘁し狭山茶の名譽を今日に維持するを得たる貢獻與て力あるものとし一府九縣聯合共進會開設に際し功勞證並に銀杯一個を授與せらる(明治三十九年十一月一日農商務大臣)

町長 繁田武平
明治三十七八年事件の功に依り勳七等青色銅葉章並に金五拾圓を賜ふ(明治三十九年四月一日賞勳局)

町長 平田近三
明治二十七八年事件の勞に依り木杯一組を賜ふ(明治三十年四月一日賞勳局)

尋常高等小學校長 桑田源次
明治三十七八年事件の勞に依り金參拾圓を授與せらる(明治四十年三月一日文部省)

尋常高等小學校長 桑田源次
多年小學校の教育に従事し勵精其の職に盡し管理教授の方法を改善し其の効觀るべきものあり仍て明治三十八年六月文部省令第十一號小學校教育効績狀規程第一條に依り効績顯著なるものと認め選奨せらる(明治四十三年二月十一日文部大臣)

助役 中島仁平

明治三十七八年の事件の功に依り勳八等瑞寶章を賜ふ(明治三十九年四月一日賞勳局)

助役 故松川貞藏
明治三十七八年事件の功に依り勳八等白色桐葉章を賜ふ(明治三十九年四月一日賞勳局)

書記 中野長造
明治三十七八年事件の功に依り銀杯壹個を賜ふ(明治三十九年四月一日賞勳局)

豊岡尋常高等小學校
埼玉縣學事獎勵規程に依り庶物標本壹組を授與せらる(明治三十四年五月三十日埼玉縣)

埼玉縣學事獎勵規程に依り基本財産として金百圓を授與せらる(明治三十七年三月二十三日埼玉縣)

豊岡町農會
一府九縣聯合共進會に試作大麥を出陳し六等賞狀を授與せらる(明治三十一年十一月十五日農商務大臣)

第五回内國勸業博覽會に町是を出陳し褒狀を授與せらる(明治三十六年七月一日、博覽會總裁宮殿下)

農事改良事蹟(試作所設置、共同鹽水撰種、肥料改良、肥料共同購入、品評會、病蟲害驅除豫防、茶樹栽培法改良、信用組合設立、實業補習學校設立)に依り優旗を授與せらる(明治三十七年二月六日埼玉縣農會)

農事改良事蹟(試作所設置、米麥種子共同鹽水選、肥料共同購入、麥奴豫防、野鼠驅除、堆肥の改良、害蟲驅除豫防、實業補習學校設立、信用組合)に依り優旗を授與せらる(明治三十八年三月二十一日埼玉縣農會)

農事改良事蹟(製茶改良獎勵、農産物品評會の開設、野鼠驅除施行、農談會開會、作物病蟲害驅除)

豫防の實行、霍病消毒組合の設置、麥模範作共進會開設、信用組合の設置、町是調査の實行)により優旗を授與せらる(明治三十九年三月二十四日埼玉縣農會)

學校基本財産經營事蹟に依り賞狀を授與せらる(明治三十九年十月十四日埼玉縣)
經營機宜に適し教育上裨益尠からず仍て圖書購入費として金貳拾五圓を授與せらる(明治四十二年十月十七日埼玉縣)

本町軍人にして戦役の功に依り受賞せしもの左の如し

軍人

動	等	功	級	賜	金	官	等級	氏	名
旭	八	功	七		元	市	歩兵一等卒	市	川
旭	八	功	七		同	吉	同	川	澤
旭	八	功	七		同	須	歩兵上等兵	須	田
旭	八	功	七		歩	石	騎兵伍長	石	川
旭	八	功	七		騎	横	歩兵伍長	横	田
旭	七	功	七		歩	小	同	小	島
旭	七	功	七		同	山	歩兵曹長	山	畑
旭	七	功	七		歩	中	同	中	野

動	等	功	級	賜	金	官	等級	氏	名
旭	八	功	七		同	吉	同	吉	野
旭	八	功	七		同	田	同	中	藤
旭	八	功	七		同	齋	同	藤	倉
旭	八	功	七		工	水	工兵上等兵	水	野
旭	八	功	七		同	引	同	引	野
旭	八	功	七		同	西	同	西	崎
旭	八	功	七		同	原	同	原	田
旭	八	功	七		同	豐	同	豐	泉
旭	八	功	七		同	山	同	山	畑
旭	八	功	七		同	忍	同	忍	足
旭	八	功	七		同	原	同	原	島
旭	八	功	七		同	鈴	同	鈴	木
旭	八	功	七		同	須	同	須	田
旭	八	功	七		同	小	同	小	林
旭	八	功	七		同	西	同	西	澤
旭	七	功	七		同	繁	同	繁	田
旭	七	功	七		同	大	同	大	島
旭	七	功	七		同	小	同	小	島
旭	七	功	七		同	西	同	西	澤
旭	七	功	七		同	中	同	中	野

五〇	重砲兵一等卒	忍足多藏
五〇	輜重輪卒	西澤春吉
三五	歩兵一等卒	忍足武平
三五	砲兵一等卒	西崎梅吉
三五	同	鈴木兼吉
三五	歩兵二等卒	鈴木浅吉
三五	同	田中庄藏
三五	砲兵二等卒	野口福藏
三五	輜重輪卒	水村藤藏
△二五	砲兵一等卒	吉澤清次郎

備考 本表中無印は日露戦役、△印は日清戦役 ●印は韓國暴徒鎮壓事件

明治四十二年十二月五日、松柏歳寒に傲るの時、我が町は町立尋常小學校に於て、豊岡町創立二十周年記念會を開いた。當日は知事郡長代議士議員新聞記者等の來臨を得て、莊嚴に盛大に式は擧げられ、其の席に於て、繁田町長より町治の功勞者九名、及び善行者三名に記念品及び表彰狀を呈した。此等の人々は、又我町の花であつて、徳の香善の光は、永く、言に文に傳ふべきである。左に其の表彰文を掲げる。

功績表彰狀

前豊岡町長 横田 伊兵衛氏

君資性温厚篤實町村制實施に方り町長に擧げられ明治二十三年三月其職を辭したりしが町民の信賴頗る深く其町長の經歷は長からずと雖も本町創始に當り誠實町務を統理し克く地方制度の主旨を體し自治の發達を圖り又明治二十八年三月町會議員となり任滿ちて再び選ばれ同四十年三月任期滿限に至る迄協贊の任を全うせられ或は學務委員小學校建築委員等となり教育の改善に自治の發達に奮勵盡瘁し其功勞顯著なりとす茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃一個を贈り其功績を表彰す

前豊岡町長 平田 近三氏

君資性温厚嚮きに官より選ばれて黒須村聯合戸長を命ぜられ町村制實施に方り黒須村は扇町屋村外二ヶ村と合併して本町を組織するに至り貴下の計畫盡瘁與て力あり更に助役に擧げられ明治二十三年四月町長に轉じ爾來選を重ぬる三回尋て同三十三年十一月再び助役となり同三十七年九月退職に至る迄前後在職十六年の久しき誠實町務を統理し克く地方制度の主旨を體し自治の發達公同の利福を圖り毫も倦怠の色なく殊に基本財産の創設道路の開鑿小學校及隔離病舎の建築其他教育産業土木衛生等に力を盡し其功勞顯著なりとす茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃一個を贈り其功績を表彰す

豊岡町助役勳八等 中島 仁平氏

君資性快活嚮きに官より選ばれて扇町屋村聯合戸長を命ぜられ町村制施行に方り扇町屋村は黒須村外二ヶ村と合併して本町を組織するに至り貴下の計畫盡瘁與て力あり明治二十二年助役に擧げられ再三應選同三十七年七月任期滿限となり尋て同三十七年九月助役に擧げられ任滿ちて又應選し前後在職十四年の久しき平素職務に忠實克く町長を補佐し加之町村制實施以來町會議員の職にありて克く地方制度の主旨を體し協贊の任を全うせられ或は學務委員となり最も教育の普及に意を注ぎ殊に

女子教育の重んずべきを鼓吹したる等其功勞顯著なりとす茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃一個を贈り其功績を表彰す

豐岡町會議員 諸 井 清 吉氏

君資性實直町村制施行に方り黒須村は扇町屋村外二ヶ村と合併して本町を組織するに至り貴下の計畫盡瘁與て力あり明治二十五年二月町會議員となり爾來再三再四應選し克く地方制度の主旨を體し協贊の任を全うせられ又氏は嚮きに本町創始に際し收入役となり在職年餘にして明治二十三年三月其職を辭したりしが平素職務に忠實克く出納を確實にし會計事務を整理し加之同三十三年十一月常設委員となり再び應選勸業事務を擔任し或は學務委員學校建築委員となり教育の改善に産業の發達に奮勵盡瘁し其功績顯著なりとす茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃一個を贈り其功績を表彰す

豐岡町會議員 西 澤 市 松氏

君資性剛毅町村制實施に當り衆庶の囑望する所となり町會議員に擧げられ爾來再三再四應選し在職二十年の久しき克く地方制度の主旨を體し協贊の任を全うせられ又明治四十年八月常設委員となり土木事務を擔任し道路改修等に盡瘁し其功績顯著なりとす茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃一個を贈り其功績を表彰す

豐岡町會議員 堤 常 七氏

君資性實直町村制實施に當り衆庶の囑望する所となり町會議員に擧げられ爾來再三再四應選在職二十年の久しき克く地方制度の主旨を體し協贊の任を全うせられ又明治二十二年七月常設委員に擧げられ再三應選任滿つるや同四十年八月轉じて學務委員に選ばれ或は學校建築委員となり常設委員當時にありては衛生若くは土木を擔任し道路の改修教育の改善に平素職務に忠實克く奮勵盡瘁し其功績顯著なりとす茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃壹個を贈り其功績を表彰す

元豐岡町會議員 故 長 谷 部 代 次 郎 氏

君資性温厚着實町村制實施に當り衆庶の囑望する所となり町會議員に擧げられ再三應選明治四十年任期滿限に至るまで在職十九年の久しき克く地方制度の主旨を體し協贊の任を全うせられ加之明治三十年助役に擧げられ明治三十二年四月疾病に依り職を辭したりしが平素職務に忠實克く町長を補佐し或は學務委員となり教育の改善に自治の發達に奮勵盡瘁し其功績顯著なりとす茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃壹個を贈り其功績を表彰す

豐岡尋常高等小學校長 桑 田 源 次 氏
豐岡實業補習學校長

君資性温厚篤實明治二十二年五月職を本校校長に奉ぜらるゝや一意専心校務を處理し教授訓練に秩序整然たり然して在職二十年の久しき毫も倦怠の色なく克く其の職責を盡さる宜なる哉生徒の欽仰町民の信賴彌々多きを加ふ殊に明治二十五年學務委員に擧げられしより校舍新築就學督勵等に心を注ぎ學校基本財産の蓄積青年會夜學會及同窓會の振興誘掖を圖る等本町教育の普及に盡瘁したる其功績顯著なり茲に本町創立二十周年記念會に際し銀盃壹個を贈り其功績を表彰す

豐岡町會議員 故 諸 井 豐 次 郎 氏

君資性温順町村制實施に當り衆庶の囑望する所となり町會議員に擧げられ爾來再三再四應選克く地方制度の主旨を體し協贊の任を全うせられ又明治二十二年七月常設委員となり同二十八年四月退職に至る迄土木を擔任し道路の改修に努め或は本町消防組頭となり消防手を統率し克く職責を盡されしが不幸病魔の犯す所となり明治四十二年九月一日遂に不歸の客となる焉ぞ痛惜に堪へん茲に本町は創立二十周年記念會に際し銀盃壹個を贈り其の功績を追彰す

資性篤實能く農事に精勵し共進會品評會に出品し賞を受くる事數回且率先信用組合に加盟し或は農會勸業會弘道會支會堆積肥料購買組合青年矯風會等の諸會を翼賛獎勵し又消防組役員及町是調査員大字惣代に選まれしこと數回猶社寺惣代を勤續すること十有九年殊に蓮花院火災後堂宇建築鐘樓堂の工事を監督成功し或は參宮講を起し或は衛生土木の施設に盡力し又納税の義務諸公會の時間を守り自家農業の餘力を以て公共事業に盡瘁すること茲に二十有餘年終始一日の如し洵に農家の龜鑑たり依て本町は創立二十周年記念會を開くに當り木杯壹組を贈呈し之を表彰す

豊岡町大字扇町屋粕谷義三雇人

田 中國 太 郎 氏

資性温良安政二年二月二十一歳にして現主人粕谷義三四代前善太郎に奉仕し三ヶ年勤續し安政五年二月暇を取り生家農事に勉勵せり猶主人より懇望せられ萬延元年二月再勤圭助早世し三代佳太郎明治二十年不治の病に罹り爾來病蔕に侍し看護不怠終始一貫今日に至る迄主家に勤續すること五十年一日の如し能く品行を慎み誠忠稀に見る所にして洵に忠僕の模範たり依て本町は創立二十周年記念會を開くに當り木杯壹組を呈し之を表彰す

豊岡尋常高等小學校小使

西 澤 萬 吉 氏

資性實直幼時他家に養子となり二十七歳にして兄死亡後實家に復籍し他に日雇稼を爲し貧困を凌げり此間祭日物見節句の暇あれば前川原に石を拾ひ石垣を築き用材を蓄へ數年にして二階家を建築せり後兄の實子芳五郎を養育戸主となし氏は他家に勞働し年々金十六圓を家に贈るを例とせり明治三十九年豊岡尋常小學校に小使となるや能く職務に精勵内外の掃除を怠らず如何なる用務を命ずるも

毫も倦怠不平の色なく又毎朝必ず路傍に馬糞を拾ひ尙ほ給料の内より毎月金壹圓五十錢を貯蓄せり今回感ずる所あり學校基本財産の内へ金拾圓を寄附したるが如きは洵に奇特と謂ふべし依て本町は創立二十周年記念會を開くに當り木杯壹組を呈し之れを表彰す

入間郡豊岡町長 勳七等 繁 田 武 平

第十一章 町 歌

歌謠は人の感情を和らげ、兼ねて道徳の思想を涵養するものである。併し鄙猥なる俚歌俗謠は、却つて淫靡情弱の弊風を誘起するものであるから、獨り兒童の唱歌のみならず、青年の吟詠より子守歌に至るまで、諷誦に適するものを選ばねばならぬ。これ町歌を制定したる所以である。

町 歌

第一

帝都の西北約十里、 埼玉縣は入間郡、
其の西南に位する、 豊岡町は我町ぞ。
頃しも明治二十二年、 町村制をしける時、
舊四ヶ村を合せてぞ、 豊岡町と名づけたる。
地は武藏野の片ほとり、 西に秩父嶺富士の山、
東は遠く關東の、 平野を隔て、筑波山。
四季折々の其のながめ、 樂しく暮す人口は、

第十一章 町 歌

第二

東は入間、入間川、 南の方は藤澤ぞ、
東金子は西にして、 水富村は北に在り。
面積凡そ半方里、 六百九十四町歩、
其内水田十五町、 畑と林は三百町。
地勢南はやゝ高く、 北部は少し低けれど、
なべてしいへば平なり、 是を治むる町役場。
六百有餘の學童を、 教へ育つる學校は、
何れも町の中央に、 いらか並べて立にけり。

一三七

第三

愛宕に春日、氷川宮、久保の稻荷は昔より、眞言宗の蓮華院、高倉寺畔の観音堂、北の境の入間川、町の真中を流れつゝ、浅間山の眺望は、十三塚は正平の、

第四

青梅町より入間川、中武鐵道馬車ありて、秩父、熊谷、川越や、四方に通ずる其道は、

明治四十四年十一月

郵便局は早くより、四十四年に電話線、扇町屋の銀行や、貯蓄部さへも備れば、

第五

町の重なる産物は、狭山の緑茶繭に米、中にも製絲の工業は、四つの製絲場合すれば、其の外農業商業も、斯も目出度き此の町に、されば互に一致して、國の御爲め町のため、

第十二章 町史要覽

明治二十二年四月一日 法律第一號町村制第三百三十條により豊岡町成立す

同 四月十八日 第一回町會議員を選擧す

同 四月廿九日 初めて町會を開く

同 五月廿五日 桑田源次豊岡尋常小學校長に任ぜらる

同 六月七日 初めて吏員の選舉を行ひ町長に横田菊三郎助役に平田近三中島仁平收入役に諸井清吉當選す

同 六月十七日 町立尋常小學校の開校式を擧行す

同 六月十九日 横田菊三郎町長の職に就く

同 六月廿八日 平田近三助役となる

同 七月一日 民家を假用して豊岡町役場を開廳す

同 七月二十日 中島仁平助役となる

同 七月三十日 町内を八區に分ち各區に總代一名を置く

同 八月廿九日 役場新築落成したるを以て開廳式を行ふ

同 十月廿二日 有給吏員退隱料條例を制定す

同 明治二十三年三月廿七日 横田町長退職

同 四月二日 助役平田近三町長に轉任す

同 明治二十六年四月 豊岡勸業會を組織す

同 七月十九日 中島仁平滿期退職

同 七月廿八日 中島仁平助役となる

同 明治二十七年四月一日 平田町長滿期退職す

同 四月 日本弘道會支會を設置す

同 四月四日 平田近三町長の職に就く

同 九月 豊岡勸業會主催の第一回重要物産品評會を開設す

同 十月 各大字獨立の消防組を統一す
 明治二十八年九月廿二日 高倉淺見山に於て日清戦役凱旋軍人慰勞會を開く
 明治三十年五月 豊岡勸業會の組織を改め豊岡町農會を設く
 同 七月廿七日 助役中島仁平満期退職す
 同 八月三日 長谷部代次郎助役となる
 同 九月四日 小針爲次郎助役となる
 明治三十一年一月 黒須高等小學校長發智庄平退職す
 同 三月 下村宇太郎黒須高等小學校長に任ぜらる
 同 四月三日 平田町長満期退職
 同 四月五日 平田近三町長の職に就く
 同 七月 衛生組合を町内八區に分ち組織す
 同 九月 農事試作場を扇町屋と黒須の二ヶ所に設置す
 同 十月 黒須高等小學校長下村宇太郎轉任す
 同 十一月 隔離病舎建築成る
 同 十二月 新井周吉黒須高等小學校長に任ぜらる
 明治三十二年 一月五日 組合組織の變更により黒須高等小學校を豊岡高等小學校に改む
 同 四月廿二日 全町有志の新年宴會を開き爾後以て例とす
 同 長谷部助役退職す
 明治三十三年 八月七日 學校園九十八坪を設く
 同 小學校の新築落成し開校の式を舉ぐ

同 十月 町長有給條例を廢止す
 同 十月三十日 平田町長病氣に付退職す
 同 十一月十六日 繁田武平町長の職に就く
 同 十一月廿一日 小針助役退職す
 同 十一月廿七日 平田近三助役となる
 同 十一月廿八日 松川貞藏助役となる
 明治三十四年五月 兒童に貯金を行はしむ
 明治三十六年一月 町是の調査を完了し六大綱目を定む
 同 八月 基本財産蓄積條例を制定す
 明治三十七年三月廿三日 學事獎勵規定により本縣より金百圓交付せらる
 同 三月十二日 埼玉縣農會より褒狀を賜り優旗を授けらる
 同 三月 豊岡高等小學校長新井周吉退職す
 同 四月 從來の組合を解き豊岡高等小學校を町立とす
 同 四月 宮本泉學豊岡高等小學校長に任ぜらる
 同 五月 製茶改良傳習所を開設す
 同 九月十日 平田助役退職す
 同 九月十四日 中島仁平助役となる
 同 十一月十五日 繁田町長満期退職
 同 十一月十六日 繁田武平町長の職に就く
 同 十一月廿七日 松川貞藏助役満期退職

同 十一月廿九日 松川貞藏助役となる
 明治三十八年三月 桐苗五百本を買入れ町民に委託培養をなす
 同 三月廿一日 埼玉縣農會より二たび優旗を授與せらる
 明治三十九年 豊岡高等小學校の本校舎一棟を建築す
 同 一月 豊岡高等小學校校長宮本泉學轉任す
 同 二月十二日 埼玉縣農會より三度優旗を受與せらる
 同 二月 青柳千萬吉豊岡高等小學校長に任ぜらる
 同 四月十四日 黒須蓮花院に於て戦死者追悼會を行ふ
 同 四月十七日 凱旋軍人歡迎會を開く
 明治四十年一月十五日 曩に縁綬章を賜はりたる繁田滿義翁の祝賀を開く
 同 四月 在郷軍人を以て豊岡軍友會を組織す
 同 十一月廿二日 衆議院議員粕谷義三叙勳祝賀會を開く
 明治四十一年一月十二日 明治三十七八年戦役記念碑の除幕式を行ふ
 同 四月 豊岡高等小學校校長青柳千萬吉退職す
 同 四月 豊岡尋常小學校に高等科を併置し町立豊岡高等小學校を廢止す
 同 五月一日 豊岡實業補習學校を尋常高等小學校の附設となす
 同 九月十三日 中島助役滿期退職す
 同 九月十八日 中島仁平助役となる
 同 十月十七日 三十七八年事件の受賞者繁田町長外町吏員の祝賀會を開けり
 同 十月三十日 埼玉縣知事より町長繁田武平功績表彰狀を授與せらる

同 十一月十五日 繁田町長滿期退職
 同 十一月廿四日 勳七等繁田武平町長の職に就く
 同 十一月廿八日 松川助役滿期退職す
 同 十二月五日 松川貞藏助役となる
 明治四十二年一月 豊岡町外十二ヶ町村農會聯合重要物産品評會を開く
 同 五月二日 豊岡時報第一號發刊
 同 六月廿五日 大字扇町屋宇東久保に火葬場を建設す
 同 八月三日 有給吏員年功加俸條例を制定す
 同 十二月五日 豊岡町創立二十周年記念會を開く
 同 十二月廿四日 公民會を設け第一回を開く
 明治四十三年二月一日 豊岡處女會の創立總會を開く
 同 二月廿六日 文部大臣より選獎せられたる桑田校長の受賞祝賀會を開く
 同 四月五日 豊岡尋常高等小學校増築竣工したるを以て落成式を行ふ
 同 八月廿三日 豊岡學友會發會式を行ふ
 同 十一月二十日 豊岡町尙齒會を開く
 同 十二月一日 豊岡商工會の創立總會を豊岡尋常高等小學校に開く
 明治四十四年一月十二日 大日本蠶絲會埼玉支會豊岡婦人部發會式を行ふ
 同 二月十一日 豊岡商工會の發會式を行ふ
 同 二月廿六日 豊岡家屋改造組合發會式を行ふ
 同 三月 豊岡養蠶傳習所を設置す

- 同 三月四日 在郷軍人豊岡分會發會式を行ふ
- 同 三月卅一日 豊岡特設電話開通す
- 同 十月 納税組合全町二十八組の組織成る
- 明治四十五年三月卅一日 教員住宅扇町屋及び黒須の二個所竣工す
- 同 四月一日 松川助役死去す
- 同 五月二日 中野長造助役となる
- 大正元年 九月十七日 中島助役満期退職す
- 同 十月一日 中島仁平助役となる
- 同 十一月三日 豊岡町教育會創立總會を行ふ
- 同 十一月廿三日 繁田町長満期退職す
- 同 十二月三日 勳七等繁田武平町長の職に就く
- 大正二年 三月 部落有財産の統一を了す
- 同 三月七日 有給吏員一時給與金條例を制定す
- 同 三月廿一日 有給吏員退隱科條例を改訂す
- 同 四月十四日 町基本財産蓄積條例を改訂す
- 同 五月五日 小學校基本財産蓄積條例を制定す

尾言

山や河や今も昔の山河である。綻ぶ花も輝く月も、昔ながらの花月である。併し今の豊岡は、既に昔の豊岡でない。衰微廢頹した寒村は、化して優良町村となつたのである。如何にして此の奇蹟を現出した

かといふことは、大に考究すべき問題であらうと思ふ。余輩は之を洞察するの眼を持たぬが。併し大聖は邇言を捨てずとか、姑く漫筆の許を受けよう。

抑も豊岡町が、今日の發展をいたしたる原因は、多々あらうが、余は左の五項を挙げる。

- 一、愛町心の磅礴したること
- 二、治者其の人を得たること
- 三、被治者よく治者の意を承運したること
- 四、産業の發達したること
- 五、道徳家篤志者の輩出したること

初め本町の成立するや、衆口は皆「吳越の同盟、分離は免るまい」と豫言し嘲笑した。此の豫言や嘲笑が、一種の刺戟劑となつて、「笑はゞ笑へ、嘲らば嘲れ、他日に鞏固なる自治團を作つて、この侮辱に酬いよう。」とは、各字有志者の腦裡に深く刻まれたのである。それ以來、愛町の心は上下に磅礴し、町のために、私家の利益を犠牲に供した例は少くない。先に繁田氏が、姻戚なる星野氏の候補を援けず、町の衆議院候補者粕谷氏の爲めに、奔走盡力したるが如き、近くは停車場の位置を選定するに當り、地勢の許さざるものあるにも關はず、出費の多きをも厭はずして、町の中心に近く決定したるが如き、皆それである。是れ愛町心を第一に加へた次第である。現町長繁田氏が、町治に於ける功績は更にいふを用ひぬ。本町の初めて組織せらるゝや、横田伊兵衛氏は、衆望を負うて、最初の町長となり、片成の我が町に、自治開發の鍬を下した。其の功は固より没すべからざることである。平田前町長は、町治の初めより、助役として町長として、前後十有六年、難治の際に盤根錯節を芟つて、自治の根を養ふた。今日の花は昨日の丹精、氏の功績も亦偉大といふべきである。助役中島氏は、襁褓の中より町の生育を助け、以て今日に至つた。是等は皆我が町の元老で、治者に其人を得たといふべきではないか。たとへ治

者に其の人を得たとすとも、もし治下に旋毛の曲つた者が多く、事毎に其施政を阻害したとせば、連も今日の發達は望まれない。是第三項を加へた次第である。他所の者はかういふ。「豊岡では生活難の聲がない」と。これは生絲工場等の大なるものがあつて、下層の人は日々其の工賃を得て、生計に安んじて居るをいつた言葉である。「恒の産があれば恒の心がある」と。我が町民恒の産は、産業の發達より來つて居る。茲に第四を加へたのも、萬人の首肯する所であらう。粕谷代議士の如く、京に在つて郷を忘れず、町治に間接の貢獻をなすものや、又繁田翁及び故小島亮開氏の如く、勤儉をすゝめ矯風を説いたるものや、又桑田校長の如き、獻身的の良教育家があつて、育英の道に盡したのも、町の今日をいたした大勢力たるを失はないのである。上記の外功績の大いなる者が、數多あつて、一々列擧し難いのは遺憾である。以上の五因が備つて、財と徳と共に發達し、而も同一の軌道を走る我が町現時の趨勢を來したのではあるまいか。これ吾人一個の私見である。

編者は、一日、繁田町長と、町治に關して語つたことがある。町長の言に、「今回優良町村として指定されたが、我が町の優良なるにあらず、他町村の發達が一步後れて居るのである。我の高きにあらず、彼の低いのである。今後諸般の施設を完全にして、優良町村たる名譽を毀損せねが肝要である。」と言はれた。語に曰く「百里の道は九十里に半す」と、我が町は百里の途上、幾何の行程まで達したるかは、わからないが、前途は尙遠である。町長の旨を町民の心とし、今より一層の努力奮勵を要すべきは、余輩の秃筆を須たぬ所である。

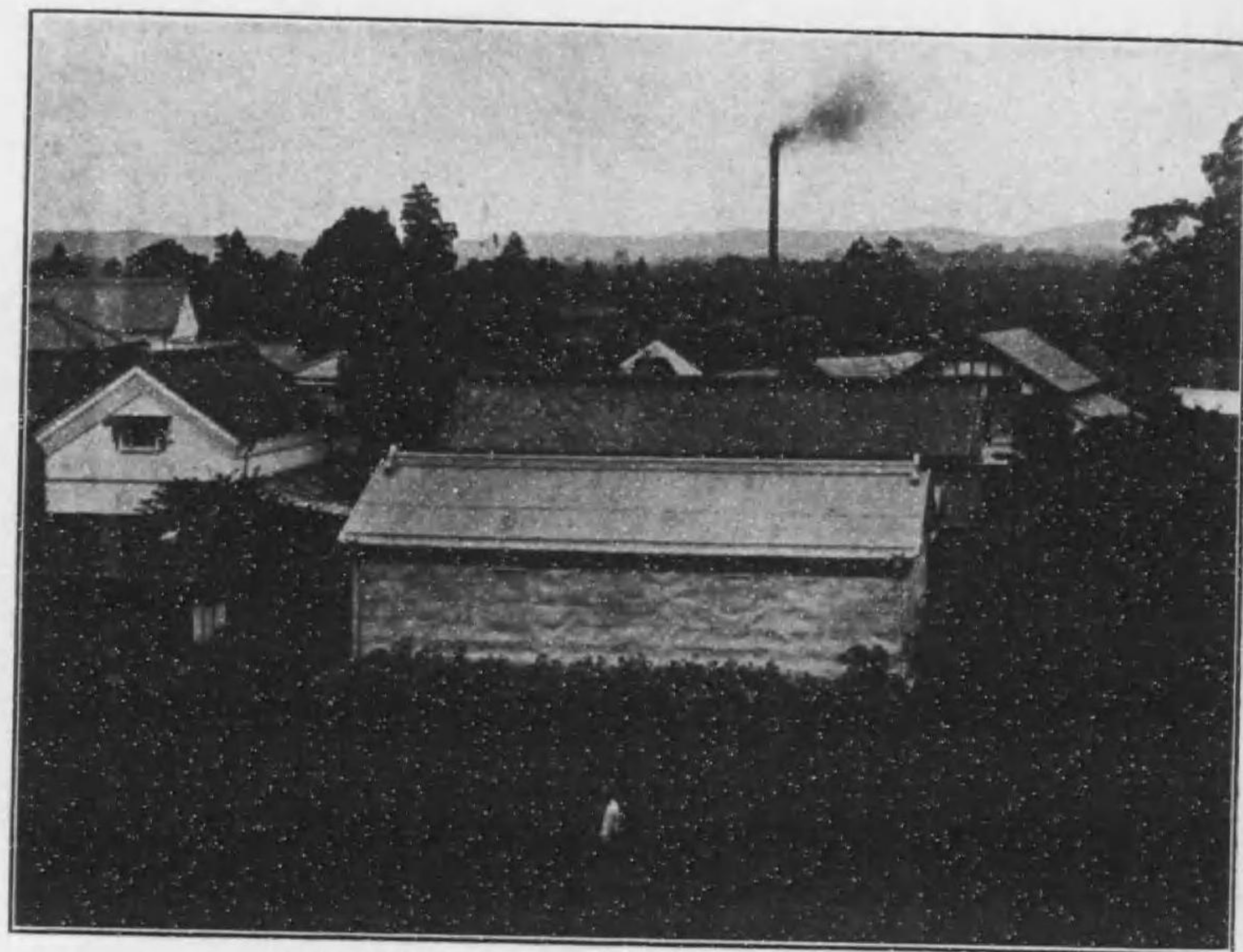
徳川伯は、本書に自治と題せられ、市川郡長は自彊と記された。「自治自彊」のづから好熟語をなしたのは、偶然にして偶然に非らず。或は天意の存するものではなからうか。吾人をして之を判ぜしむれば是れ天帝が我が町民に下した暗示箴言と思はるゝのである。そはそも何故か。「自治自彊」これを訓ずれば「自ら治め自ら彊うせよ」である。我が町民たるものは、從來の歴史に鑑み、益々愛町の念を鞏くし

て、勤儉産を治め、切瑳徳を研いて、自ら治め自ら彊くすべきである。是れ町の發展策であつて、又天意を遵奉する所以である。

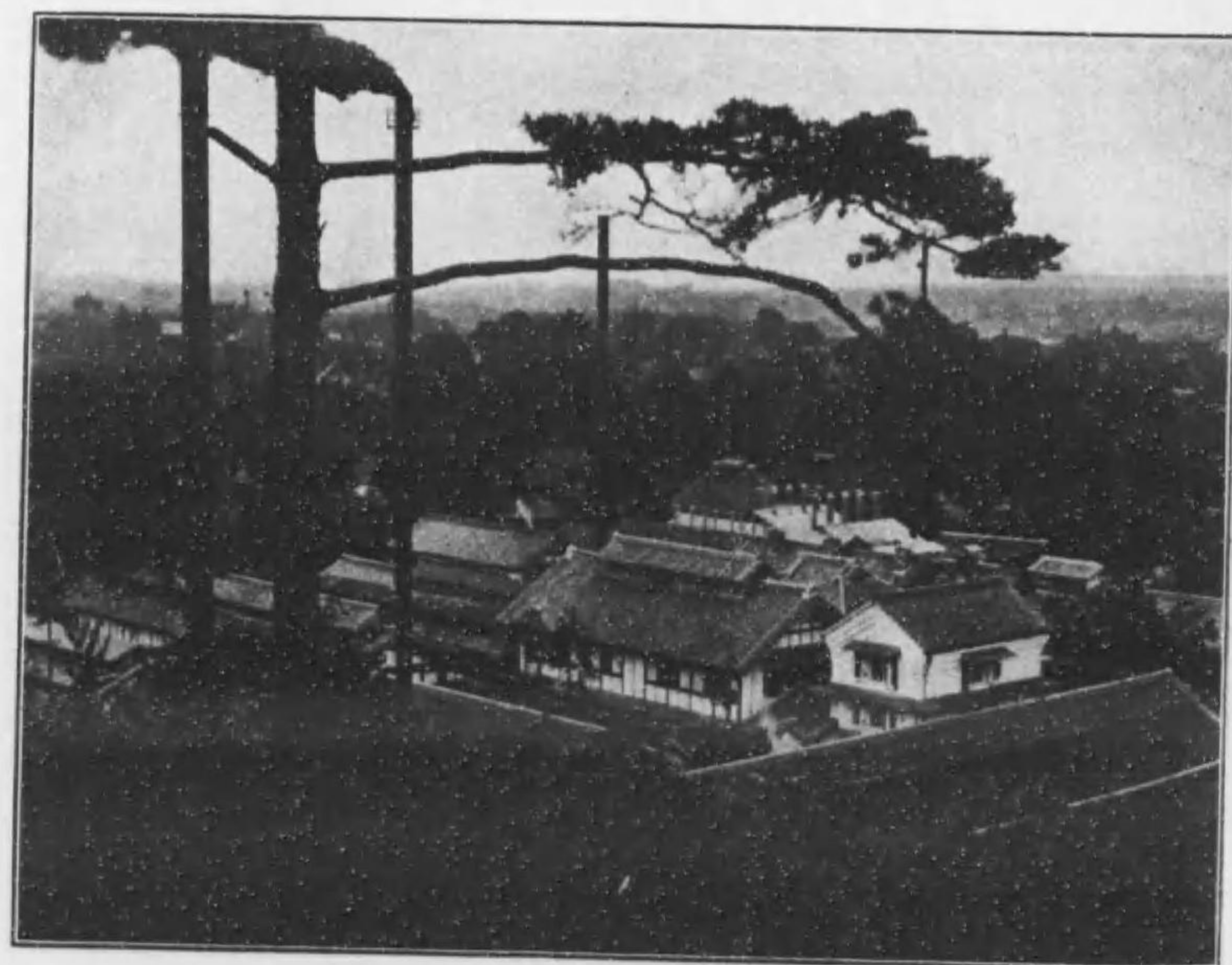
豊岡町勢一斑 終

附

錄



む望を邸本及場茶製りよ園茶氏平武田繁



場工一第場絲製組川石

目次

町條例

助役定員増加並ニ有給助役條例(明治廿二年七月許可).....一

督促手數料條例(明治三十六年八月許可).....一

公告式條例(明治四十二年八月許可).....一

有給吏員年功加俸條例(明治四十二年八月許可).....二

有給吏員退隱料條例(大正二年三月許可).....三

同 一時給與金條例(大正二年三月許可).....六

基本財産蓄積條例(大正二年四月許可).....八

學校基本財産蓄積條例(大正二年五月許可).....一〇

町規

役場處務規程(明治二十六年七月認可).....一二

消防組員給與規定(明治二十七年七月設定).....一三

吏員ニシテ傳染病豫防救治ニ従事スル者ノ手當金支給ニ關スル規定(明治三十二年七月設定).....一四

罹災救助資金貯蓄及管理並ニ支出方法規程(明治三十六年四月設定).....一六

罹災救助資金取扱内規(明治三十六年四月認可).....二〇

役場文書種別標準細目(明治三十六年十二月認可).....	二一
豊岡高等小學校高等科授業料徴收規程(明治四十一年九月認可).....	四〇
吏員給料旅費支給規程(明治四十二年二月設定).....	四〇
常設委員規程(明治四十二年十二月設定).....	四二
縣稅戸數割等差設定ニ關スル規程(明治四十三年九月設定).....	四二
豊岡實業補習學校學則(明治四十三年八月認可).....	四二
罹災救助資金支出及預入方法(明治四十三年十月許可).....	四六
豊岡町會議規則(明治四十五年二月設定).....	四七
豊岡町會傍聽人取締規則(明治四十五年二月設定).....	五一
傳染病患者食費並ニ藥價徴收ニ關スル規程(明治四十五年二月認可).....	五一
豊岡町書記ノ定員ニ關スル規程(大正二年七月設定).....	五二
豊岡町財産管理規程(大正元年八月許可).....	五三
豊岡町財産處分方法規程(大正元年十月許可).....	五三
豊岡町會計規程(大正二年三月許可).....	五五
豊岡町稅賦課及徴集規程(大正二年六月許可).....	五六
豊岡町内區並ニ區長及其代理者設置規程(大正二年六月設定).....	六〇
豊岡町諸給與規程(大正二年六月設定).....	六二
.....	六四

町條令並ニ町規

豊岡町助役定員増加並ニ有給助役條例(明治廿二年七月十一日)

條例第一號

第一章

第一條 本町ハ助役一名ヲ増加シ定員ヲ二名トス

第二條 本町ハ助役一名ヲ有給トス(明治三十三年十月六日日本條改可正許)

埼玉縣入間郡豊岡町督促手數料條例(明治三十六年八月二十八日)

第一條 町稅其他ノ收入金ヲ定期内ニ納メザル者

徴收ス

アルトキハ直ニ督促令狀ヲ發付ス其督促令狀ニ指定スル期間ハ七日以内トス

第三條 督促手數料及増手數料ハ滯納金ト同時ニ之ヲ徴收ス

第二條 督促令狀ヲ發付シタルトキハ令狀壹通毎ニ督促手數料金拾錢ヲ徴收ス

第四條 督促令狀ニ指定シタル期限内ニ滯納金及督促手數料増手數料ヲ納入セザルトキハ國稅徴收法ニ依リ徴收ス

町外ニ在ル滯納者ニ對シテハ前項ノ外脚夫ヲ以テスル場合ハ其里程ニ應シ壹里毎ニ金拾錢郵便ヲ以テスル場合ハ其實費ヲ以テ増手數料トシテ

第五條 本條例ハ公告ノ日ヨリ十日ヲ經テ施行ス

豊岡町公告式條例(明治四十二年八月三日)

(埼玉縣知事許可)

第一條 本町ノ條例又ハ規則ハ揭示場ニ揭示スル

ヲ以テ公告式トス

町條令並ニ町規

第二條 條例又ハ規則以外ノ規定或ハ處分ニシテ
 公告ヲ要シ若クハ要スヘキモノト認メタルトキ
 亦之ヲ揭示ス但シ告諭其他ノ事項ニシテ公告ヲ
 要スルモノハ本條ノ例ニ依ル

第三條 揭示場ハ本町役場前、及本町大字黒須字
 久保田七百八拾五番地、大字高倉字中小路百七
 拾四番地、大字善藏新田字愛宕臺三拾九番地ノ
 四ヶ所トス

第四條 條例又ハ規則ハ揭示ノ日ヨリ五日ヲ經テ

埼玉縣人間郡豊岡町有給吏員年功加俸條例

(明治四十二年八月三日)
 (埼玉縣知事許可)

第一條 本町有給吏員ニシテ滿四ヶ年以上勤績シ
 其成績佳良ナルモノハ町會ノ議決ニ依リ年功加
 俸ヲ支給ス

第二條 年功加俸ハ初回ニ於テ本俸百分ノ十ヲ支
 給ス爾後勤績年數滿四ヶ年ヲ加フル毎ニ本俸百
 分ノ五ヲ加ヘ百分ノ二十五ニ至リテ止ム

第三條 兵役ニ服スル爲メ其職ヲ去リタル者兵役
 ヲ終リタル後三十日以内更ニ就職シタルトキハ
 前後ノ在職年數ヲ勤績年數ニ通算ス

施行ス但特ニ施行期限ヲ定メタルモノハ此限ニ
 アラズ

第五條 公告ハ總テ揭示ノ年月日ヲ記入シ町長之
 ニ署名ス町長故障アル場合ニ於テハ其代理者之
 ニ署名ス

附 則

第六條 従前ノ規定ニシテ本條例ニ牴觸スルモノ
 ハ本條例施行ノ日ヨリ廢止ス

第四條 有給吏員ノ勤績年數ハ其職名ノ異ナルモ
 ノト雖モ通算ス但任期アルモノ滿期ノ後三十日
 以内ニ再任シタルトキハ仍勤績ト見做ス

有給吏員ニシテ中途名譽職吏員ニ轉シタル後再
 ビ有給吏員トナリタルモノノ年數ハ前後ヲ通算
 ス

第五條 年功加俸ハ辭令書ヲ用ヒ發令ノ月ヨリ本
 俸ト同時ニ之ヲ支給ス但増俸減俸又ハ其他ノ事
 由ニ依リ俸給額ニ異動ヲ生ジタル場合ハ現ニ受

クル俸給額ニ依リ計算ス

第六條 年功加俸ハ初回支給後滿四ヶ年ヲ經ルニ
 非サレバ第二回以後ノ加俸ヲ支給セズ

第七條 私事故障ノ爲メ一年内公暇日ヲ除キ六十
 日以上勤務ニ服セザルトキハ其年ヲ在職年數ニ
 通算セズ

第八條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタル
 トキハ其月ヨリ年功加俸ノ支給ヲ停止ス

懲戒處分ヲ受クルニ至ラザル者ト雖モ職務怠慢
 成績不良ノ事實アルモノハ町會ノ議決ニ依リ其
 支給ヲ停止ス

前二項ニ依リ年功加俸ノ支給ヲ停止セラレタル

埼玉縣人間郡豊岡町退隱料條例改正條例

(大正二年三月十九日)
 (埼玉縣知事許可)

第一條 本町有給吏員ハ此條例ノ規定スル所ニ依
 リ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 在職滿十五年以上ニ至リ退職シタル者ニ
 ハ終身退隱料ヲ支給ス但シ左ノ各號ノ一ニ該ル
 トキハ此ノ限ニアラズ

一、年齢六十歳未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退

町條例並ニ町規

モノ改悞ノ状著シキトキハ町會ノ議決ニ依リ其
 停止ヲ解除スルコトヲ得但シ懲戒處分ヲ受ケタ
 ルニ因リ支給ヲ停止シタルトキハ滿一ヶ年ヲ經
 ルニアラザレバ之ヲ解除スルコトヲ得ズ

第九條 年功加俸ヲ支給スルニ當リ計算上錢位系
 滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス

附 則

第十條 本條例ノ支給ニ關シテハ就職ノ時ヨリ起
 算シ現ニ勤績スルモノニ適用ス但明治二十二年
 町村制施行前ノ勤績年數ハ算入セズ

第十一條 本條例ハ明治四十三年四月一日ヨリ之
 ヲ施行ス

職シタルトキ

二、懲戒ニ依リ解職セラレタルトキ

三、町長ニ於テ任免スベキ有給吏員ニシテ犯罪
 アリタルガタメ免職セラレタルトキ

四、職ニ就キタルガ爲メ公民タルノ權利ヲ得ベ
 キ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ

受ケタルタメ失職シタルトキ但シ後ニ免訴若シクハ無罪ノ言渡シアル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ禁錮以上ノ刑ニ該ラサル場合ニ於テハ其裁判確定ノ日ヲ待テ失職ノ當時ニ遡リテ退隱料ヲ支給ス

第三條 前條退隱料年額ハ退職當時ノ給料ト在職年數トニ依リ之ヲ定ム即チ左ノ如シ

在職滿十五年以上十六年未滿ニシテ退職シタルモノ、退隱料年額ハ給料年額二百四十分ノ六十分シ十五年以上滿一年毎ニ給料年額二百四十分ノ一ツ、ヲ加ヘ滿四十年ニ至リテ止ム

第四條 在職中公務ノ爲メ疾病又ハ傷痍ヲ受ケ不具廢疾ト爲リ其職ニ堪ヘズシテ退職シタル者ニハ在職年數ニ拘ハラズ終身退職當時ノ給料年額二百四十分ノ六十ニ相當スル退隱料ヲ支給ス

第二條ノ年限間在職シタル者ニシテ前項ノ事由ニ依リ退職シタルトキハ第三條ノ規定ニ照準シタル退隱料ノ年額ニ其百分ノ二ヲ増シタル額ヲ支給ス

第五條 第三條第四條及第七條ニ規定セル給料年

額ハ月給ノモノハ其十二ヶ月分日給ノモノハ其三百六十日分ヲ以テ算出ス

第六條 有給吏員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終ルモノトス

前項ノ在職年數ハ一時退職ノ後再ビ就職シタル者ニ在テハ前後ノ年數ヲ通算ス但シ第二條第一號乃至第四號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其以前ノ在職年數ヲ通算セザルモノトス

第七條 退隱料ヲ受クル權利ヲ有スルモノ再ヒ就職シ引續キ在職滿一年以上ニシテ退職シタルトキハ前後通算シテ在職滿四十年ニ至ルマデ後ノ在職滿一年ヲ加フル毎ニ其退職當時ニ於ケル給料年額二百四十分ノ一ヲ退隱料年額ニ増加シタル額ト第六條及第三條ノ方法ニ依リ計算シタル額トヲ比較シ其額多キ方ヲ支給ス但第二條第一號乃至第四號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニアラズ

第八條 退隱料ヲ受クル權利ヲ有スル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ退隱料ヲ受クルノ權利

ヲ失フモノトス

一、國民ノ分限ヲ失ヒタルトキ

二、六年ノ懲役若シクハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、在職中ノ犯罪行爲ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第九條 退隱料ノ支給ハ退職ノ翌月ヨリ始マリ死亡ノ月又ハ權利喪失ノ前月ヲ以テ終ルモノトス

第十條 退隱料ノ支給ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマデノ間之ヲ停止ス

前項ノ期間ハ停止理由ノ生ジタル月ヨリ其終リタル月迄トス

退隱料ヲ受クル權利ヲ有スル者官職又ハ府縣郡市町村其他ノ公共團體ノ職務ニツキ給料ヲ受クル場合ニ於テハ其給料月額ニ退隱料月額ヲ合シ退職當時ニ於ケル給料月額ニ超過スルトキハ其超過額ニ對スル退隱料ノ支給ヲ停止ス

第十一條 退隱料年額ハ月割ヲ以テ之ヲ計算シ毎年四月十月ニ於テ其前月マデノ分ヲ支給ス但シ

退隱料ヲ受クル權利ヲ有スル者死亡シ又ハ權利ヲ喪失シタル場合ハ期月ニ拘ハラズ之ヲ支給ス

第十二條 退隱料ハ賣買讓與質入ヲ爲スコトヲ得ズ

附 則

第十三條 第六條ノ在職年數ハ改正町村制施行前退職シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ尙其以前ノ在職年數ヲ通算セザルモノトス

一、懲戒裁判ニ依リ解職セラレタルトキ但自己ノ行爲ニ非ズシテ職務ヲ執ルニ堪ヘザルガタメ解職セラレタル場合ハ此限ニアラズ

二、隨時解職シ得ベキ有給吏員ニシテ不都合ノ行爲アリタルガタメ解職セラレタルトキ

三、犯罪ニ依リ失職シタルトキ

四、職ニ就キタルガ爲メ公民タルノ權ヲ得可キ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノタメ公判ニ付セラレタルニ依リ解職シタルトキ但後ニ免訴若クハ無罪ノ言渡アリタル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ禁錮以上ノ刑ニ該ラザル場合ハ此限ニアラズ

第十四條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本條例ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス
 舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本條例適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

第十五條 本條例ハ大正二年四月一日ヨリ施行ス

明治四十三年條例第一六九三號有給吏員退隱料

埼玉縣入間郡豊岡町一時給與金條例

(大正二年三月三日)
 (埼玉縣知事許可)

第一條 本町有給吏員ニシテ退職又ハ死亡シタルトキハ本條例ノ規定スル所ニ依リ退職給與金若クハ死亡給與金ヲ給ス
 第二條 在職一年以上ニ至リ退職シ又ハ在職中公務ノ爲メ疾病ニ罹リ若シクハ傷痍ヲ受ケ其ノ職ニ堪ヘズシテ退職シタルトキハ退職給與金ヲ給ス但左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此限ニアラズ
 一、年齢六十年未満ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ

ニ關スル條例ハ本條例施行ノ日ヨリ廢止ス但現ニ退隱料ヲ受クル者ノ權利ヲ妨グルコトナシ
 現ニ在職スル者ニシテ本條例ノ施行前ニ於テ其在職年數十年以上ニ及ブ者ハ第二條ノ年限ニ達セズシテ退職シタルトキト雖モ尙前條ニ依リ退隱料ヲ支給ス
 前項退隱料ヲ受クル權利ノ消滅停止及支給期月ニ關シテハ本條例ノ規定ニ依ル

二、懲戒ニ依リ解職セラレタルトキ
 三、町長ニ於イテ任免スベキ有給吏員ニシテ犯罪アリタルガタメ免職セラレタルトキ
 四、職ニ就キタルガタメ公民タルノ權ヲ得ベキ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルガタメ失職シタルトキ但後ニ免許若クハ無罪ノ言渡アリタル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ禁錮以上ノ刑ニ該ラザル場合ハ此ノ限ニアラズ
 五、本町ヨリ退隱料ヲ受クルトキ

第三條 在職一年以上ニ至リ死亡シ又ハ在職中公務ノ爲メ疾病ニ罹リ若クハ傷痍ヲ受ケ死亡シタルトキハ死亡給與金ヲ給ス

第四條 退職給與金ハ左ノ區別ニ依リ計算シタル金額ヲ本人ニ給ス

- 一、在職一年以上ノ者ハ給料月額十分ノ五ヲ左ノ在職年數ニ乗ジタル金額
- 二、在職中公務ノタメ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其職ニ堪ヘザルニ由ル者給料月額一ヶ月分
- 三、在職年數第一號ニ該當スル者ニシテ第二號ノ事由ニ依ルトキハ第一號及第二號ニ準ジ計算シテ之ヲ併合シタル金額

第五條 死亡給與金ハ左ノ區別ニ依リ計算シタル金額ヲ其遺族ニ給ス但遺族ナキトキハ死亡者ノ葬儀ヲ擔當スル者ニ給ス

- 一、在職一年以上ノ者ハ給料月額十分ノ六ヲ其在職年數ニ乗ジタル金額
- 二、在職中公務ノタメ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルニ由ル者ハ給料月額二ヶ月分
- 三、在職年數第一號ニ該當スル者ニシテ第二號

町條例並ニ町規

ノ事由ニ依ルトキハ第一號及第二號ニ準ジ計算シテ之ヲ併合シタル金額

第六條 在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職若クハ死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス

第七條 前條ノ在職年數ハ一時退職ノ後再ビ就職スル者ニアリテハ前後ノ年數ヲ通算ス但第二條第一號乃至第四號ノ一ニ該當スル場合ハ其以前ノ在職年數ヲ通算セザルモノトス
 左ニ掲グル年數ハ在職年數中ヨリ之ヲ除算ス
 一、年齢二十年未満者ノ在職年數
 二、臨時雇中ノ在職年數
 三、退職給與金ヲ受ケタル在職年數

第八條 第四條及第五條ニ規定セル給料月額ハ退職又ハ死亡當時ノ給料ニ依リ年給ノ者ハ其十二分ノ一、日給ノモノハ其三十日分ヲ以テ算出ス

退職給與金及死亡給與金ノ錢位未滿ノ端數ハ之ヲ錢位ニ滿タシム

第九條 遺族ノ順位ハ官吏遺族扶助料法ノ規定ヲ準用ス

第十條 退職給與金又ハ死亡給與金ハ退職若クハ

死亡ノトキ之ヲ給ス但第二條第四號但書ノ場合ニ於テハ其裁判確定ノ日ヲ待テ之ヲ給ス

附 則

第十一條 本條例ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 第七條ノ在職年數ハ改正町村制施行前退職シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ其以前ノ在職年數ヲ通算セザルモノトス
一、懲戒裁判ニ依リ解職セラレタルトキ但自己ノ所爲ニ非ラズシテ職務ヲ執ルニ堪ヘザルガタメ解職セラレタル場合ハ此限ニ非ラズ

埼玉縣入間郡豊岡町基本財産蓄積條例改正條例(大正二年四月十一日 埼玉縣知事許可)

第一條 本町ハ此條例ノ規定ニ依リ元資金七萬圓ニ達スルマデ毎年度基本財産ヲ蓄積ス
第二條 左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積ス但特ニ費途ヲ定メタルモノハ此ノ限ニアラズ
一、基本財産ヨリ生ズル收入
二、寄附金其他臨時ノ收入
第三條 前條ノ外左ノ收入及町稅ヲ以テ毎年度五百圓以上ヲ基本財産トシテ蓄積ス
一、國稅及縣稅徵收ニ因ル交付金
二、戶籍取扱手数料
三、使用料及手数料
第四條 公債ヲ起ス場合ニ於テハ町會ノ議決ヲ經テ其償還ヲ了スルマデノ間第三條ノ蓄積額ヲ減少シ又ハ其蓄積ヲ停止スルコトヲ得

二、隨時解職シ得ベキ有給吏員ニシテ不都合ノ所爲アリタルガタメ解職セラレタルトキ
三、犯罪ニ依リ失職シタルトキ
四、職ニ就キタルガタメ公民タルノ權ヲ得ベキ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノタメ公判ニ付セラレタルニ依リ解職セラレタルトキ但後ニ免訴若クハ無罪ノ言渡アリタル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ禁錮以上ノ刑ニ該ラザル場合ハ此ノ限ニアラズ
第十三條 舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本條例ノ適用ニ就テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

制限外課稅若クハ特別稅ノ新設増課ヲ爲ス場合ニ於テハ町會ノ議決ヲ經テ其年度間町稅ヲ以テスル蓄積ヲ停止スルコトヲ得

第五條 基本財産ノ蓄積ニ關スル費用ハ町費ヨリ之ヲ支辨ス

第六條 基本財産ノ累積高及其收支ノ要領ハ每翌

年度ニ於イテ之ヲ告示ス

附 則

第七條 本條例ハ大正三年度ヨリ施行ス
第八條 明治三十六年條例第一一六七號基本財産蓄積ニ關スル條例ハ本條例施行ノ日ヨリ廢止ス

町基本財産蓄積金潤殖計算表

毎年度五百圓積立 (毎年度末預入利子年四分二厘)

年次	現在額	累加額	利子	元利合額	年次	累加額	利子	元利合額
一	五,000.00	五,000.00	110.00	5,110.00	十	13,075.61	538.70	13,614.31
二	5,500.00	10,500.00	239.82	10,739.82	十一	14,103.78	571.35	14,675.13
三	6,200.00	16,700.00	270.89	16,970.89	十二	15,275.13	613.50	15,888.63
四	6,998.20	23,698.20	303.26	24,001.46	十三	16,291.48	663.50	16,954.98
五	7,707.10	31,395.30	337.00	31,732.30	十四	17,454.73	712.90	18,167.63
六	8,533.97	39,929.27	372.16	40,301.43	十五	18,666.81	763.00	19,429.81
七	9,360.97	49,290.24	408.79	49,699.03	十六	19,929.81	816.50	20,746.31
八	10,233.13	59,523.37	446.96	60,000.33	十七	21,245.86	871.33	22,117.19
九	11,141.92	70,665.29	486.96	71,152.25	十八	22,617.80	928.93	23,546.73
現在額	12,088.88	82,754.17	526.73	83,280.90	十九	24,046.10	988.93	25,035.03

町條例並ニ町規

年次	現在額	累加額	利子	元利合額
二十年	二五、三三五・三〇	一、一五一・四七〇	二六、五八六・五〇〇	三十二年
二十一年	二七、〇八六・五〇〇	一、一六六・三〇〇	二八、二〇三・一三〇	三十一年
二十二年	二八、七〇三・三〇〇	一、一八四・五三〇	二九、八八七・六六〇	三十二年
二十三年	三〇、三八七・六六〇	一、二五五・二八〇	三一、六四二・九四〇	三十三年
二十四年	三二、一四二・九四〇	一、三三九・〇〇〇	三三、四八一・九四〇	三十四年
二十五年	三三、九七一・九四〇	一、四〇八・八二〇	三五、三七七・七六〇	三十五年
二十六年	三五、八七七・七六〇	一、四八五・八六〇	三六、三六三・六二〇	三十六年
二十七年	三六、八六三・六二〇	一、五六九・二七〇	三八、四三二・八九〇	三十七年
二十八年	三八、九三二・八九〇	一、六四一・八〇〇	四〇、五四七・〇七〇	三十八年
二十九年	四一、〇四七・〇七〇	一、七二二・九七〇	四二、七五〇・〇四〇	三十九年

埼玉縣入間郡豊岡町立尋常高等小學校基本財産蓄積條例 (大正二年五月二日 埼玉縣知事許可)

- 第一條 本町ハ本條例ノ規定ニ依リ元資本金六萬圓ニ達スルマデ毎年度小學校基本財産ヲ蓄積ス
- 第二條 左ノ收入ハ小學校基本財産トシテ蓄積ス
但特ニ費途ヲ定メタルモノハ此ノ限ニアラズ
一、小學校基本財産ヨリ生ズル收入
二、寄付金其他臨時ノ收入
- 第三條 前條ノ外左ノ收入ヲ以テ毎年度百圓ヲ小學校基本財産トシテ蓄積ス
一、生徒授業料
二、學校不用品拂下代
- 第四條 公債ヲ起ス場合ニ於テハ町會ノ議決ヲ經テ其償還ヲ了スル迄ノ間第三條ノ蓄積額ヲ減少シ又ハ其蓄積ヲ停止スルコトヲ得

第五條 小學校基本財産蓄積ニ關スル費用ハ町費ヨリ之ヲ支辨ス

第六條 小學校基本財産ノ累積高及其收支ノ要領ハ毎翌年度ニ於テ之ヲ町内ニ告示ス

附則

第七條 本條例ハ大正三年度ヨリ之ヲ施行ス

第八條 本條例施行ノ際現在スル基本財産ハ本條例施行ノ日ヨリ此條例ニ依ル

理由

社會ノ進歩ト共ニ町村ノ經營スベキ事業逐年其多キヲ加ヘ又普通教育ノ上進發達ニ就テモ益々其進歩ノ實ヲ舉ゲザルベカラズ然ルニ諸般ノ經費ハ年ト共ニ増嵩シ民部ノ負擔漸ク重キヲ加フルノ秋ニ方リ本町多少ノ餘力ヲ蓄積シ以テ將來ニ於ケル町民ノ福利ヲ圖リ併セテ教育上ノ施設ヲシテ遺憾ナカラシメン事ヲ期スル所以ナリ

町立小學校基本財産蓄積金潤殖計算表 (毎年度貳百圓積立 (毎年度末預入) 利子四分二厘)

年次	現在額	累加額	利子	元利合額
一年	五、四〇〇・〇〇〇	五、四〇〇・〇〇〇	二二六・八〇〇	五、六二六・八〇〇
二年	五、六〇〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	二九五・二〇〇	一〇、二九五・二〇〇
三年	五、八〇〇・〇〇〇	一五、〇〇〇・〇〇〇	三七五・二〇〇	一五、三七五・二〇〇
四年	六、〇〇〇・〇〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇〇	四六〇・三三〇	二〇、四六〇・三三〇
五年	六、二〇〇・〇〇〇	二五、〇〇〇・〇〇〇	五五〇・〇〇〇	二五、五五〇・〇〇〇
六年	六、四〇〇・〇〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇〇	六四五・二二〇	三〇、六四五・二二〇

町條令並ニ町規

豊岡町勢一斑 附録

十四年	一六、〇五五・二二〇	六六五・九一〇	一六、七二一・一三〇	二一、六四九・五二〇	三三、六四九・五二〇	一、四〇四・八七〇	三五、〇五四・三八〇
十五年	一六、九二一・一三〇	七〇三・二八〇	一七、六三三・四一〇	二二、五五三・五九〇	三五、二五四・三八〇	一、四七三・二八〇	三六、七二六・六六〇
十六年	一七、八三三・四一〇	七四〇・一八〇	一八、五六三・五九〇	二三、四四三・二六〇	三八、九二六・六六〇	一、五四三・五二〇	三八、四六九・一七〇
十七年	一八、七三三・五九〇	七七九・六七〇	一九、五四三・二六〇	二四、五六四・〇七〇	三八、六六九・一七〇	一、六五七・〇〇〇	三九、〇〇〇・〇〇〇
十八年	一九、七四三・二六〇	八二〇・八一〇	二〇、五六四・〇七〇	二五、六七七・七六〇	四一、六八四・八七〇	一、七四二・三六〇	四〇、〇〇〇・〇〇〇
十九年	二〇、七六四・〇七〇	八六三・六九〇	二一、六七七・七六〇	二六、七八一・二二〇	四三、六二七・三三〇	一、八三三・九四〇	四一、四二七・三三〇
二十年	二一、八二七・七六〇	九〇八・三六〇	二二、七八一・二二〇	二七、八九一・〇〇〇	四五、六五一・一七〇	一、九〇八・九四〇	四二、五六〇・一一〇
二十一年	二二、九三六・一一〇	九五四・九一〇	二三、八九一・〇〇〇	二八、〇〇〇・〇〇〇	四七、七六〇・一一〇	一、九九七・五二〇	四三、七五七・六三〇
二十二年	二五、二九一・〇三〇	一、〇五三・八二〇	二六、三四四・八五〇	二九、一五五・三三〇	四九、九五七・六三〇	二、〇八九・八二〇	四四、〇四七・四五〇
二十三年	二六、五四四・八五〇	一、一〇六・四八〇	二七、六五一・三三〇	三〇、二六八・〇〇〇	五一、三四七・四五〇	二、一八五・九九〇	四四、四三三・四四〇
二十四年	二七、八五一・三三〇	一、一六一・三五〇	二九、〇二六・八〇〇	三一、四三三・二二〇	五二、六三三・四四〇	二、二八六・二〇〇	四五、〇一九・六四〇
二十五年	二九、二二六・八〇〇	一、二一八・五二〇	三〇、四三三・二二〇	三二、九〇三・三三〇	五三、九一六・四四〇	二、三九〇・二二〇	四五、五二〇・二六〇
二十六年	三〇、六三三・二二〇	一、二七八・一一〇	三一、九〇三・三三〇	三三、四九三・五二〇	五五、七二〇・二六〇	二、四九九・四五〇	四六、二〇九・六九〇
二十七年	三二、一〇九・三三〇	一、三四〇・一九〇	三三、四九三・五二〇				

豊岡町役場處務規程(明治二十六年七月廿九日)

第一條 本町役場ノ事務ハ左ノ事項ニ區別シテ取

取扱フ可シ
一 議事(議員ノ選舉、會議ノ準備、議決ノ執行、營造物財産歳入ノ管理、收入支出ノ命令)

一 庶務(諸證書公文書類ノ保管其他各事項中所屬ナキ一切ノ事項)
一 勸業
一 土木

地 理 務
學 務 生 務
衛 生 事 務
兵 事 務
戶 籍 事 務
稅 務
會 計 收入支出々納事務
第二條 到達及發送ノ文書ハ總テ町長之ヲ檢閲シ往復簿ニ其要旨ヲ摘録シ本書ニモ亦其番號等ヲ記入シ到達文書ハ檢印ノ上其主任ニ配付シ發送文書ハ署名ノ後主任ヲシテ其手續ヲナサシムベシ
到達文書ニ添ヒタル現金又ハ金券ハ直ニ之ヲ收入役ニ交付スベシ
退出後若クハ休日ニ到達シタル文書ハ宿直員ニ於テ之ヲ受ケ其至急ヲ要スルモノ又ハ現金封入ノモノハ直ニ其他ハ翌日町長ニ差出スベシ

第三條 配付ヲ受ケタル文書ハ其主任ニ於テ直ニ處理スベシ若シ直ニ處シ難キトキハ町長ノ指揮ヲ受クベシ
第四條 町長ハ毎月一日又ハ臨時ニ文書處理ノ濟否ヲ調査スベシ
第五條 帳簿ハ部類ヲ分チテ編冊シ目錄ヲ付スルノ必要アルモノハ之ヲ冊首ニ記載スベシ
諸帳簿書籍類ハ別ニ其目錄ヲ調製スベシ
第六條 町長助役及收入役ノ職印ハ各自保管スベシ
第七條 吏員ハ出勤シタルトキハ出勤簿ニ押印シ事務ニ從事スベシ
第八條 吏員病氣其他ノ事故ニ依リ出勤シ難キトキハ其事由ヲ届出ベシ
第九條 吏員公務出張又ハ病氣其他ノ事故ニ依リ出勤セザルトキハ出勤簿ニ其事由ヲ記入スベシ

豊岡消防組員給與規定(明治二十七年七月九日設定)

第一條 消防組々頭ニ支給スベキ事務手當ハ月額

金五拾錢トス

町條令並ニ町規

豊岡町勢一症 附録

第二條 消防組員ニ支給スベキ出場手當ハ一回金拾錢トス
 第三條 前條ノ支給法ハ本年本縣令第十六號消防組規則施行細則第五十條及第五十一條ニ依ル
 第四條 堤防見廻リ又ハ夜警ハ各大字ノ舊慣ニ因ルヲ以テ支給セザルモノトス然レドモ事ノ重大

豊岡町吏員ニシテ傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金支給ニ關スル規定(明治三十三年七月十二日設定)

第一條 本町吏員ニシテ傳染病ノ豫防救治ニ從事スル者公務ニ因リ病毒ニ感染シ又ハ之ニ原因シテ死亡シタルトキハ本規定ニヨリ手當金ヲ給ス
 第二條 手當金ハ左ノ四種トス
 一 療治料
 二 給助料
 三 吊祭料
 四 遺族扶助料
 第三條 病毒ニ感染シタル者ニハ療治料ヲ給ス感染者治癒シタルトキハ給助料ヲ給シ死亡シタルトキハ其遺族ニ吊祭料及遺族扶助料ヲ給ス遺族

ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依ル
 第五條 吊慰手當ハ五拾圓以上七拾圓以下トス
 第六條 傷痍手當ハ壹圓以上五拾圓以下トス但微傷ニシテ休業ニ至ラザルモノニハ治療費ノ實費ヲ支給ス

ナキトキハ葬儀ヲ行フ者ニ吊祭料ヲ給ス
 遺族中遺族扶助料ヲ受クベキ者ノ順位ハ官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル
 第四條 遺族扶助料ハ死者ノ受ケタル給料ノ金額ニ應ジ第一號表ニ依リ一時之ヲ給ス其給料ヲ受ケザルモノニ在リテハ第二號表ニ依リ一時之ヲ給ス
 第五條 療治料ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ給ス
 一 町長助役ハ一日金貳圓
 二 其他ノ吏員ハ一日金壹圓五拾錢
 給助料ハ遺族扶助料ノ二分ノ一ニ相當スル金額

ヲ給ス
 吊祭料ハ月給二ヶ月分又ハ日給六十日分ニ相當スル金額ヲ給ス
 其給料ヲ受ケザル者ニアリテハ第三號表ニ依リ

之ヲ給ス
 附則
 第六條 本規定ハ明治三十三年七月十二日ヨリ施行ス

等級	月給	遺族扶助料
一 等	金貳拾五圓以上	金參百圓
二 等	金貳拾圓以上	金貳百五拾圓
三 等	金拾五圓以上	金貳百圓
四 等	金拾貳圓以上	金百七拾五圓
五 等	金拾圓以上	金百五拾圓
六 等	金七圓以上	金百貳拾五圓
七 等	金七圓未滿	金百圓

第二號表

職名	遺族扶助料
職名	遺族扶助料

町條令並ニ町規